

第8回通常総会

招集ご通知

2019年5月15日

電力広域的運営推進機関

2019年5月15日

会員各位

東京都江東区豊洲六丁目2番15号
電力広域的運営推進機関
理事長 金本良嗣

第8回通常総会招集ご通知

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申しあげます。

さて、当機関の第8回通常総会（以下「本総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

議決権を保有している会員につきましては「議決権行使書」を同封しておりますが、本総会にご出席いただけない場合は、「議決権行使書」をご提出いただくことにより議決権行使することが可能です。本総会にご出席が難しい場合は、お手数をおかけいたしますが、別添総会参考書類をご覧いただき、「議決権行使書」に賛否をご表示のうえ、2019年6月4日（火曜日）17時40分までに当機関に到着するように「議決権行使書」をご提出いただきますようお願い申しあげます。

敬具
記

1. 日 時 2019年6月5日（水曜日）午前10時30分（受付開始午前10時）

2. 場 所 中央区立日本橋公会堂 4階ホール

（東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目31番1号 日本橋区民センター内）

3. 目的事項

議決事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 業務規程一部変更の件

第3号議案 2018年度事業報告の件

第4号議案 2018年度決算報告の件

第5号議案 役員退任後における本機関の中立性確保の件

第6号議案 役員選任の件

第7号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

報告事項

(1) 送配電等業務指針一部変更の件

(2) 監査報告の件

以上

-
- 議決権を保有している会員につきましては、「出席票」を同封しております。本総会に当日ご出席の際は、「出席票」を持参のうえ会場受付へご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参ください。
 - 会場の収容人数及び安全確保の観点から、当日ご出席の際は事業者ごとに1名でお願いいたします。
 - 議決権の集約について、定款第24条第5項の定めによりグループ会社間で集約先を変更する場合は、あらかじめ、同条第4項各号に掲げる会員が連名により、集約先の会員の名称を記載した任意様式の届出を提出してください。
 - 「議決権行使書」を事前にご提出いただいた場合であっても、本総会にご出席いただいた場合には、本総会における議決権行使の内容を優先させていただきます。
 - 複数のライセンスを保有している会員が、ライセンスごとに議決権の不統一行使を行う際は、2019年5月29日（水曜日）17時40分までに不統一行使を行う旨及びその理由を通知してください。
 - 総会参考書類に修正が生じた場合は、当機関ウェブサイト (<http://www.occto.or.jp/>) でお知らせいたします。
 - 会員以外で送電系統を利用する事業者もご出席いただくことが可能です。
 - 当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、会員の皆様におかれましても軽装にてご出席ください。

(別添)

総会参考書類

<議決事項>

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の内容

定款の一部について、別紙1のとおり、変更いたしたいと存じます。

2. 変更の理由

容量市場の導入等のためとなります。

第2号議案 業務規程一部変更の件

1. 変更の内容

業務規程の一部について、別紙2のとおり、変更いたしたいと存じます。

2. 変更の理由

容量市場の導入等のためとなります。

第3号議案 2018年度事業報告の件

2018年度の事業報告について、別紙3のとおりにいたしたいと存じます。

本事業報告に関しては、別紙7の電気事業法第28条の49第2項に基づく本機関監事の意見書を頂いております。

第4号議案 2018年度決算報告の件

2018年度の決算報告について、別紙4のとおりにいたしたいと存じます。

本決算報告に関しては、別紙7の電気事業法第28条の49第2項に基づく本機関監事の意見書を頂いております。

第5号議案 役員退任後における本機関の中立性確保の件

本機関理事である遠藤久仁から、2019年6月30日をもって本機関の理事を辞任したい旨の届出を受けました。

同氏は、退任後、他法人の取締役に就任予定ですが、当該法人は電気事業を行っていないことから、本機関評議員会及び理事会は、定款第34条第4項に定める本機関の中立性が確保されることを確認しています。つきましては、本内容についてご承認いただきたいと存じます。

(注) 就任先の法人名称につきましては、本年5月22日以降に本機関ウェブサイトの総会ページにて開示し、併せて郵送にてご通知する予定です。書面により議決権行使される会員の皆様はこちらをご確認の上、議決権行使をしていただくようお願いいたします。

第6号議案 役員選任の件

本機関理事である遠藤久仁は、2019年6月30日をもって退任となります。同氏退任に伴い、新たに理事1名の選任をお願いいたしたいと存じます。理事候補者は以下のとおりです。

氏名	現職
進士 誉夫 (しんじ たかお)	東京ガス株式会社 電力本部長付 電力広域的運営推進機関出向 (本機関企画部長)

【参考事項】理事候補者略歴等

最終出身校・略歴	
【最終出身校】	
1987年3月	東京大学工学部電子工学科 卒業
【略歴】	
1987年4月	東京ガス株式会社入社
2006年4月	同上 エネルギーソリューション事業部付 電力系統利用協議会出向
2007年4月	同上 総合エネルギー事業部付 電力系統利用協議会出向
2008年4月	同上 基盤技術部ホロニックエネルギーグループ副部長
2010年3月	博士号取得（東京農工大学）
2010年4月	東京ガス株式会社 基盤技術部スマートエネルギー技術センター所長
2013年4月	同上 スマエネ推進部 スマエネエンジニアリンググループマネージャー
2015年4月	同上 営業イノベーションプロジェクト部 スマエネエンジニアリンググループマネージャー
2016年4月	同上 ソリューション技術部 スマエネエンジニアリンググループマネージャー
2017年4月	同上 電力本部長付 電力広域的運営推進機関出向（本機関企画部長）

第7号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

本総会にて議決した議案（定款一部変更の件、業務規程一部変更の件、2018年度事業報告の件及び2018年度決算報告の件）の内容については、若干の修正が必要となる可能性がありますので、議案の趣旨に反しない範囲での修正等を理事会に一任していただきたいと存じます。

<報告事項>

(1) 送配電等業務指針一部変更の件

① 変更の内容

別紙5のとおり変更することを2019年5月8日に本機関の理事会において議決済みであり、経済産業大臣に変更認可申請を行う予定です。

② 変更の理由

容量市場の導入等のためとなります。

(2) 監査報告の件

電気事業法第28条の20第3項及び第28条の49第2項に基づき本機関監事が実施した2018年度に係る監査の結果について、別紙6及び別紙7のとおり報告いたします。

電力広域的運営推進機関 定款 新旧対照表	
変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
平成27年4月1日施行 平成28年4月1日変更 <u>平成29年3月31日変更</u> 平成30年4月1日変更	平成27年4月1日施行 平成28年4月1日変更 平成29年3月31日変更 平成30年4月1日変更

定款

電力広域的運営推進機関

定款

電力広域的運営推進機関

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(新設) _____	(変更履歴) 平成27年4月1日施行 平成28年4月1日変更 <u>平成29年3月31日変更</u> <u>平成30年4月1日変更</u>

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)
(業務内容) 第5条 (略) 一～四 (略) 五 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務。(以下「電源入札等」という。)を行うこと。 六～九 (略)	(業務内容) 第5条 (略) 一～四 (略) 五 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行うこと。	六～九 (略)
(用語) 第7条 (略) 2 (略) 一～八 (略) 九 「広域連系系統」とは、次のア～エに掲げる流通設備をいう。 ア～エ (略) 十～十一 (新設) 十～十一 (略) (新設)	(用語) 第7条 (略) 2 (略) 一～八 (略) 九 「広域連系系統」とは、次のアからエに掲げる流通設備をいう。 ア～エ (略) 十～十一 (略) 十～十一 (略) 十一 「容量市場」とは、入札の実施により、将来の一定期間における需要に対して必要な供給力を確実に提供することを約する電気供給事業者を募集するための仕組みをいう。 十二 「電源入札等」とは、将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになつた後、入札の実施その他の方法により、発電用の電気工作物の新增設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の発電用の電気工作物の維持及び運用、又は休止若しくは廃止している発電用の電気工作物の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用を行う者を募集するための仕組みをいう。	(用語) 第7条 (略) 2 (略) 一～八 (略) 九 「広域連系系統」とは、次のアからエに掲げる流通設備をいう。 ア～エ (略) 十～十一 (略) 十～十一 (略) 十一 「電源入札等」とは、将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになつた後、入札の実施その他の方法により、発電用の電気工作物の新增設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の発電用の電気工作物の維持及び運用、又は休止若しくは廃止している発電用の電気工作物の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用を行う者を募集するための仕組みをいう。
(加入) 第9条 本機関に会員として加入しようとする者は、法第28条の11第2項の規定により、本機間に對し書面で加入する手続をしなければならない。 2 (略) 3 (略)	(加入) 第9条 本機関に会員として加入しようとする者は、法第28条の11第2項の規定により、本機間に對し書面で加入する手続をとらなければならない。 2 (略) 3 (略)	(加入) 第9条 本機関に会員として加入しようとする者は、法第28条の11第2項の規定により、本機間に對し書面で加入する手続をとらなければならない。 2 (略) 3 (略)
(会員への制裁) 第12条 (略) 一～六 (略) 七 前各号の他、送配電等業務の円滑な実施を著しく阻害すると認められる行為を行ったとき 2 (略) 3 前項に規定する過怠金の額は、300万円以下とする。但し、過怠金を課す場合であっても、本機関による会員に対する損害賠償請求は妨げられない。 4 第1項の規定による制裁において、過怠金の賦課は議決権その他の会員の権利停止又は制限と併科することができる。 5 会員は、第1項の規定により会員の権利の停止又は制限の制裁を受けた場合においても、その期間中、前条第1項から第3項に規定する会員としての責務をすべて履行しなければならない。	(会員に対する制裁) 第12条 (略) 一～六 (略) 七 前各号のほか、送配電等業務の円滑な実施を著しく阻害すると認められる行為を行ったとき 2 (略) 3 前項に規定する過怠金の額は、300万円以下とする。ただし、過怠金を課す場合であっても、本機関による会員に対する損害賠償請求は妨げられない。 4 第1項の規定による制裁において、過怠金の賦課は議決権その他の会員の権利の停止又は制限と併科することができる。 5 会員は、第1項の規定により会員の権利の停止又は制限の制裁を受けた場合においても、その期間中、前条第1項から第3項に規定する会員としての責務を全て履行しなければならない。	(会員に対する制裁) 第12条 (略) 一～六 (略) 七 前各号のほか、送配電等業務の円滑な実施を著しく阻害すると認められる行為を行ったとき 2 (略) 3 前項に規定する過怠金の額は、300万円以下とする。ただし、過怠金を課す場合であっても、本機関による会員に対する損害賠償請求は妨げられない。 4 第1項の規定による制裁において、過怠金の賦課は議決権その他の会員の権利の停止又は制限と併科することができる。 5 会員は、第1項の規定により会員の権利の停止又は制限の制裁を受けた場合においても、その期間中、前条第1項から第3項に規定する会員としての責務を全て履行しなければならない。

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)
(弁明の機会)	(弁明の機会)	
第14条 本機関は、前項第1項又は第3項の審議を行うときは、制裁の審議の対象となる会員に対し、 その旨を通知し、当該会員又はその代理人が当該制裁について審議する規律調査会又は理 出席して弁明するための機会を与えるものとする。	第14条 本機関は、前項第1項又は第3項の審議を行うときは、制裁の審議の対象となる会員に対し、 <u>あらかじめ</u> その旨を通知し、当該会員又はその代理人が当該制裁について審議する規律調査会又は理 事会に出席して弁明するための機会を与えるものとする。	
2 前項の場合において、弁明の機会を与えられた会員又はその代理人が、正当な理由なく規律調査会 又は理事会に出席しないときは、理事会は、前項の規定にかかわらず、当該制裁を決することができるものとする。	2 前項の場合において、弁明の機会を与えられた会員又はその代理人が、正当な理由なく規律調査会 又は理事会に出席しないときは、理事会は、前項の規定にかかわらず、当該制裁を決することができるものとする。	
(制裁の通知及び公表)	(制裁の通知及び公表)	
第15条 本機関は、第13条第3項の規定により会員に対する制裁を議決したときは、遅滞な 該会員に対し、理由を付してその旨を書面により通知する。	第15条 本機関は、第13条第3項の規定により会員に対する制裁を科す議決をしたときは、遅滞な く、当該会員に対し、理由を付してその旨を書面により通知する。	
2 本機関は、第13条第3項の規定により会員に対する制裁を議決したときは、遅滞なく、当該会員 の氏名又は商号並びに制裁の種類及びその理由を公表する。但し、次項第1項又は第4項の規定によ る異議の申立てがあった場合には、制裁の可否及び内容が理事会又は総会での議決により確定した後 にこれを行う。	2 本機関は、第13条第3項の規定により会員に対する制裁を科す議決をしたときは、遅滞なく、当該会員 の氏名又は商号並びに制裁の種類及びその理由を公表する。 <u>ただし、次項第1項又は第4項の</u> 規定による異議の申立てがあった場合には、制裁の可否及び内容が理事会又は総会での議決により確 定した後にこれをを行う。	
(異議の申立て)	(異議の申立て)	
第16条 会員は、自己に加えられた制裁について不服があるときは、次の各号のいずれかに該当する 場合に限り、前項第1項の規定による通知を受けた日から10日以内に、規律調査会に対し、書面を もつて異議を申し立てることができる。	第16条 会員は、自己に科せられた制裁について不服があるときは、次の各号のいずれかに該当する 場合に限り、前項第1項の規定による通知を受けた日から10日以内に、規律調査会に対し、書面を もつて異議を申し立てることができる。	
一・二 (略)	一・二 (略)	
2 規律調査会は、前項の規定による異議の申立てを受理したときは、改めて制裁の可否及び内容を審 議し、対応案を議決し、理事長に報告する。 <u>その後報告を受けた理事長は、遅滞なく、理事会を招集し、</u> し、制裁の可否及びその内容を議決する。	2 規律調査会は、前項の規定による異議の申立てを受理したときは、改めて制裁の可否及び内容を審 議し、対応案を議決し、理事長に報告する。 <u>当該報告を受けた理事長は、遅滞なく、理事会を招集し、</u> し、制裁の可否及びその内容を議決する。	
3 (略)	3 (略)	
4 (略)	4 (略)	
(総会)	(総会)	
第17条 (略)	第17条 (略)	
2 通常総会は、毎事業年度終了前 <u>1か月</u> 以内及び毎事業年度終了後3か月以内に開催する。	2 通常総会は、毎事業年度終了前 <u>2か月</u> 以内及び毎事業年度終了後3か月以内に開催する。	
3 (略)	3 (略)	
4 第24条第4項により議決権を有しなくなった者を含め、全ての会員は総会に出席し、意見を述べ ることができる。	4 第24条第4項により議決権を有しなくなった者を含め、全ての会員は総会に出席し、意見を述べ ることができる。	
(審議事項)	(審議事項)	
第18条 (略)	第18条 (略)	
2 ～7 (略)	2 ～7 (略)	
3 (新設)	3 (新設)	
4 前各号に掲げるもののほか、理事会が必要と認める事項	4 前各号に掲げるもののほか、理事会が必要と認める事項	
5 (略)	5 (略)	
6 前号のほか、理事会が必要と認める事項	6 前号のほか、理事会が必要と認める事項	
7 総会においては、第20条第2項又は第3項の規定により <u>至め</u> 通知した事項にについてのみ、議決す ることができる。	7 総会においては、第20条第2項又は第3項の規定により <u>至め</u> 通知した事項にについてのみ、議決す ることができる。	

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(定足数及び議決権の行使)	(定足数及び議決権の行使)
第21条 (略) 2 総会の議事は、出席した会員の議決権の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。但し、第18条第3号の議事は、出席した会員の議決権の3分の2以上の多数で決する。	第21条 (略) 2 総会の議事は、出席した会員の議決権の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。ただし、第18条第1項第1号及び第3号の議事は、出席した会員の議決権の3分の2以上の多数で決する。
(議長) 第22条 総会の議長は、理事長がこれに当たり議事を掌る。但し、理事長が欠け又は事故があるときは、理事会が 至め 定める順序により、他の理事がこれに当たる。 2 (略)	(議長) 第22条 総会の議長は、理事長がこれに当たり議事を掌る。ただし、理事長が欠け又は事故があるときは、理事会が あらかじめ 定める順序により、他の理事がこれに当たる。 2 (略)
(議決権) 第23条 総会開催の30日前の時点における会員を、議決権を有する会員とする。但し、当該会員が第3項若しくは次条第4項に基づき議決権を有しない会員となる場合又は第12条第4項に基づき議決権を制限若しくは停止された場合はこの限りではない。 2 (略) 3 本機関と特定の会員との関係について議決するときは、当該会員は、議決権を有しない。	(議決権) 第23条 総会の30日前の時点における会員を、議決権を有する会員とする。ただし、当該会員が第3項若しくは次条第4項により議決権を有しない会員となる場合又は第12条第1項により議決権の制限若しくは停止の制裁を科された場合は、この限りではない。 2 (略) 3 本機関と特定の会員との関係について議決するときは、当該会員は、議決権を有しないものとする。
(議決権の配分) 第24条 (略) 2 会員を前項各号のグループに分類する場合において、複数の事業を営む会員については、その事業の内容に応じ、複数のグループに所属させるものとする。但し、会員から第11条第3項第4号の通知がなされた場合には、新たに登録若しくは許可を受けた電気事業又は新たに届出が受理された電気事業のグループに分類することを要しないものとする。 3 前項各号のグループにおける議決権の配分割合は、次の各号に掲げるとおりとする。 一～二 (略) 4 (略) 5 (略)	(議決権の配分) 第24条 (略) 2 会員を前項各号のグループに分類する場合において、複数の事業を営む会員については、その事業の内容に応じ、複数のグループに所属させるものとする。但し、会員から第12条第1項第4号の通知がなされた場合には、新たに登録若しくは許可を受けた電気事業又は新たに届出が受理され た電気事業のグループに分類することを要しないものとする。 3 第1項各号のグループにおける議決権の配分割合は、次の各号に掲げるとおりとする。 一～二 (略) 4 (略) 5 (略)
(指名職員及び会員以外の事業者の出席) 第27条 本機関の会員のほか、経済産業大臣が指名するその職員及び会員以外で送電系統を利用する事業者は、総会に出席し、意見を述べることができる。	(指名職員及び会員以外の事業者の出席) 第27条 本機関の会員のほか、経済産業省の職員及び会員以外の電気供給事業者は、総会に出席し、意見を述べることができる。
(役員の職務及び権限等) 第29条 (略) 2 理事は、理事長を補佐して業務を管掌し、理事会で 至め 定める順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。 3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 (略) 7 (略)	(役員の職務及び権限等) 第29条 (略) 2 理事は、理事長を補佐して業務を管掌し、理事会であらかじめ定める順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。 3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 (略) 7 (略)
(役員の行動規範等) 第30条 (略) 2 (略)	(役員の行動規範等) 第30条 (略) 2 (略)

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)	
3 本機関は、役員又は役員であった者が、第1項の行動規範に違反したときその他の <u>必要があると認めるとときは、第13条から第16条の規定を準用し、当該役員又は役員であった者に対し、必要な処分等の措置を講ずるものとする。この場合、第13条から第16条における「会員」は「役員又は役員であった者」と読み替えるものとする。</u>	(役員の兼職禁止等)	3 本機関は、役員又は役員であった者が、第1項の行動規範に違反したときその他の必要があると認めるとときは、第13条から第16条の規定を準用し、当該役員又は役員であった者に対し、必要な処分等の措置を講ずるものとする。この場合、第13条から第16条における「会員」は「役員又は役員であった者」と、「制裁」は「処分等の措置」と読み替えるものとする。	
第34条 役員は、官利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に從事してはならない。ただし、 <u>経済産業大臣の承認を受けた時は、この限りでない。</u>		第34条 役員は、官利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に從事してはならない。ただし、 <u>経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。</u>	
2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 (略)		2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 (略)	
(附則) 平成28年4月1日第3条と附則平成29年3月31日の間のページから移動		別紙：役員行動規範 (略)	
(理事会の構成・役割)		(理事会の構成・役割)	
第36条 (略) 2 (略) 3 (略)		第36条 (略) 2 (略) 3 (略)	
4 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。但し、やむを得ない事情があるときは、理事会が <u>予め定める順序</u> により、理事がこれに当たる。		4 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。 <u>ただし、やむを得ない事情があるときは、理事会がこれに当たる。</u>	
5 (略) 一～六 (略) (新設)		5 (略) 一～六 (略) 七 容量市場に関する事項	
七 電源入札等に関する事項		八 各種規程の策定及び変更に関する事項	八 電源入札等に関する事項
八 系統アクセス業務に関する事項		九 各種規程の策定及び変更に関する事項	九 各種規程の策定及び変更に関する事項
九 職員の任免、労働条件、役職員の処分その他人事運営に関する基本的事項		十 統合システムアセス業務に関する事項	十 統合システムアセス業務に関する事項
十一 会員の制裁、指導及び勧告に関する事項		十一 職員の任免、労働条件、役職員の処分その他人事運営に関する基本的事項	十一 会員に対する制裁並びに電気供給事業者に対する指導及び勧告に関する事項
十二 評議員会から提出された意見に対する考え方に関する事項		十二 評議員会から提出された意見に対する考え方に関する事項	十二 評議員会から提出された意見に対する考え方に関する事項
十三 会費及び特別会費に関する事項		十三 会費及び特別会費に関する事項	十三 会費及び特別会費に関する事項
十五 前各号に掲げるもののほか重要な意思決定事項		十六 前各号に掲げるもののほか重要な意思決定事項	十六 前各号に掲げるもののほか重要な意思決定事項
(理事会の招集)		(理事会の招集)	
第37条 理事会は、原則として月に1回以上、必要に応じ理事長がこれを招集する。但し、やむを得ない事情があるときは、理事会が <u>予め定める順序</u> により、理事がこれを招集する。		第37条 理事会は、原則として月に1回以上、必要に応じ理事長がこれを招集する。但し、やむを得ない事情があるときは、理事会が <u>予め定める順序</u> により、理事がこれを招集する。	
2 (略)		2 (略)	
(評議員会の尊重義務)		(評議員会の尊重義務)	
第40条 理事会は、議決にあたり評議員会の審議内容を尊重する。		第40条 理事会は、議決に当たり評議員会の審議内容を尊重する。	
2 第36条第5項第1号のうち定款、予算、業務規程、決算、事業計画及び事業報告書に関する事項		2 第36条第5項第1号のうち定款、予算、業務規程、決算、事業計画及び事業報告書に関する事項	

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
並びに同項第2号から第7号の事項は、理事会の議決に先だって、評議員会の議決を経なければならぬ。	並びに同項第2号から第6号及び第8号の事項は、理事会の議決に先だって、評議員会の議決を経なければならない。
(評議員会の設置)	(評議員会の設置)
第43条 (略) 2 (略) 一～八 (略) 九 電源入札等に関する事項(但し、緊急の場合には除く。) 十～十一 (略) 十二 前各号に掲げるものの他、理事会が必要と認める事項 3 (略) 一～四 (略)	第43条 (略) 2 (略) 一～八 (略) 九 電源入札等に関する事項(ただし、緊急の場合は除く。) 十～十一 (略) 十二 前各号に掲げるもののほか、理事会が必要と認める事項 3 (略) 一～四 (略)
五 電源入札等による落札者等が維持し、及び運用する電源の建設の進捗状況や稼働状況	五 容量市場の運営状況に関する事項
六 電源入札等による落札者等が維持し、及び運用する電源の建設の進捗状況や稼働状況	六 電源入札等による落札者等が維持し、及び運用する送電用の電気工作物の設置に係る進捗状況及び稼働状況
七 前各号に掲げるもののほか、理事会が必要と認める事項	七 前各号に掲げるもののほか、理事会が必要と認める事項
(評議員会の議事)	(評議員会の議事)
第45条 (略) 2 (略) 3 評議員会の議事は、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。ただし、必要に応じて、少數意見を付記することができるものとする。 4 (略)	第45条 (略) 2 (略) 3 評議員会の議事は、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。ただし、必要に応じて、少數意見を見付記することができるものとする。 4 (略)
(評議員会の招集)	(評議員会の招集)
第46条 議長は事業年度において半期ごとに1回評議員会を招集する他、必要な都度評議員会を招集する。 2 (略)	第46条 議長は事業年度において半期ごとに1回評議員会を招集するほか、必要な都度評議員会を招集する。 2 (略)
(理事長に対する意見)	(理事長に対する意見)
第47条 (略) 2 前項の意見は、公開する。ただし、個人情報、個別企業の情報、契約に関する情報等が含まれる場合、当該部分は公開しないことができる。	第47条 (略) 2 前項の意見は、公開する。ただし、個人情報、個別企業の情報、契約に関する情報等が含まれる場合、当該部分は公開しないことができる。
(評議員の任期)	(評議員の任期)
第49条 評議員の任期は、2年とする。 2 (略)	第49条 評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された評議員の任期は、前任者又は他の在任評議員の任期の残任期間と同一とする。 2 (略)
(評議員の辞任)	(評議員の辞任)
第50条 評議員が辞任しようとするときは、1か月前までに理事長に届け出る。ただし、やむを得ない理由があるときはこの限りでない。 2 (略)	第50条 評議員が辞任しようとするときは、1か月前までに理事長に届け出る。ただし、やむを得ない理由があるときはこの限りでない。 2 (略)
第七章 会費等	第七章 会費等

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)	
(新設)			
（容量拠出金）			
第5.5条の2 本機関は、一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）を求めることができる。			
2 本機関は、一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。			
3 一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項に基づく本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。			
4 容量拠出金の額に関する事項は、容量拠出金の請求ごとに、理事会の議決により定める。			
5 一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第1項に基づく本機関からの容量拠出金の請求を受けたから1か月以内に容量拠出金を納入しなければならない。			
（滞納者への対応）			
第5.7条 本機関は、会費、特別会費、容量拠出金若しくは電源入札拠出金の滞納又はその不當な減額を行った場合、当該会員の名稱を公表することができる。			
（規律調査会）			
第6.2条 本機関が、第1.2条第1項に規定する制裁の可否及び内容を検討するときは、本機関に、役職員以外の学識経験者及び弁護士等で構成する規律調査会を置く。			
（紛争解決ペネル）			
第6.3条 本機関が、法第2.8条の40第7号に規定する送配電等業務についての電気供給事業者の紛争の解決を行う場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）に定める民間紛争解決手続を行うときは、同法第2条第2号に定める手続実施者として、本機関に、役職員以外の学識経験者及び弁護士等で構成する紛争解決ペネルを置く。			
附則(平成2.8年4月1日)			
第3条 電気事業法等の一部を改正する法律（平成2.6年法律第7.2号）の施行日（以下、本条において「施行日」という。）時点における本機関の会員において、次の各号に掲げるとおり、第2.4条第1項に掲げる小売電気事業者グループ、発電事業者グループ又は送配電事業者グループに分類する。			
一 (略)	一 (略)	ア (略)	イ 送配電事業者グループ（ただし、電気事業法等の一部を改正する法律（平成2.6年法律第7.2号）による改正後の電気事業法（以下、本条において「新電気事業法」という。）第27条の4の許可を受けるべき者に該当する者に限る。）
二 (略)	二 (略)	ア (略)	三 (略)
ア (略)	ア (略)	イ 送配電事業者グループ（ただし、電気事業法等の一部を改正する法律（平成2.6年法律第7.2号）による改正後の電気事業法（以下、本条において「新電気事業法」という。）第27条の4の許可を受けるべき者に該当する者に限る。）	四 (略)
法第2.7条の1.5の登録を受けたものとみなされる者に限る。）	法第2.7条の1.5の登録を受けたものとみなされる者に限る。）	ア (略)	イ 送配電事業者グループ（ただし、施行日時点において新電気事業法附則第7条第2項に基づき同法第27条の1.5の登録を受けたものとみなされる者に限る。）

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)
(新設)	附則(年月日) <u>（施行期日）</u> 第1条 この定款は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。 2 前項にかかわらず、第5条、第7条、第36条、第40条、第43条、第55条の2及び第57条の規定は、2019年7月1日から2021年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日(ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。)から施行する。	

電力広域の運営推進機関 業務規程 新旧対照表		変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
		平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 <u>平成27年8月31日変更</u> 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年4月1日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 <u>平成31年4月1日変更</u>	平成27年4月1日施行 平成27年4月1日変更 平成28年4月1日変更 平成29年4月1日変更 平成30年4月1日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 <u>平成31年4月1日変更</u>
電力広域の運営推進機関 業務規程		業務規程	業務規程
電力広域の運営推進機関		電力広域の運営推進機関	電力広域の運営推進機関

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)
(新設)		
(変更履歴)		
<u>平成27年4月1日施行</u>		
<u>平成27年4月28日変更</u>		
<u>平成27年8月31日変更</u>		
<u>平成28年4月1日変更</u>		
<u>平成28年7月1日変更</u>		
<u>平成29年4月1日変更</u>		
<u>平成29年9月6日変更</u>		
<u>平成30年4月1日変更</u>		
<u>平成30年6月29日変更</u>		
<u>平成30年10月1日変更</u>		
<u>平成31年4月1日変更</u>		

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)	
(用語)	(用語)		
第2条 (略) 2 (略)	第2条 (略) 2 (略)	六 「調整力」とは、供給区域における周波数制御、需給バランス調整その他の系統安定化業務に必要な発電設備(揚水発電設備を含む)、電力貯蔵装置、ディマンドリスボンスその他の電力需給を制御するシステムその他これに準ずるもの(但し、流通設備は除く。)の能力をいう。 七～十四 (略)	六 「調整力」とは、供給区域における周波数制御、需給バランス調整その他の系統安定化業務に必要な発電設備(揚水発電設備を含む)、電力貯蔵装置、ディマンドリスボンスその他の電力需給を制御するシステムその他これに準ずるもの(但し、流通設備は除く。)の能力をいう。 七～十四 (略)
六 「長周期広域周波数調整」とは、供給区域の下げ調整力が不足し又は下げ調整力が不足するおそれのある場合に、連系線を介して他の供給区域の一般送配電事業者たる会員の調整力を活用して行う周波数調整をいう。	十五 「長周期広域周波数調整」とは、供給区域の下げ調整力が不足し又は下げ調整力が不足するおそれのある場合に、連系線を介して他の供給区域の一般送配電事業者たる会員の調整力を活用して行う周波数調整をいう。	十五 「長周期広域周波数調整」とは、供給区域の下げ調整力が不足し又は下げ調整力が不足するおそれのある場合に、連系線を介して他の供給区域の一般送配電事業者たる会員の調整力を活用して行う周波数調整をいう。	十六～二四 (略)
二五 「系統連系希望者」とは、送電系統への連系等を希望する者(但し、一般送配電事業者は除く。)をいう。	二五 「系統連系希望者」とは、送電系統への連系等を希望する者(但し、一般送配電事業者は除く。)をいう。	二五 「系統連系希望者」とは、送電系統への連系等を希望する者(ただし、一般送配電事業者は除く。)をいう。	十六～二四 (略)
二六～四三 (略)	二六～四三 (略)	二六～四三 (略)	二六～四三 (略)
(業務運営の基本方針)	(業務運営の基本方針)		
第4条 (略)	第4条 (略)	一 平常時、緊急時を問わず、電気の安定供給体制を抜本的に強化し、併せて電力コスト低減を図るため、全国大での需給調整機能を強化すること。 二・三 (略)	一 平常時、緊急時を問わず、電気の安定供給体制を抜本的に強化し、併せて電力コスト低減を図るため、全国大での需給調整機能を強化すること。 二・三 (略)
四 需要家の負担を軽減しその利益を確保すること。	四 需要家の負担を軽減しその利益を確保すること。	四 需要家の負担を軽減し、その利益を確保すること。	四 需要家の負担を軽減し、その利益を確保すること。
2 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)
(情報の管理)	(情報の管理)		
第8条 (略)	第8条 (略)	一 (略) 二 役員又は職員が本機関に就任するときは、当該役員又は職員に対し、いかなる者に対しても秘密情報を不正に開示し、又は不正に利用しないことを誓約する旨を記載した誓約書に署名させる。	一 (略) 二 役員又は職員が本機関に就任するときは、当該役員又は職員に対し、いかなる者に対しても秘密情報を不正に開示し、又は不正に利用しないことを誓約する旨を記載した誓約書に署名させる。
三・四 (略)	三・四 (略)	三・四 (略)	三・四 (略)
2 (略) 3 (略)	2 (略) 3 (略)	2 (略) 3 (略)	2 (略) 3 (略)
(調達)	(調達)		
第9条 本機関は、役務又は物品(情報処理システムを含む)を調達するときは、公募等の方法により、透明性及び公平性を確保するとともに調達価格の抑制を図る。	第9条 本機関は、役務又は物品(情報処理システムを含む)を調達するときは、公募等の方法により、透明性及び公平性を確保するとともに調達価格の抑制を図る。	第9条 本機関は、役務又は物品(情報処理システムを含む)を調達するときは、公募等の方法により、透明性及び公平性を確保するとともに調達価格の抑制を図る。	第9条 本機関は、役務又は物品(情報処理システムを含む)を調達するときは、公募等の方法により、透明性及び公平性を確保するとともに調達価格の抑制を図る。
(業務を行う場所、営業日及び営業時間)	(業務を行う場所、営業日及び営業時間)		
第11条 (略) 2 (略) 3 (略)	第11条 (略) 2 (略) 3 (略)	第11条 (略) 2 (略) 3 (略)	第11条 (略) 2 (略) 3 (略)
4 前項の営業日における営業時間は、9時から17時40分までとする。但し、星休み(12時から13時の間)を除く。	4 前項の営業日における営業時間は、9時から17時40分までとする。ただし、星休み(12時から13時の間)を除く。	4 前項の営業日における営業時間は、9時から17時40分までとする。ただし、星休み(12時から13時の間)を除く。	4 前項の営業日における営業時間は、9時から17時40分までとする。ただし、星休み(12時から13時の間)を除く。

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)	
(職員の配置)		(職員の配置)	
第14条 (略)		第14条 (略)	
一 業務の円滑な遂行及び本機関の組織の活性化に資すること 二 各人の雇用形態、能力、知識及び経験を十分に勘案すること 三 監事及び監査室が、独立的な立場から効果的な監査を実施できること 四 調査及び研究の業務が、高い水準で継続的に実施できること 2 (略) 一 同一の事業者区分からの出向者が特定の業務に著しく偏ることがないようにすること 二 多様な職種の経験者を各部等に偏りなく配置すること 3 (略)	一 業務の円滑な遂行及び本機関の組織の活性化に資すること 二 各人の雇用形態、能力、知識及び経験を十分に勘案すること 三 監事及び監査室が、独立的な立場から効果的な監査を実施できること 四 調査及び研究の業務が、高い水準で継続的に実施できること 2 (略) 一 同一の事業者区分からの出向者が特定の業務に著しく偏ることがないようにすること 二 多様な職種の経験者を各部等に偏りなく配置すること 3 (略)		
(職員の行動規範)		(職員の行動規範)	
第16条 (略)		第16条 (略)	
別紙2-1 職員行動規範		別紙2-1 職員行動規範	
第1条 職員は、本機関の目的及び業務運営の基本方針を十分理解のうえ、関係法令、定款及び業務規程等を遵守し、常に高い倫理観と社会的な良識をもって行動するとともに、本機関の指示命令に従い、職務能率の向上及び職場秩序の維持に努めなければならない。		第1条 職員は、本機関の目的及び業務運営の基本方針を十分理解の上、関係法令、定款及び業務規程等を遵守し、常に高い倫理観と社会的な良識をもって行動するとともに、本機関の指示命令に従い、職務能率の向上及び職場秩序の維持に努めなければならない。	
第2条 (略)		第2条 (略)	
第3条 (略)		第3条 (略)	
第4条 (略)		第4条 (略)	
第5条 (略)		第5条 (略)	
第6条 職員は、有価証券への投資判断に著しい影響を与えると想定される会社の運営、業務又は財産に関する情報等の重要な事実を知りうる場合、当該有価証券の新規取得あるいは処分を行つてはならない。但し、相続により取得する場合及び出向者が従業員持ち株会等を通じて継続的に自身の出向元の株式を取得する場合はこの限りでない。		第6条 職員は、有価証券への投資判断に著しい影響を与えると想定される会社の運営、業務又は財産に関する情報等の重要な事実を知りうる場合、当該有価証券の新規取得あるいは処分を行つてはならない。ただし、相続により取得する場合及び出向者が従業員持ち株会等を通じて継続的に自身の出向元の株式を取得する場合はこの限りでない。	
第7条 (略)		第7条 (略)	
第8条 (略)		第8条 (略)	
(需要想定要領の策定)		(需要想定要領の策定)	
第19条 本機関は、一般送配電事業者、小売電気事業者及び特定送配電事業者(登録特定送配電事業者)による需要想定が適切かつ円滑に行われるようするために、次の各号に掲げる事項を定めた要領(以下「需要想定要領」という。)を策定し、会員に通知するとともに公表する。 一 (略) 二 需要実績の補正方法(気温、閏年による影響の具体的補正手法等) 三～五 (略) 六 その他需要想定を適切に作成又は提出するにあたって必要となる事項	第19条 本機関は、一般送配電事業者、小売電気事業者及び特定送配電事業者(登録特定送配電事業者)による需要想定が適切かつ円滑に行われるようするために、次の各号に掲げる事項を定めた要領(以下「需要想定要領」という。)を策定し、公表する。 一 (略) 二 需要実績の補正方法(気象、閏年による影響の具体的補正手法等) 三～五 (略) 六 その他需要想定を適切に作成又は提出するにあたって必要となる事項	第19条 本機関は、一般送配電事業者、小売電気事業者及び特定送配電事業者(登録特定送配電事業者)による需要想定が適切かつ円滑に行われるようするために、次の各号に掲げる事項を定めた要領(以下「需要想定要領」という。)を策定し、公表する。 一 (略) 二 需要実績の補正方法(気象、閏年による影響の具体的補正手法等) 三～五 (略) 六 その他需要想定を適切に作成又は提出するにあたって必要となる事項	
(需要想定及び需要想定要領の検証)		(需要想定及び需要想定要領の検証)	
第20条 (略)		第20条 (略)	
一 (略) 二 需要実績に対する気温等による影響量に関する情報		一 (略) 二 需要実績に対する気温等による影響量に関する情報	

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)	
三 (略) 2 (略)	三 (略) 2 (略)	需要想定要領の変更 第21条 本機関は、前条第2項の検証結果に基づき、必要に応じ、原則として、毎年11月上旬までに需要想定要領を変更し、会員に通知するとともに公表する。 2 (略)	需要想定要領の変更 第21条 本機関は、前条第2項の検証結果に基づき、必要に応じ、原則として、毎年11月上旬までに需要想定要領を変更し、公表する。 2 (略)
(全国の経済見通しの策定) 第22条 (略) 2 本機関は、前項に基づいて策定した経済見通しを、毎年11月末日までに、一般送配電事業者、小売電気事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員に通知するとともに公表する。	(全国の経済見通しの策定) 第22条 (略) 2 本機関は、前項に基づいて策定した経済見通しを、毎年11月末日までに公表する。	(全国の需要想定の策定) 第23条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 本機関は、毎年1月末日までに、全ての供給区域需要の想定の妥当性を確認し、その合計からなる全国の需要想定を策定する。 5 本機関は、全国の需要想定を策定したときは、全国及び供給区域ごとの需要想定を会員に通知するとともに公表する。	(全国の需要想定の策定) 第23条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 本機関は、毎年1月末日までに、第2項及び第3項において妥当性を確認した全ての供給区域需要の想定の合計からなる全国の需要想定を策定する。 5 本機関は、全国の需要想定を策定したときは、全国及び供給区域ごとの需要想定を公表する。
(供給計画の案に基づく調整) 第26条 (略) 2 (略) 3 本機関は、第1項の確認にあたり、会員の流通設備の整備計画（以下「流通設備計画」という。）について、第51条第1号に該当し計画策定プロセス（第50条に定める。）に関する検討が必要と認めるとときは、同条に基づき同プロセスを開始する。	(供給計画の案に基づく調整) 第26条 (略) 2 (略) 3 本機関は、第1項の確認にあたり、会員の流通設備の整備計画（以下「流通設備計画」という。）について、第51条第1号に該当し計画策定プロセス（第50条に定める。）に関する検討が必要と認めるとときは、同条に基づき同プロセスを開始する。	(供給計画の取りまとめ等) 第28条 (略) 2 (略) 3 本機関は、需給バランス評価に当たって、必要と認めるとき、会員その他の電気供給事業者に対して、必要な情報提供その他の協力を求めることができる。	(供給計画の取りまとめ等) 第28条 (略) 2 (略) 3 本機関は、需給バランス評価に当たって、必要と認めるとき、会員その他の電気供給事業者に対して、必要な情報提供その他の協力を求めることができる。
第5章 電源入札等 (新設)	第5章 容量市場及び電源入札等 (新設)	第1節 容量市場 第1款 容量市場の開設 (容量オーフショット)	第32条の2 本機関は、法第28条の40第5号に基づき、容量市場において、沖縄地域及びその他地域の離島を除く全国、並びに供給区域ごとの需要に対して、必要となる供給力（以下「必要供給力」という。）を確実に維持し提供することを約する電気供給事業者（以下「容量提供事業者」という。）を募集するため、次の各号に掲げる入札（以下総称して「容量オーフショット」という。）を実施する。

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
	<p>一 メインオーネーション 必要供給力の全量を調達するため、実際に供給力を提供する年度(以下「実需給年度」という。)の4年前に実施する入札</p> <p>二 追加オーネーション メインオーネーション後の想定需要又はメインオーネーションで調達した供給力の増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する次のア又はイのいずれかの入札</p> <p>ア 調達オーネーション 追加オーネーションのうちメインオーネーションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する入札</p> <p>イ リリースオーネーション 追加オーネーションのうちメインオーネーションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約(第3.2条の1.2第1号才にて定義する。)に定められた容量を売却する容量提供事業者(以下「容量リース事業者」という。)を募集する入札</p>
(新設)	<p>(容量市場システムの導入)</p> <p>第3.2条の3 本機関は、容量オーネーション又は特別オーネーション(第3.2条の4.2第1項にて定義する。)への参加を希望する会員その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うための必要な機能を備えた情報処理システム(以下「容量市場システム」という。)を導入する。</p> <p>2 本機関は、容量市場システムの利用状況を監視し、会員その他電気供給事業者が適切に容量市場システムを利用しているか否かを確認する。</p> <p>3 本機関は、容量市場システムの改修又は機能の追加に関する、随時、会員その他電気供給事業者から意見を受け付け、必要に応じて、その実施について検討する。</p> <p>4 本機関は、容量市場システムの改修又は機能の追加について検討を行う場合には、会員その他電気供給事業者の意見を聴取するものとする。</p> <p>5 容量市場システムを通じて行うことのできる業務その他容量市場システムの利用に関する事項は、送配電等業務指針において定める。</p> <p>(容量市場システムの利用の支援)</p> <p>第3.2条の4 本機関は、容量市場システムの利用等に関するマニュアル(以下「容量市場システムマニュアル」という。)の作成及び提供、容量市場システムに関する会員その他電気供給事業者からの問合せの受け付及び回答その他会員その他電気供給事業者の容量市場システムの利用を支援するための業務を行う。</p> <p>(新設)</p> <p>第3.2条の5 本機関は、容量市場に関連する手続、提出資料その他容量市場を円滑に運営するために必要な事項を定めたマニュアル(以下「容量市場業務マニュアル」という。)を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。</p> <p>2 本機関は、容量市場業務マニュアルの策定又は変更に当たり、会員その他電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす場合、第6条第1項の規定を準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>(事業者情報の登録申込みの受付)</p> <p>第3.2条の6 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、容量オーネーションの参加の条件を満たす会員その他電気供給事業者(以下「市場参加資格事業者」という。)から、事業者の名称、所在地その他容量市場システムの利用に必要な情報(以下「事業者情報」という。)の登録申込みを受け付ける。</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
2 本機関は、事業者情報の登録に必要な申込書類の様式を作成し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法により公表する。	(新設) (事業者情報の登録申込みの審査及び登録完了の通知) 第32条の7 本機関は、事業者情報の登録申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。ただし、容量オーフショットの応札の受付期間中である場合には、受付期間終了後に当該審査を行う。 2 本機関は、前項に基づき審査を行った結果、受け付けた登録申込みの内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、登録が完了した旨及び容量市場システムへのログインに必要な情報を市場参加資格事業者へ通知する。 3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた登録申込みの内容が不適切と認められた場合は、その理由を市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から事業者情報の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。
	(電源等情報の登録申込みの受付) 第32条の8 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、事業者情報の登録を完了した市場参加資格事業者から、市場参加資格事業者が忘れ対象とする発電設備等の名称、供給区域その他必要な情報(以下「電源等情報」という。)の登録申込みを受け付ける。
	(電源等情報の審査及び証明書の発行) 第32条の9 本機関は、電源等情報の登録申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。ただし、容量オーフショットの応札の受付期間中である場合には、受付期間終了後に当該審査を行う。 2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。 3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等情報の内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、電源等情報が登録された旨を証明する電源等情報の登録証明書(以下「電源等情報登録証明書」という。)を当該市場参加資格事業者へ発行する。
	4 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等情報の内容が不適切と認められた場合は、その理由を市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から電源等情報の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。
	(市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込みの受け付け) 第32条の10 本機関は、市場参加資格事業者から、容量市場システムに登録された事業者情報又は電源等情報(以下総称して「市場参加資格事業者の基本情報」という。)の変更又は取消の申込みを受け付ける。
	(新設) (市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の審査及び変更又は取消の申込みを受け付けた場合) 第32条の11 本機関は、市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。ただし、容量オーフショットの応札の受付期間中である場合には、受付期間終了後に当該審査を行う。 2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
<p>3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた市場参加資格事業者の基本情報の変更是取消の手続きを行った場合は、必要な変更又は取消の手続を行う。</p> <p>4 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、市場参加資格事業者の基本情報の変更是取消の申込みが不適切と認められた場合は、その理由を当該市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から市場参加資格事業者の基本情報の変更是取消の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。</p>	<p>(新設)</p> <p>(メインオーネーション募集要綱の策定及び公表)</p> <p>第32条の12 本機関は、メインオーネーションの実施に先立ち、次の各号に掲げる事項を定めた募集要綱(以下「メインオーネーション募集要綱」という。)を策定し、事業者情報の登録を完了している市場参加資格事業者に通知するとともに、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。</p> <p>一 募集スケジュール</p> <p>ア メインオーネーションで募集する供給力(以下「メインオーネーション目標量」という。)と価格の関係を示した曲線(以下「メインオーネーション需要曲線」という。)の予定公表期日</p> <p>イ 電源等情報として登録した設備容量のうち、実需給年度において供給区域の供給力として期待できる容量(以下「期待容量」という。)の登録申込みの受付期間</p> <p>ウ 応札の受付期間</p> <p>エ 約定結果の予定公表期日</p> <p>オ 落札後、本機関と締結する落札結果を内容とする契約(以下「容量確保契約」という。)の締結のための手続期間</p> <p>カ 容量確保契約の締結結果の予定公表期日</p> <p>ニ 対象とする実需給年度の期間</p> <p>三 メインオーネーションの参加条件</p> <p>四 期待容量の登録内容</p> <p>五 メインオーネーションの方式</p> <p>ア 入札形式</p> <p>イ 約定方法</p> <p>六 本機関が容量確保契約の締結後に容量提供事業者に対して求める要件(以下「リクライアメント」という。)</p> <p>七 本機関がリクライアメントの達成有無を確認する方法(以下「アセスメント」という。)</p> <p>八 交付条件</p> <p>九 本機関が第32条の41に基づき科す違約金及び容量市場への参加規制等(以下総称して「ペナルティ」という。)の内容</p> <p>十 容量確保契約の様式</p> <p>十一 その他メインオーネーションの実施に関連する事項</p> <p>(メインオーネーション需要曲線の策定及び公表)</p> <p>第32条の13 本機関は、メインオーネーション需要曲線の原案を策定する。</p> <p>2 本機関は、前項で策定した原案を国が開運する審議会等(以下「国開連審議会等」という。)に</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
	<p>提出し、その意見を求める。</p> <p>3 本機関は、前項の国の関連審議会等からの意見を踏まえ、メインオーケーション需要曲線を決定する。</p> <p>4 本機関は、メインオーケーション募集要綱に定める予定期日ににおいて、前項で決定したメインオーケーション需要曲線を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。</p>
(新設)	<p><u>(期待容量の登録申込みの受付)</u></p> <p>第3.2条の1.4 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、メインオーケーション募集要綱に定める期待容量の登録申込みの受付期間において、電源等情報登録証明書を保有している市場参加資格事業者から期待容量の登録申込みを受け付ける。</p>
(新設)	<p><u>(期待容量の審査及び証明書の発行)</u></p> <p>第3.2条の1.5 本機関は、前条において期待容量の登録申込みを受け付けた場合は、市場参加資格事業者の基本情報に加え、第3.2条の4.1に基づくペナルティの有無及びその他開運情報を勘案し、その内容の妥当性について審査する。</p> <p>2 本機関は、会員に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。</p> <p>3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた期待容量が適切と認められた場合は、当該期待容量を容量市場システムへ登録し、市場参加資格事業者に対して登録が完了した旨を通知する。</p> <p>4 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた期待容量が不適切と認められた場合は、その理由を当該市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行われない。本機関は、市場参加資格事業者から期待容量の登録の再申し込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。</p> <p>5 本機関は、期待容量の登録申込みの受付期間中に限り、第3項で期待容量の登録を完了した市場参加資格事業者から、変更又は取消の申込みを受け付ける。その場合において、本機関は、再度、第1項に準じ審査を行う。</p> <p>6 本機関は、期待容量の登録申込みの受付期間が終了した後、容量市場システムへ期待容量の登録が完了した市場参加資格事業者に対して、メインオーケーションの参加に必要な资格証明書(以下「メインオーケーション参加資格証明書」という。)を当該市場参加資格事業者へ発行する。</p>
(新設)	<p><u>(応札の受付、変更、取消)</u></p> <p>第3.2条の1.6 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、メインオーケーション募集要綱に定める応札の受付期間において、メインオーケーション参加資格証明書を保有する市場参加資格事業者(以下「メインオーケーション参加資格事業者」という。)から応札を受け付ける。</p> <p>2 前項の受付の際に、本機関がメインオーケーション参加資格事業者に提出を求める情報(以下「応札情報」という。)は、応札価格及び応札容量とする。ただし、応札容量は本機関が発行したメインオーケーション参加資格証明書に記載された容量を超えないものとする。</p> <p>3 本機関は、第1項の応札の受付期間中に限り、メインオーケーション参加資格事業者から応札情報の変更又は取消を受け付ける。</p> <p>4 本機関は、第1項の応札の受付期間の開始前に、国に対し、FIT電源に関する情報の提供を求めることができる。</p>
(新設)	<p><u>(容量提供事業者の決定)</u></p> <p>第3.2条の1.7 本機関は、前条の応札の受付期間の終了後、メインオーケーション募集要綱に基づき、容量提供事業者を決定する。</p>

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)
(新設)	(メインオーネーションの約定結果の公表)	第32条の18 本機関は、メインオーネーション募集要綱に基づき、次の各号に掲げる事項を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によつて公表する。
一 約定総容量	二 約定価格	三 約定総額
四 その他公表すべき事項	(容量確保契約の締結、変更及び解約)	第32条の19 本機関は、前条に基づき公表したメインオーネーションの約定結果にしたがつて、メインオーネーション募集要綱に基づき、容量提供事業者との間で、次の各号に掲げる事項を内容とする容量確保契約を締結する。
一 容量提供事業者が実需給年度に提供しなければならない供給力(以下「容量確保契約容量」といふ。)	二 容量提供事業者へ交付する予定の金額(以下「容量確保契約金額」という。)	二 実需給年度
三 実需給年度	四 リクワイヤメント	五 アセスメント
六 交付条件	七 ペナルティ	八 容量確保契約の変更又は解約の条件
九 その他容量確保契約に規定すべき事項	九 その他容量確保契約に規定すべき事項	2 本機関は、前項の容量確保契約の締結に当たっては、メインオーネーション募集要綱に定める様式を使用する。
3 本機関は、第1項第8号の容量確保契約の変更又は解約の条件を満たすと認めた場合は、容量確保契約の変更又は解約を行う。	3 本機関は、第1項第8号の容量確保契約の変更又は解約の条件を満たすと認めた場合は、容量確保契約の変更又は解約を行う。	3 本機関は、第1項第8号の容量確保契約の変更又は解約の条件を満たすと認めた場合は、容量確保契約の変更又は解約を行う。
(新設)	(容量確保契約の締結結果の公表等)	4 本機関は、会員その他電気供給事業者から、応じたメインオーネーション参加資格事業者の名称及び発電設備等又は電源等リスト(第32条の24第1項にて定義する)ごとの容量確保契約の締結状況に関する情報の顯示を求められた場合、その利用目的等の審査を実施した上で開示する(ただし、個別の発電設備等又は電源等リストを特定できる情報は除く。)。
2 本機関は、会員その他電気供給事業者から、応じたメインオーネーション参加資格事業者の名称及び発電設備等又は電源等リスト(第32条の24第1項にて定義する)ごとの容量確保契約の締結状況に関する情報の顯示を求められた場合、その利用目的等の審査を実施した上で開示する(ただし、個別の発電設備等又は電源等リストを特定できる情報は除く。)。	3 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対して、関係する供給区域の容量提供事業者の名称及び容量確保契約容量等の情報(以下「容量提供事業者情報」という。)を提供する。	3 本機関は、会員その他電気供給事業者から、応じたメインオーネーション参加資格事業者の名称及び発電設備等又は電源等リスト(第32条の24第1項にて定義する)ごとの容量確保契約の締結状況に関する情報の顯示を求められた場合、その利用目的等の審査を実施した上で開示する(ただし、個別の発電設備等又は電源等リストを特定できる情報は除く。)。
4 本機関は、前項第3項に基づき、容量提供事業者との間で容量確保契約を変更又は解約した場合、前各項に準じて、容量確保契約を変更又は解約後の情報公表、情報開示及び一般送配電事業者たる会員への情報提供を行う。	4 本機関は、前項第3項に基づき、容量提供事業者との間で容量確保契約を変更又は解約した場合、前各項に準じて、容量確保契約を変更又は解約後の情報公表、情報開示及び一般送配電事業者たる会員への情報提供を行う。	4 本機関は、前項第3項に基づき、容量提供事業者との間で容量確保契約を変更又は解約した場合、前各項に準じて、容量確保契約を変更又は解約後の情報公表、情報開示及び一般送配電事業者たる会員への情報提供を行う。

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(新設)	
（追加オーケーションの実施判断）	
第32条の2 1 本機関は、次の各号に掲げる事項を考慮の上、次年度の必要供給力にかかる追加オーケーションの実施の要否を判断する。ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオーケーションの容量提供事業者に対し、容量確認契約の変更又は解約を申し出るかどうかを確認するものとする。	
一 メインオーケーションの容量提供事業者による容量確保契約の変更又は解約に伴い減少しめたメインオーケーションの約定総容量	
二 メインオーケーションの実需給年度における供給区域需要の想定の増減又は予備力及び調整力の適切な水準の変更等に基づき見直した必要供給力	
2 本機関は、前項に基づき、追加オーケーションを実施する必要があると判断した場合、調達オーケーション又はリースオーケーションのいずれかを実施する。	
3 本機関は、前項に基づき、追加オーケーションを実施する場合、調達オーケーションで募集する供給力と価格の関係を示した曲線（以下「調達オーケーション需要曲線」という。）又はリースオーケーションで募集する供給力と価格との関係を示した曲線（以下「リースオーケーション供給曲線」という。）の原案を策定する。	
4 本機関は、前項で策定した原案を国の関連審議会等に提出し、その意見を求める。	
5 本機関は、前項の国に関する審議会等からの意見を踏まえ、調達オーケーション需要曲線又はリースオーケーション供給曲線を決定する。	
6 本機関は、前項で決定した調達オーケーション需要曲線又はリースオーケーション供給曲線と併せて追加オーケーションを実施する旨を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。	
（新設）	
（リースオーケーション実施の場合のメインオーケーションに関する規定の準用）	
第32条の2 2 第32条の1 2、第32条の1 4から第32条の2 0の規定は、調達オーケーションを実施する場合に準用する（ただし、第32条の1 2第1号アに掲げる事項は除く。）。この場合において、「メインオーケーション」とあるのは、「調達オーケーション」と読み替える。	
2 本機関は、第32条の1 5第6項に基づくメインオーケーション参加資格証明書の発行後、調達オーケーションの募集要綱の策定・公表に先立ち、調達オーケーションへの参加を希望する市場参加資格事業者からの期待容量の登録申込みの受付を開始する。	
（新設）	
（リースオーケーション実施の場合のメインオーケーションに関する規定の準用）	
第32条の2 3 第32条の1 2、第32条の1 6から第32条の2 0の規定は、リースオーケーションを実施する場合に準用する（ただし、第32条の1 2第1号ア、イ、第4号、第6号、第7号、第9号及び第32条の1 9第1項第1号、第3号から第5号、第7号に掲げる事項は除く。）。この場合において、「メインオーケーション」とあるのは「リースオーケーション」、「結局」とあるのは「変更」、「容量提供事業者」とあるのは「容量リース事業者」と読み替える。	
2 本機関は、リースオーケーションを実施する場合、送配電等業務指針に定めるとところにより、リースオーケーションの参加の条件を満たす容量提供事業者に対し、リースオーケーション参加資格証明書を発行する。	
（新設）	
（電源等リストの登録申込みの受け付け）	
第32条の2 4 本機関は、送配電等業務指針に定めるとところにより、実需給年度の2年前に供給力の実効性を確認する必要がある事業者（以下「供給力確認対象事業者」という。）から、供給力の根拠となる発電設備等又は需要家の情報を掲載したリスト（以下「電源等リスト」という。）の登録の申込みを受け付ける。	
2 本機関は、電源等リストの受け付け期間を供給力確認対象事業者に通知するとともに、本機関のウェブ	

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
	<p><u>サイトへの掲載等の方法によって公表する。</u></p> <p>3 本機関は、電源等リストを作成するために必要な様式を作成し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。</p>
(新設)	<p>(電源等リストの審査及び登録完了の通知)</p> <p>第32条の25 本機関は、前条第2項の電源等リストの受付期間の終了後、供給力確認対象事業者から受け付けた電源等リストの内容の妥当性を審査する。</p> <p>2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。</p> <p>3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等リストの内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、電源等リストの登録が完了した旨を供給力確認対象事業者へ通知する。</p> <p>4 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等リストの内容が不適切と認められた場合は、その理由を供給力確認対象事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、供給力確認対象事業者から電源等リストの登録の再申請を受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。</p> <p>5 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、供給力確認対象事業者から電源等リストの変更又は取消の申込みを受けける。その場合において、本機関は、再度、第1項に準じ審査を行う。ただし、送配電等業務指針に定める実需給年度中における変更又は取消の申込みについては、随時審査を行う。</p> <p>6 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対し、登録又は変更が完工した電源等リストの情報(ただし、発電所又は需要家の名称等は除く。)を提供する。</p>
(新設)	<p>(テスト対象事業者の選定等)</p> <p>第32条の26 本機関は、前条第3項において登録した電源等リストに基づき、供給力の提供の可否に関するテスト(以下「実効性テスト」という。)の実施が必要な供給力確認対象事業者(以下「テスト対象事業者」という。)を選定する。</p> <p>2 本機関は、テスト対象事業者に選定しなかった供給力確認対象事業者については、提出された電源等リストに記載されている供給力を実効容量(第32条の29第1項第2号に定義する。)として容量市場システムへ登録し、当該供給力確認対象事業者へ通知する。</p>
(新設)	<p>(実効性テストの実施日程の調整)</p> <p>第32条の27 本機関は、前条第1項において選定したテスト対象事業者及びテスト対象事業者の関連する供給区域の一般送配電事業者たる会員(以下「協力一般送配電事業者」という。)に対し、実効性テストの実施日程の調整を求める。</p>
(新設)	<p>(実効性テストの実施日程の報告の受領)</p> <p>第32条の28 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、テスト対象事業者から、協力一般送配電事業者と調整した後の実効性テストの実施日程の報告を受けける。</p> <p>2 本機関は、実効性テストの実施日程の報告の受付期間をテスト対象事業者に通知するとともに、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。</p>
(新設)	<p>(実効性テスト結果の提出の要請)</p> <p>第32条の29 本機関は、前条第1項で報告を受けた実効性テストの実施日程に基づき、テスト対象事業者に対して、次の各号に掲げる事項を含む実効性テストの結果(以下「実効性テスト結果」とい</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
	<p>う。)の提出を要請する。</p> <p>一 実効性テストの実施日程</p> <p>二 実際に提供できた供給力(以下「実効容量」という。)</p> <p>三 その他実効性テストに関する情報</p> <p>2 本機関は、実効性テスト結果の記録に必要な様式を作成し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方 法によって公表する。</p>
(新設)	<p>第32条の30 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、テスト対象事業者から、実効性 テスト結果の提出を受ける。</p>
(新設)	<p>(実効性テスト結果の審査)</p> <p>第32条の31 本機関は、前条において実効性テスト結果を受領した場合は、その内容の妥当性につ いて審査を行う。</p> <p>2 本機関は、協力一般送配電事業者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める ことができる。</p>
(新設)	<p>(実効性テスト結果の審査結果の通知)</p> <p>第32条の32 本機関は、前条第1項に基づき審査を行った結果、確定した実効容量をテスト対象事 業者に通知する。</p>
(新設)	<p>(実効性テスト結果の提出の省略)</p> <p>第32条の33 本機関は、テスト対象事業者が、実効性テストの実施年度を実需給年度とする供給力 の提供実績を有し、当該供給力提供実績及びその根拠となる電源等リストが容量市場業務マニアル に定める条件を満たす場合であって、当該テスト対象事業者が当該供給力の提供実績及び電源等リス トを提出したときは、第32条の29第1項の実効性テストの結果の提出を省略することができる。</p> <p>2 前項に基づき供給力の提供実績及び電源等リストの提出を受け付けた場合の審査及び審査結果の 通知等の取扱いについては、第32条の31及び第32条の32に準じる。</p>
(新設)	<p>第4款 決済等</p> <p>(アセメントの実施)</p> <p>第32条の34 本機関は、容量確保契約の規定に基づき、容量提供事業者に対するアセメントを実 施する。</p> <p>2 本機関は、必要に応じて、前項のアセメントの実施に必要な情報の提出を一般送配電事業者たる 会員に求めることができる。</p> <p>3 アセメントの内容及び手順は送配電等業務指針に定める。</p>
(新設)	<p>(容量確保契約に基づく交付)</p> <p>第32条の35 本機関は、容量確保契約の規定に基づき、容量確保契約金額を基準として、容量提供 事業者又は容量リース事業者に対し交付すべき額を算出し、算出された金額を交付する。</p> <p>2 本機関は、定額に基づき一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員から徴収した容量拠出金を もって、前項の交付を行ふものとする。</p>
(新設)	<p>(差替先電源等情報の登録申込みの受付)</p> <p>第32条の36 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、容量提供事業者に対して供給力 の差し替え(以下「電源等差替」という。)が可能な送電設備等又は電源等リスト(以下「差替電</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
	<p>源等」という。)の提供を希望する市場参加資格事業者(以下「差替先電源等提供者」という。)から、差替先電源等に関する情報(以下「差替先電源等情報」という。)の登録申込みを受け付ける。</p> <p>2 本機関は、前項の差替先電源等提供者の差替先電源等が期待容量を登録していない場合は、第3.2条の1.5第6項に基づくメインオーケーション参加資格証明書の発行後、差替先電源等提供者から、隨時、期待容量の登録の申込みを受け付ける。この場合において、本機関は第3.2条の1.5第1項から第5項に準じて審査を行う。</p>
(新設)	<p>(差替先電源等情報の登録申込みの審査及び登録)</p> <p>第3.2条の3.7 本機関は、前条第1項において差替先電源等情報の登録申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。</p> <p>2 本機関は、前項に基づき審査を行った結果、受け付けた差替先電源等情報の内容が適切と認められた場合は、当該差替先電源等情報を市場システムに登録し公開する。</p> <p>3 本機関は、前項に基づき審査を行った結果、受け付けた差替先電源等情報の内容が不適切と認められた場合は、その理由を当該差替先電源等提供者に通知し、容量市場システムへの登録及び公開は行わない。本機関は、差替先電源等提供者から差替先電源等情報の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じて審査を行う。</p> <p>(電源等差替の登録申込みの受付)</p> <p>第3.2条の3.8 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、容量提供事業者から電源等差替の登録申込みを受け付ける。</p>
(新設)	<p>(電源等差替の登録申込みの審査等)</p> <p>第3.2条の3.9 本機関は、前条において電源等差替の登録申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。</p> <p>2 本機関は、前項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等差替の登録申込みの内容が適切と認められた場合は、容量提供事業者へ電源等差替が可能である旨を通知するとともに、第3.2条の1.9第3項に基づき、容量確保契約の変更を行う。</p> <p>3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等差替の登録申込みの内容が不適切と認められた場合は、その理由を当該容量提供事業者に通知する。本機関は、容量提供事業者から電源等差替の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じて審査を行う。</p> <p>(差替先電源等情報の公開の終了)</p> <p>第3.2条の4.0 本機関は、次の各号に掲げた条件のいずれかに該当する場合は、差替先電源等情報の公開を終了する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 電源等差替が成立した場合 二 差替先電源等情報の登録時に設定した掲載公開期限が終了した場合 三 差替先電源等提供者が、必要に応じて、差替先電源等情報を適切に変更又は取消を行っていない場合
(新設)	<p>(ペナルティ)</p> <p>第3.2条の4.1 本機関は、定款、本規程、送配電等業務指針、オークション募集要綱、容量確保契約その他容量市場に関連する法令等に違反する行為を行った電気供給事業者(以下「ペナルティ対象事業者」という。)に対して、次の各号に定めるペナルティを科すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 経済的ペナルティ 本機関は、次のアからウの条件下に該当するペナルティ対象事業者に対し、容量確保契約に基づき違約金の支払いを求める。 ア 容量確保契約を解約した場合

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
	<p>イ 容量確保契約容量を減少する契約変更を行った場合 ウ 実需給年度において、容量確保契約に規定された条件に基づき、必要な供給力を提供できなかつた場合</p> <p>二 参入ペナルティ 本機関は、重大な違反行為を行ったペナルティ対象事業者に対し、有識者を含めた委員会において妥当性を審議した上で、容量オーバークション及び特別オーバークション（第32条の42第1項にて定義する。）への参加の一部又は全部を禁止する。</p> <p>2 本機関が業務規程第32条の21に基づき追加オーバークションの実施の要否の判断を行う前に、前項目1号ア又はイの条件により経済的ペナルティ対象事業者は、次の場合のいずれかに掲げる条件に該当する場合は、本機関から違約金の全部又は一部の返金を受ける。</p> <p>ア 追加オーバークションが開催されない場合</p> <p>イ リースオーバークションが実施される場合</p> <p>ウ 調達オーバークションが実施されたが、メインオーバークションよりも経済的に必要供給力を確保できなかった場合</p> <p>3 本機関は、毎年度、ペナルティ対象事業者から受領した経済的ペナルティに基づく違約金を小売電気事業者たる会員へ還元する。</p> <p>4 本機関は、ペナルティ対象事業者に対してペナルティを科した後、必要に応じて、当該ペナルティ対象事業者の名称を公表することができる。</p>
(新設)	<p>第5款 其の他</p> <p>（緊急時ににおける特別オーバークションの実施）</p> <p>第32条の42 本機関は、この節の規定にかかわらず、容量オーバークションで確保した容量確保契約容量から将来における需給のひつ迫のおそれその他安定供給の維持が困難になることが明らかになつた場合又はその他本機関が必要と認めた場合は、特別の条件を設定した入れ（以下「特別オーバークション」という。）の実施の要否を決定する。</p> <p>2 本機関は、前項の決定後、速やかに特別オーバークションの募集要綱を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。</p> <p>（容量市場の機能の検証）</p> <p>第32条の43 本機関は、実施した容量オーバークション及び特別オーバークションの結果を定期的に評価し、継続的に有識者を含めた委員会における検討及び国の関連審議会等における審議の結果を踏まえ、必要に応じて容量市場の機能及び業務の改善等について検討する。</p> <p>（報告書の作成）</p> <p>第32条の44 本機関は、容量市場の運営状況の内容を含む報告書を作成し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。</p> <p>（分析ツールの具備）</p> <p>第32条の45 本機関は、この節各条の業務を行うため、容量オーバークションのシミュレーションを行うために必要な分析ツールを備える。</p> <p>2 本機関は、業務の実施を通じて得られた知見を踏まえ、分析ツールの改良又は新たな分析ツールの導入について検討を行う。</p>
(新設)	
(新設)	
(新設)	

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)
(新設)	(情報の取扱い)	第32条の46 本機関は、容量市場に係る情報を、原則として、秘密情報として適切に取り扱う。
(新設)	第2節 電源入札等	
(電源入札等の実施)	(電源入札等の実施)	
第33条 本機関は、法第28条の40第5号に基づき、次の各号に定める業務(以下「電源維持運用業務」という。)を行う電気供給事業者(電気供給事業者となる者とする者を含む。以下「電源維持運用者」という。)を募集し、電源入札等を実施する。	第33条 本機関は、法第28条の40第5号に基づき、次の各号に定める業務(以下「電源維持運用業務」という。)を行う電気供給事業者(以下「電源維持運用者」という。)を募集し、電源入札等を実施する。	
一～三 (略)	一～三 (略)	
2 本機関は、電源入札等においては、原則として、入札手続に基づき、電源維持運用者を決定する。但し、電気の需給の状況に照らして緊急性があると認められる場合その他入札に付すことが合理的ではないと認められる場合には、入札手続の方法によらず、発電用電気工作物の設置を促進するための業務を行なう。	2 本機関は、電源入札等においては、原則として、入札手続に基づき、電源維持運用者を決定する。ただし、電気の需給の状況に照らして緊急性があると認められる場合その他入札に付すことが合理的ではないと認められる場合には、入札手続の方法によらず、発電用電気工作物の設置を促進するための業務を行なう。	
3 (略)	3 (略)	
(委員会における需給バランス評価及び需給変動リスクの分析)	(委員会における需給バランス評価及び需給変動リスクの分析)	
第34条 本機関は、定款第41条に基づき、有識者を含めた常設の委員会を設置し、毎年度、供給計画のとりまとめに基づく需給バランス評価を行うとともに、必要に応じ、需給変動リスク分析を行う。	第34条 本機関は、定款第41条に基づき、有識者を含めた常設の委員会を設置し、毎年度、供給計画の取りまとめに基づく需給バランス評価を行なうとともに、必要に応じ、需給変動リスク分析を行なう。	
(電源入札等の検討の開始)	(電源入札等の検討の開始)	
第35条 (略)	第35条 (略)	
一～三 (略)	一～三 (略)	
(新設)	四 第32条の42に基づく特別オークションを実施したにもかかわらず、必要な供給力を確保できなかつた場合	
2 (略)	2 (略)	
(電源入札等の実施の必要性の検討及び評価)	(電源入札等の実施の必要性の検討及び評価)	
第36条 (略)	第36条 (略)	
2 本機関は、前項の検討にあたり、必要に応じて、会員に対し、発電用電気工作物の運転実績及び運転計画、発電設備等の劣化状態、燃料調達計画、供給力調達状況、追加的な供給力の確保可能量、需要抑制の可能量、危機管理対策その他必要事項に関する聴取を行う。	2 本機関は、前項の検討に当たり、必要に応じて、会員に対し、発電用電気工作物の運転実績及び運転計画、発電設備等の劣化状態、燃料調達計画、供給力調達状況、追加的な供給力の確保可能量、需要抑制の可能量、危機管理対策その他必要事項に関する聴取を行う。	
3 (略)	3 (略)	
(基本要件の検討)	(基本要件の検討)	
第37条 (略)	第37条 (略)	
2 本機関は、電源入札等の基本要件を決定した場合は、これを公表する。但し、電源入札等の補填金(以下「電源入札等補填金」という。)の上限価格を定めた場合には、これを非公表とすることができます。	2 本機関は、電源入札等の基本要件を決定した場合は、これを公表する。ただし、電源入札等の補填金(以下「電源入札等補填金」という。)の上限価格を定めた場合には、これを非公表とすることができます。	
(落札者の契約の締結)	(落札者の契約の締結)	
第40条 本機関は、応募内容にしたがって、電源維持運用者との間で、電源維持運用業務の内容、電源入札等補填金の支払い、電気の販売条件等に関する契約を締結する。	第40条 本機関は、応募内容にしたがって、電源維持運用者との間で、電源維持運用業務の内容、電源入札等補填金の交付、電気の販売条件等に関する契約を締結する。	
(電源入札等補填金の支払い)	(電源入札等補填金の支払い)	
第41条 本機関は、前条の契約にしたがって、電源維持運用者に対して、電源入札等補填金を支払う。	第41条 本機関は、前条の契約にしたがって、電源維持運用者に対して、電源入札等補填金を交付す	

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)
(緊急時の扱い) 第43条 本機関は、 <u>本章</u> の規定にかかるわらず、自然災害等により需給状況がひつ迫し、緊急的に供給力を確保しなければならない場合は、電源入札等の手続の一部を省略することができる。		2 (緊急時の扱い) 第43条 本機関は、 <u>この節</u> の規定にかかるわらず、自然災害等により需給状況がひつ迫し、緊急的に供給力を確保しなければならない場合は、電源入札等の手続の一部を省略することができる。
(広域系統整備委員会) 第47条 本機関は、前条の業務を行うにあたって、定款第41条に基づき、広域連系系統の設備形成に関する常設の委員会(以下「広域系統整備委員会」という。)を設置する。		2 (広域系統整備委員会) 第47条 本機関は、前条の業務を行うにあたって、定款第41条に基づき、広域連系系統の設備形成に関する常設の委員会(以下「広域系統整備委員会」という。)を設置する。
(広域系統長期方針の策定) 第48条 (略) 2 (略) 3 本機関は、広域系統長期方針の策定にあたっては、会員の意見聴取等の透明性のあるプロセスを経るものとし、策定後、その内容を直ちに公表するものとする。		2 (広域系統長期方針の策定) 第48条 (略) 2 (略) 3 本機関は、広域系統長期方針の策定に当たっては、会員の意見聴取等の透明性のあるプロセスを経るものとし、策定後、その内容を直ちに公表するものとする。
(広域系統整備計画) 第50条 本機関は、広域系統長期方針、広域連系系統の更新計画等を踏まえ、 <u>本節</u> に定める手続(以下「計画策定プロセス」という。)に基づき、広域連系系統の整備(以下「広域系統整備」という。)に関する個別の整備計画(以下「広域系統整備計画」という。)を策定する。		2 (広域系統整備計画) 第50条 本機関は、広域系統長期方針、広域連系系統の潮流状況、広域連系系統の更新計画等を踏まえ、「この節」に定める手続(以下「計画策定プロセス」という。)に基づき、広域連系系統の整備(以下「広域系統整備」という。)に関する個別の整備計画(以下「広域系統整備計画」という。)を策定する。
(広域系統整備計画の変更) 第63条 (略) 2 前項にかかるわらず、広域系統整備計画の変更が軽微なものである場合には、本機関は、広域系統整備委員会の検討を行なうことなく、広域系統整備計画を変更することができる。但し、この場合、本機関は、広域系統整備計画の変更内容について、広域系統整備委員会に報告する。 3 (略)		2 (広域系統整備計画の変更) 第63条 (略) 2 前項にかかるわらず、広域系統整備計画の変更が軽微なものである場合には、本機関は、広域系統整備委員会の検討を行なうことなく、広域系統整備計画を変更することができる。ただし、この場合、本機関は、広域系統整備計画の変更内容について、広域系統整備委員会に報告する。
(分析ツールの具備) 第65条 本機関は、 <u>本章</u> 各条の業務を行うため、電力システムシミュレーションを行なうための分析ツールを備え、広域系統長期方針及び広域系統整備計画の策定に当たり必要な検討を実施する。 2 (略)		2 (分析ツールの具備) 第65条 本機関は、 <u>この章</u> 各条の業務を行なうため、電力システムシミュレーションを行なうための分析ツールを備え、広域系統長期方針及び広域系統整備計画の策定に当たり必要な検討を実施する。
(本章の業務の詳細) 第66条 本章の業務の詳細は、 <u>本章</u> に定めるほか、送配電等業務指針において定める。		2 (本章の業務の詳細) 第66条 <u>この章</u> の業務の詳細は、 <u>この章</u> に定めるほか、送配電等業務指針において定める。
(系統アクセス業務の実施) 第67条 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、送電系統への送電設備等(送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。以下、 <u>本章</u> において同じ。)の連系等を希望する者からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務を行う。		2 (系統アクセス業務の実施) 第67条 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、送電系統への送電設備等(送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。以下、 <u>この章</u> において同じ。)の連系等を希望する者からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務を行う。
(事前相談の検討) 第69条 本機関は、事前相談の申込書類の提出を受け付けたときは、対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者(以下、 <u>本章</u> において「一般送配電事業者」という。)たる会員に事前相談の検討の実施を速やかに依頼する。但し、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。		2 (事前相談の検討) 第69条 本機関は、事前相談の申込書類の提出を受け付けたときは、対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者(以下、 <u>この章</u> において「一般送配電事業者」という。)たる会員に事前相談の検討の実施を速やかに依頼する。ただし、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。

変更前（変更点に下線）		変更後（変更点に下線）	
2 (略)	2 (略)	3 本機関は、前項の確認及び検証の結果、再検討が必要と認めるとときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、前項に準じ、再度、確認及び検証を行う。	3 本機関は、前項の確認及び検証の結果、再検討が必要と認めるとときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、再度、前項に準じ、確認及び検証を行う。
(接続検討)	(接続検討)		
第71条 (略)	第71条 (略)	2 本機関は、前項の通知を受けた一般送配電事業者たる会員から検討料の入金を確認した旨の通知を受受けたときは、接続検討の申込みの受付を行い、一般送配電事業者たる会員に接続検討の実施を速やかに依頼する。ただし、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。	2 本機関は、前項の通知を受けた一般送配電事業者たる会員から検討料の入金を確認した旨の通知を受受けたときは、接続検討の申込みの受付を行い、一般送配電事業者たる会員に接続検討の実施を速やかに依頼する。ただし、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。
3 (略)	3 (略)	一～七 (略)	一～七 (略)
		八 广域周波数調整及び連系線を活用した下げ代不足対策による接続の可能性（ただし、風力電源及び太陽光電源その他の再生可能エネルギー等の変動電源に関する接続検討に關し、下げ代不足を理由に接続ができない旨を回答する場合に限る。）	八 广域周波数調整及び連系線を活用した下げ代不足対策による接続の可能性（ただし、風力電源及び太陽光電源その他の再生可能エネルギー等の変動電源に関する接続検討に關し、下げ代不足を理由に接続ができない旨を回答する場合に限る。）
4 (略)	4 (略)	九 (略)	九 (略)
(接続検討の回答)	(接続検討の回答)	4 (略)	4 (略)
第72条 (略)	第72条 (略)	五～七 (略)	五～七 (略)
一・二 (略)	一・二 (略)	八 運用上の制約（制約の根拠を含む）	八 運用上の制約（制約の根拠を含む）
三 概算工事費（内訳を含む）及び算定根拠	三 概算工事費（内訳を含む）及び算定根拠	2 (略)	2 (略)
四 工事費負担金概算（内訳を含む）及び算定根拠	四 工事費負担金概算（内訳を含む）及び算定根拠	3 (略)	3 (略)
五～七 (略)	五～七 (略)		
八 運用上の制約（制約の根拠を含む）	八 運用上の制約（制約の根拠を含む）		
2 (略)	2 (略)		
3 (略)	3 (略)		
(接続検討の要否確認)	(接続検討の要否確認)		
第74条 (略)	第74条 (略)		
2 本機関は、一般送配電事業者たる会員から前項の確認結果の提出を受けた場合は、その結果の妥当性について確認し、検討結果が妥当でないと認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、再度、前項に準じ確認を行う。	2 本機関は、一般送配電事業者たる会員から前項の確認結果の提出を受けた場合は、その結果の妥当性について確認し、検討結果が妥当でないと認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、再度、前項に準じ確認を行う。		
3 (略)	3 (略)		
(電源接続案件募集プロセスの実施)	(電源接続案件募集プロセスの実施)		
第75条 本機関は、特別高压の送電系統（特別高压と高压を連系する変圧器を含む。以下、 <u>本節</u> において同じ。）の増強工事に関して、入れその他の公平性及び透明性が確保された手続によつて、必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する（以下「電源接続案件募集プロセス」という。）。	第75条 本機関は、特別高压の送電系統（特別高压と高压を連系する変圧器を含む。以下、 <u>本節</u> において同じ。）の増強工事に関して、入れその他の公平性及び透明性が確保された手続によつて、必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する（以下「電源接続案件募集プロセス」という。）。		
(電源接続案件募集プロセスの対象となる可能性がある系統連系工事)	(電源接続案件募集プロセスの対象となる可能性がある系統連系工事)		
第76条 (略)	第76条 (略)	一 系統連系希望者の工事費負担金対象となる系統連系工事に特別高压の送電系統の増強工事が合	一 系統連系希望者の工事費負担金対象となる系統連系工事に特別高压の送電系統の増強工事が合

変更前（変更点に下線）		変更後（変更点に下線）	
まれること			
二 接続検討の回答における工事費負担金を接続検討の前提とした最大受電電力（但し、既設の発電設備等の最大受電電力を増加させることは、最大受電電力の増加量）で除した額が、本機関の理事会が定める額を超えること	2 (略)	まれること。 二 接続検討の回答における工事費負担金を接続検討の前提とした最大受電電力（ただし、既設の発電設備等の最大受電電力を増加させることは、最大受電電力の増加量）で除した額が、本機関の理事会が定める額を超えること。	2 (略)
(単独負担意思のある系統連系希望者の募集)		(単独負担意思のある系統連系希望者の募集)	
第79条 本機関は、電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統の増強を行う系統連系希望者が見込まれる場合において、当該系統連系希望者の単独負担を前提に送電系統の増強を行うことが効率的な設備形成を阻害しないと認められるときは、同プロセス開始前に当該系統連系希望者を募集することができる。ただし、募集期間は1か月を超えることはできない。		第79条 本機関は、電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統の増強を行う系統連系希望者が見込まれる場合において、当該系統連系希望者の単独負担を前提に送電系統の増強を行うことが効率的な設備形成を阻害しないと認められるときは、同プロセス開始前に当該系統連系希望者を募集することができる。ただし、募集期間は1か月を超えることはできない。	
(工事費負担金を共同負担する意思を確認できなかった場合の取扱い)		(工事費負担金を共同負担する意思を確認できなかった場合の取扱い)	
第86条 本機関は、前条第1項による確認の結果、優先系統連系希望者から工事費負担金を共同負担する意思を有する旨を確認できなかつた場合は、当該優先系統連系希望者を控除した上で、募集要綱にしたがつて、再度、優先系統連系希望者を決定する。	2 (略) 3 (略)	第86条 本機関は、前条第1項による確認の結果、優先系統連系希望者から工事費負担金を共同負担する意思を有する旨を確認できなかつた場合は、当該優先系統連系希望者を除外した上で、募集要綱にしたがつて、再度、優先系統連系希望者を決定する。	2 (略) 3 (略)
(リプレースを行う発電設備等の廃止計画の公表)		(リプレースを行う発電設備等の廃止計画の公表)	
第90条 (略)		第90条 (略)	
一 リプレース対象廃止計画の対象となる発電設備等（以下「リプレース発電設備等」という。）の最大受電電力が10万キロワット以上であること。		一 リプレース対象廃止計画の対象となる発電設備等（以下「リプレース発電設備等」という。）の最大受電電力が10万キロワット以上であること。	
二 リプレース対象廃止計画の提出者である発電事業者たる会員又は当該会員と送配電等業務指針に定める一定の資本関係又は契約関係を有する者（以下「リプレース対象事業者」という。）が発電設備等の建替えを行う場合（以下、建替えに係る開発計画の対象となる新規の発電設備等（特別高压の系統に連系するものに限る。）を「新設発電設備等」という。）ただし、新設発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量（リプレース発電設備等が連系している条件での当該リプレース発電設備等に係る送電設備（当該リプレース発電設備等に係る電源線を除く。）における連系可能量をいう。）の範囲内である場合を除く。		二 リプレース対象廃止計画の提出者である発電事業者たる会員又は当該会員と送配電等業務指針に定める一定の資本関係又は契約関係を有する者（以下「リプレース対象事業者」という。）が発電設備等の建替えを行う場合（以下、建替えに係る開発計画の対象となる新規の発電設備等（特別高压の系統に連系するものに限る。）を「新設発電設備等」という。）ただし、新設発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量（リプレース発電設備等が連系している条件での当該リプレース発電設備等に係る送電設備（当該リプレース発電設備等に係る電源線を除く。）における連系可能量をいう。）の範囲内である場合を除く。	
三 (略)		三 (略)	
ア 新設発電設備等が、リプレース発電設備等が設置された構内と構外の境界を起点とし一番目の変電所又は開閉所（車らリプレース発電設備等への事故波及の防止を目的として設置されたもの及びリプレース発電設備等が設置された構内における変電設備により電圧を下降させた後に当該構内の外に送電又は配電を行う場合における当該送電又は配電に係るものを除く。）において、リプレース発電設備等の電源線がつながる母線と同一系統又は下位系統に連系するとき。但し、母線分岐等によって上位系統が異なる場合を除く。		ア 新設発電設備等が、リプレース発電設備等が設置された構内と構外の境界を起点とし一番目の変電所又は開閉所（車らリプレース発電設備等への事故波及の防止を目的として設置されたもの及びリプレース発電設備等が設置された構内における変電設備により電圧を下降させた後に当該構内の外に送電又は配電を行う場合における当該送電又は配電に係るものを除く。）において、リプレース発電設備等の電源線がつながる母線と同一系統又は下位系統に連系するとき。但し、母線分岐等によって上位系統が異なる場合を除く。	
イ (略)		イ (略)	
2 (略)		2 (略)	
3 (略)		3 (略)	
4 (略)		4 (略)	

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)	
(募集要綱の策定等) 第92条 (略) 一～六 (略)	七 その他募集を行うにあたり必要となる事項 (連系希望量が接続可能な範囲内である場合の取扱い) 第95条 本機関は、連系希望量が、プロセス対象送電系統の接続可能な量(既存の連系可能量とリプレース発電設備等の廃止により生ずる連系可能量の合計をいう。以下、 <u>本節</u> において同じ。)の範囲内である場合には、応募者に対して、全ての発電設備等の連系が可能である旨を通知する。 2 (略)	七 その他募集を行うに当たり必要となる事項 (連系希望量が接続可能な範囲内である場合の取扱い) 第95条 本機関は、連系希望量が、プロセス対象送電系統の接続可能な量(既存の連系可能量とリプレース発電設備等の廃止により生ずる連系可能量の合計をいう。以下、 <u>この節</u> において同じ。)の範囲内である場合には、応募者に対して、全ての発電設備等の連系が可能である旨を通知する。 2 (略)	(連系希望量が接続可能な範囲を超える場合の取扱い) 第96条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略)
(連系希望量が接続可能な範囲を超える場合の取扱い) 第96条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略)	5 本機関は、第1項に基づき開始した電源接続案件募集プロセスが不成立となつた場合(中止した場合を含む。)には、募集要綱を変更して、再度、同プロセスを実施する。但し、電源接続案件募集プロセス以外の公平性及び中立性が確保された手続によって、優先系統連系希望者を決定することができるときは、当該手続によることができる。 (契約申込みに伴う回答内容の確認) 第97条 (略) 2 (略)	5 本機関は、第1項に基づき開始した電源接続案件募集プロセスが不成立となつた場合(中止した場合を含む。)には、募集要綱を変更して、再度、同プロセスを実施する。ただし、電源接続案件募集プロセス以外の公平性及び中立性が確保された手続によって、優先系統連系希望者を決定することができるときは、当該手続によることができる。 (契約申込みに伴う回答内容の確認) 第97条 (略) 2 (略)	5 本機関は、第1項に基づき開始した電源接続案件募集プロセスが不成立となつた場合(中止した場合を含む。)には、募集要綱を変更して、再度、同プロセスを実施する。ただし、電源接続案件募集プロセス以外の公平性及び中立性が確保された手続によって、優先系統連系希望者を決定することができるときは、当該手続によることができる。 (契約申込みに伴う回答内容の確認) 第97条 (略) 2 (略)
(連系希望量が接続可能な範囲を超える場合の取扱い) 第96条 (略) 2 (略) 3 本機関は、前 <u>2</u> 項の確認及び検証の結果、検討結果が妥当であると認めるとときは、その旨を一般送配電事業者たる会員に通知する。	3 本機関は、前 <u>2</u> 項の確認及び検証の結果、検討結果が妥当であると認めるとときは、その旨を一般送配電事業者たる会員に通知する。 (系統アクセス業務の申込み及び回答様式) 第99条 (略)	3 本機関は、前 <u>1</u> 項の確認及び検証の結果、検討結果が妥当であると認めるとときは、その旨を一般送配電事業者たる会員に通知する。 2 本機関は、系統アクセス業務の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を作成するにあたっては、一般送配電事業者と事前に協議を行うものとする。 (分析ツールの具備) 第102条 本機関は、 <u>この</u> 各条の業務を行うために必要な分析ツールを備える。 2 (略)	3 本機関は、前 <u>1</u> 項の確認及び検証の結果、検討結果が妥当であると認めるとときは、その旨を一般送配電事業者たる会員に通知する。 2 本機関は、系統アクセス業務の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を作成するにあたっては、一般送配電事業者と事前に協議を行うものとする。 (分析ツールの具備) 第102条 本機関は、 <u>この</u> 各条の業務を行うために必要な分析ツールを備える。 2 (略)
(連系希望量が接続可能な範囲を超える場合の取扱い) 第96条 (略) 2 (略) 3 本機関は、一般送配電事業者たる会員その他の電気供給事業者に対し、 <u>本章</u> の業務の実施のためには必要な情報の提出その他の必要な協力を要請することができる。 (必要な協力の要請) 第103条 本機関は、一般送配電事業者たる会員その他の電気供給事業者に対し、 <u>本章</u> の業務の実施のためには必要な情報の提出その他の必要な協力を要請することができる。	(連系希望量が接続可能な範囲を超える場合の取扱い) 第96条 (略) 2 (略) 3 本機関は、一般送配電事業者たる会員その他の電気供給事業者に対し、 <u>本章</u> の業務の実施のためには必要な情報の提出その他の必要な協力を要請することができる。 (必要な協力の要請) 第103条 本機関は、一般送配電事業者たる会員その他の電気供給事業者に対し、 <u>本章</u> の業務の実施のためには必要な情報の提出その他の必要な協力を要請することができる。	(連系希望量が接続可能な範囲を超える場合の取扱い) 第96条 (略) 2 (略) 3 本機関は、一般送配電事業者たる会員その他の電気供給事業者に対し、 <u>本章</u> の業務の実施のためには必要な情報の提出その他の必要な協力を要請することができる。 (必要な協力の要請) 第103条 本機関は、一般送配電事業者たる会員その他の電気供給事業者に対し、 <u>本章</u> の業務の実施のためには必要な情報の提出その他の必要な協力を要請することができる。	(連系希望量が接続可能な範囲を超える場合の取扱い) 第96条 (略) 2 (略) 3 本機関は、一般送配電事業者たる会員その他の電気供給事業者に対し、 <u>本章</u> の業務の実施のためには必要な情報の提出その他の必要な協力を要請することができる。 (必要な協力の要請) 第103条 本機関は、一般送配電事業者たる会員その他の電気供給事業者に対し、 <u>本章</u> の業務の実施のためには必要な情報の提出その他の必要な協力を要請することができる。

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
に対しては、指示することができない。 一 需給状況の悪化に係る会員に電気を供給すること 二 小売電気事業者たる会員、一般送配電事業者たる会員又は特定送配電事業者たる会員に振替供給を行うこと 三 会員から電気の供給を受けること 四 会員に電気工作物を貸し渡し、若しくは会員から電気工作物を借り受け、又は会員と電気工作物を共用すること 五 前各号に掲げるもののほか、当該電気の需給の状況を改善するために必要な措置をとること	員に対しては、指示することができない。 一 需給状況の悪化に係る会員に電気を供給すること。 二 小売電気事業者たる会員、一般送配電事業者たる会員又は特定送配電事業者たる会員に振替供給を行うこと。 三 会員から電気の供給を受けること。 四 会員に電気工作物を貸し渡し、若しくは会員から電気工作物を借り受け、又は会員と電気工作物を共用すること。 五 前各号に掲げるもののほか、当該電気の需給の状況を改善するために必要な措置をとること。
2 (略)	2 (略)
(需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれが認められる場合の指示の手順) 第113条 本機関は、需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれが認められる場合において、第111条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、会員に対し、指示を行う（以下、 <u>本条及び第116条</u> において、需給ひつ迫のおそれが認められる供給区域の一般送配電事業者たる会員を「需給ひつ迫一般送配電事業者」という）。但し、以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第111条第1項の指示を行う。 一 本機関は、需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれを改善するために必要な電気の供給を受ける期間及び量並びに需給ひつ迫一般送配電事業者が電気の供給を受ける際に使用を希望する連系線（以下、 <u>本条</u> において「希望連系線」という。）を確認する。 二 本機関は、需給ひつ迫一般送配電事業者を除く会員に対し、当該会員が電気を供給できる期間及び量（以下、 <u>本条</u> において「送電可能な量」という。）を確認する。その際、本機関は、迅速に送電能力量を確認できることが期待できる会員から順に確認を行うものとする。 三～五 (略)	(需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれが認められる場合の指示の手順) 第113条 本機関は、需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれが認められる場合において、第111条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、一般送配電事業者たる会員に対し、指示を行う（以下、 <u>この条</u> において、下げる代不足又は下げる代不足のおそれが認められる供給区域の一般送配電事業者たる会員を「下げる代不足一般送配電事業者」という。）。ただし、下げる代不足が見込まれる時期までに以下の手順を行なう場合には、本機関は、以下の手順によらずに第111条第1項の指示を行う。 一 本機関は、下げる代不足のおそれを改善するために必要な電気の供給を受けるために必要な電気の供給を行なう際に使用を希望する連系線（以下、 <u>この条</u> において「希望連系線」という。）を確認する。 二 本機関は、下げる代不足一般送配電事業者を除く一般送配電事業者たる会員に対し、当該会員が電気の供給を受けることが可能な期間及び量（以下、 <u>この条</u> において「受電可能な量」という。）を確認する。その際、本機関は、迅速に受電可能量を確認できることが期待できる一般送配電事業者たる会員から確認を行うものとする。
2 (略)	2 (略)
(下げる代不足のおそれが認められる場合の指示の手順) 第114条 本機関は、下げる代不足又は下げる代不足のおそれが認められる場合において、第111条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、一般送配電事業者たる会員に対し、指示を行う（以下、 <u>本条</u> において、「希望連系線」という。）を確認する。 一 本機関は、下げる代不足一般送配電事業者の下げる代不足又は下げる代不足の手順による間に必要な電気の供給を行なう際に使用を希望する連系線（以下、 <u>本条</u> において「希望連系線」という。）を確認する。 二 本機関は、下げる代不足一般送配電事業者を除く一般送配電事業者たる会員に対し、当該会員が電気の供給を受けることが可能な期間及び量（以下、 <u>本条</u> において「受電可能な量」という。）を確認する。その際、本機関は、迅速に受電可能量を確認できることが期待できる一般送配電事業者たる会員から確認を行うものとする。 三～五 (略)	(下げる代不足のおそれが認められる場合の指示の手順) 第114条 本機関は、下げる代不足又は下げる代不足のおそれが認められる場合において、第111条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、一般送配電事業者たる会員に対し、指示を行う（以下、 <u>この条</u> において、下げる代不足又は下げる代不足のおそれが認められる供給区域の一般送配電事業者たる会員を「下げる代不足一般送配電事業者」という。）。ただし、下げる代不足が見込まれる時期までに以下の手順を行なう場合には、本機関は、以下の手順によらずに第111条第1項の指示を行う。 一 本機関は、下げる代不足一般送配電事業者の下げる代不足又は下げる代不足の手順による間に必要な電気の供給を行なう際に使用を希望する連系線（以下、 <u>この条</u> において「希望連系線」という。）を確認する。 二 本機関は、下げる代不足一般送配電事業者を除く一般送配電事業者たる会員に対し、当該会員が電気の供給を受けることが可能な期間及び量（以下、 <u>この条</u> において「受電可能な量」という。）を確認する。その際、本機関は、迅速に受電可能量を確認できることが期待できる一般送配電事業者たる会員から確認を行うものとする。
2 (略)	2 (略)

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(特定の会員の需給状況の悪化時における指示) 第115条 本機関は、次の各号に該当する場合において、特定の小売電気事業者又は特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員の需給状況を改善する必要があると認めるとときは、当該会員に対し、第111条第1項の事項を指示する。 一～三 (略)	(特定の会員の需給状況の悪化時ににおける指示) 第115条 本機関は、次の各号に該当する場合において、特定の小売電気事業者又は特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員の需給状況を改善する必要があると認めるとときは、当該会員に対し、第111条第1項の指示を行ふ。 一～三 (略)
(本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用) 第116条 (略) 2 本機関の指示又は要請に基づく電気の供給については、連系線の空容量から使用し、連系線の空容量が不足する場合には、本機関は、第152条及び第153条に基づき、連系線のマージン及び運用容量拡大分を使用する供給の指示又は要請を行う。但し、本機関が第111条の指示又は要請を行う場合において、需給ひつ迫一般送配電事業者の供給区域に隣接する連系線に、需給ひつ迫時緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給するために備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系線の空容量を使用する前に、第152条に準じて、当該マージンを使用する電気の供給の指示又は要請をすることができる。	(本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用) 第116条 (略) 2 本機関の指示又は要請に基づく電気の供給については、連系線の空容量から使用し、連系線の空容量が不足する場合には、本機関は、第152条及び第153条に基づき、連系線のマージン及び運用容量拡大分を使用する供給の指示又は要請を行う。ただし、本機関が第111条に基づく指示又は要請を行ふ場合において、需給ひつ迫一般送配電事業者の供給区域に隣接する連系線に、需給ひつ迫時緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給するために備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系線の空容量を使用する前に、第152条に準じて、当該マージンを使用する電気の供給の指示又は要請をすることができる。
(指示内容の報告) 第120条 本機関は、会員に対し、法第28条の4第1項による指示をしたときは、同条第2項に基づき、経済産業大臣に対し、直ちに、その指示の内容その他の事項を経済産業省令で定めるところにより報告する。	(指示内容の報告) 第120条 本機関は、会員に対し、法第28条の4第1項に基づく指示をしたときは、同条第2項に基づき、経済産業大臣に対し、直ちに、その指示の内容その他の事項を経済産業省令で定めるとこ ろにより報告する。
(指示に係る措置を取つていない場合の報告) 第121条 本機関は、法第28条の4第1項による指示を受けた会員が、正当な理由なくその指示に係る措置を取つないと認めるときは、同条第3項に基づき、直ちに、その旨を経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に報告する。	(指示に係る措置を取つていない場合の報告) 第121条 本機関は、法第28条の4第1項に基づく指示を受けた会員が、正当な理由なくその指示に係る措置を取つないと認めるときは、同条第3項に基づき、直ちに、その旨を経済産業省令で定めるとこ ろにより経済産業大臣に報告する。
(需給状況悪化時等の1時間前取扱い) 第123条の2 本機関は、電力系統に重大な故障が発生している場合又は需給状況が悪化し若しくは悪化するおそれがある場合には、1時間前取引の送電可否判定の照会を受け付けないことができる。但し、この場合には、本機関は、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対して、事前又は事後速やかにその旨を周知又は説明する。	(需給状況悪化時等の1時間前取扱い) 第123条の2 本機関は、電力系統に重大な故障が発生している場合又は需給状況が悪化し若しくは悪化するおそれがある場合には、1時間前取引の送電可否判定の照会を受け付けないことができる。ただし、この場合には、本機関は、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対して、事前又は事後速やかにその旨を周知又は説明する。

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)	
(連系線の管理) 第124条 (略)	別表10-1 連系線	(連系線の管理) 第124条 (略)	別表10-1 連系線
連系線	区間 (略)	対象設備 (略)	区間 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略) (※1)	(略)	(略)	(略)
(略) (※1)	(略)	(略)	(略)
(略) (※2)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(※1) 中部北陸間連系設備および北陸関西間連系線については、各連系線による管理に加え、交流系統の故障時において、中部北陸間連系設備の停止による北陸関西間連系線への回り込み潮流を考慮し、両連系線を合わせたフェンス潮流(北陸フェンス潮流)も管理する。	(※2) (略)	(※1) 中部北陸間連系設備及び北陸関西間連系線については、各連系線による管理に加え、交換系統の故障時において、中部北陸間連系設備の停止による北陸関西間連系線への回り込み潮流を考慮し、両連系線を合わせたフェンス潮流(北陸フェンス潮流)も管理する。	(※2) (略)
(連用容量の設定)	(連用容量の設定)	(連用容量の設定)	(連用容量の設定)
第126条 本機関は、翌年度以降の長期及び年間ににおける連系線の運用容量(以下、「運用容量」という。)を算出するため、連系線を維持し運用する一般送配電事業者及び送電事業者会員との間で検討会(以下「運用容量検討会」という。)を設け、運用容量検討会の検討を踏まえ、毎年5月末日までに、検討スケジュール、運用容量の算出断面、需要その他の検討条件を定め、これを公表する。この際、運用容量の算出断面を季節別、平休日別等に細分化することにより、市場分断の発生を回避することができるときは、その細分化を行う。	第126条 本機関は、翌年度以降の長期及び年間ににおける連系線の運用容量(以下、「運用容量」という。)を算出するため、連系線を維持し運用する一般送配電事業者及び送電事業者会員との間で検討会(以下「運用容量検討会」という。)を設け、運用容量検討会の検討を踏まえ、毎年5月末日までに、検討スケジュール、運用容量の算出断面、需要その他の検討条件を定め、これを公表する。この際、運用容量の算出断面を季節別、平休日別等に細分化することにより、市場分断の発生を回避することができるときは、その細分化を行う。	第126条 本機関は、翌年度以降の長期及び年間ににおける連系線の運用容量(以下、「運用容量」という。)を算出するため、連系線を維持し運用する一般送配電事業者及び送電事業者会員との間で検討会(以下「運用容量検討会」という。)を設け、運用容量検討会の検討を踏まえ、毎年5月末日までに、検討スケジュール、運用容量の算出断面、需要その他の検討条件を定め、これを公表する。この際、運用容量の算出断面を季節別、平休日別等に細分化することにより、市場分断の発生を回避することができるときは、その細分化を行う。	第126条 本機関は、翌年度以降の長期及び年間ににおける連系線の運用容量(以下、「運用容量」という。)を算出するため、連系線を維持し運用する一般送配電事業者及び送電事業者会員との間で検討会(以下「運用容量検討会」という。)を設け、運用容量検討会の検討を踏まえ、毎年5月末日までに、検討スケジュール、運用容量の算出断面、需要その他の検討条件を定め、これを公表する。この際、運用容量の算出断面を季節別、平休日別等に細分化することにより、市場分断の発生を回避することができるときは、その細分化を行う。
2 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)	3 (略)	3 (略)
4 (略)	4 (略)	4 (略)	4 (略)
5 (略)	5 (略)	5 (略)	5 (略)
(マージンの見直し)	(マージンの見直し)	(マージンの見直し)	(マージンの見直し)
第130条 (略)	第130条 (略)	第130条 (略)	第130条 (略)
2 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)	3 (略)	3 (略)
4 本機関は、マージンの見直しに際し、マージン検討会における追加的な検討が必要と認める場合に	4 本機関は、マージンの見直しに際し、マージン検討会における追加的な検討が必要と認める場合に	4 本機関は、マージンの見直しに際し、マージン検討会における追加的な検討が必要と認める場合に	4 本機関は、マージンの見直しに際し、マージン検討会における追加的な検討が必要と認める場合に

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
は、第129条第2項及び第3項に定める手続に準じてマージンの見直しを行い、第128条第3項に準じて見直し後のマージンを設定し、公表する。	は、前条第2項及び第3項に定める手続に準じてマージンの見直しを行い、第128条第3項に準じて見直し後のマージンを設定し、公表する。
(空容量の算出及び公表) 第133条 (略) 2 (略) 3 本機関は、運用容量、マージン又は計画潮流を変更したときは、前2項に準じて空容量を算出し、公表する。	(空容量の算出及び公表) 第133条 (略) 2 (略) 3 本機関は、運用容量、マージン又は計画潮流を変更したときは、前各項に準じて空容量を算出し、公表する。
別表10-2 空容量の算出式 (略) (*1、※2、※3、※4、※5、※6、※7) (略) (※1)～(※5) (略) (※6) 関西四国間連系設備の四国向き空容量は、運用容量は四国の地内基幹送電線の運用容量を考慮した値とする。 (※7) (略)	別表10-2 空容量の算出式 (略) (*1、※2、※3、※4、※5、※6、※7) (略) (※1)～(※5) (略) (※6) 関西四国間連系設備の四国向き空容量は、四国の地内基幹送電線の運用容量を考慮した値とする。 (※7) (略)
(連系線の計画潮流の管理) 第134条 (略) 一 (略) 二 本機関は、通知を受けた取引情報が連系線に容量登録可能であるか否かの判定(以下「送電可否判定」という。)を行い、連系線の混雑が発生せず、かつ、電力系統の安定運用に支障を生じないと判断した場合には、当該取引情報を送電可能と判定する。 三～五 (略)	(連系線の計画潮流の管理) 第134条 (略) 一 (略) 二 本機関は、通知を受けた取引情報が連系線に容量登録可能であるか否かの判定(以下「送電可否判定」という。)を行い、連系線の混雑が発生せず、かつ、電力系統の安定運用に支障を生じないと判断した場合には、当該取引情報を送電可能と判定する。 三～五 (略)
(混雑処理における抑制順位) 第143条の2 本機関は、混雑処理にあたっては、次の各号の順にしたがって、計画潮流を抑制するものとする。なお、次の各号に該当する計画潮流が複数存在するときは、当該計画潮流間の抑制順位は同順位として取り扱う。 一・二 (略)	(混雑処理における抑制順位) 第143条の2 本機関は、混雑処理にあたっては、次の各号の順にしたがって、計画潮流を抑制するものとする。なお、次の各号に該当する計画潮流が複数存在するときは、当該計画潮流間の抑制順位は同順位として取り扱う。 一・二 (略)
2 同じ抑制順位の計画潮流の抑制量は、混雑の発生を回避するために必要な抑制量の合計値を抑制前の計画潮流の値に応じて按分した値とする。なお、抑制量の算出にあたっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。	2 同じ抑制順位の計画潮流の抑制量は、混雑の発生を回避するために必要な抑制量の合計値を抑制前の計画潮流の値に応じて按分した値とする。なお、抑制量の算出に当たっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。
(緊急時の混雑処理方法) 第143条の4 本機関は、第127条に基づく運用容量の見直しにより連系線の運用容量が減少し、連系線に混雑が発生した場合において、緊急の混雑処理が必要と認めるとときは、第143条の2に定める抑制順位によらずに抑制効果が大きい計画潮流を抑制することができる(以下「緊急抑制」という。)。但し、緊急抑制後は、速やかに混雑処理を行い、緊急抑制を終了する。	(緊急時の混雑処理方法) 第143条の4 本機関は、第127条に基づく運用容量の見直しにより連系線の運用容量が減少し、連系線に混雑が発生した場合において、緊急の混雑処理が必要と認めるとときは、第143条の2に定める抑制順位によらずに抑制効果が大きい計画潮流を抑制することができる(以下「緊急抑制」という。)。ただし、緊急抑制後は、速やかに混雑処理を行い、緊急抑制を終了する。
(出力維持等の考慮が必要な電源等の承認) 第144条 (略) 一 次条各号に掲げる電源等であること。 二 電源等保有者が、送配電等業務指針に定める承認を受けた電源等の取扱いを遵守することが可能であること。	(出力維持等の考慮が必要な電源等の承認) 第144条 (略) 一 次条各号に掲げる電源等であること。 二 電源等保有者が、送配電等業務指針に定める承認を受けた電源等の取扱いを遵守することが可能であること。

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)
2 (略)	2 (略)	(承認の対象とする電源等)
第144条の2 本機関は、次の各号に掲げる電源等を前条第1項の承認の対象とする。 一・二 (略) 三 電気の受給契約(前2号に掲げる電源に係る電気を含むものに限る。)又は当該受給契約に代わる同一事業者内の計画等 四・五 (略)	(承認期間) 第144条の3 本機関は、承認電源等の承認期間を1年間(承認日が事業年度の途中にあっては当該事業年度の末日まで)とする。但し、第147条に定める定期審査の結果、承認内容の変更が必要と認めない限り、同一条件で延長されるものとする。 (需給ひつ追又は下げ代不足時のマージンの使用) 第152条 (略) 2 (略) 3 本機関は、緊急時において、前項第1号の説明を受け、又は第2号の承認を行う時間がないと直ちに一般送配電事業者たる会員によるマージン使用を承認する。但し、当該マージン使用やかに前項に準じてその妥当性を検証するものとする。 4 (略) 5 (略)	第144条の3 本機関は、承認電源等の承認期間を1年間(承認日が事業年度の途中にあっては当該事業年度の末日まで)とする。ただし、第147条に定める定期審査の結果、承認内容の変更が必要と認めない限り、同一条件で延長されるものとする。 (需給ひつ追又は下げ代不足時のマージンの使用) 第152条 (略) 2 (略) 3 本機関は、緊急時において、前項第1号の説明を受け、又は前項第2号の承認を行いう時間がないときは、直ちに一般送配電事業者たる会員によるマージン使用を承認する。ただし、当該マージン使用の後、速やかに前項に準じてその妥当性を検証するものとする。 4 (略) 5 (略)
(分析ツールの具備)	(分析ツールの具備)	(分析ツールの具備)
第154条 本機関は、本章各条の業務を行うため、系統安定度シミュレーションその他の分析ツール等を備える。	第154条 本機関は、 <u>この</u> 章各条の業務を行うため、系統安定度シミュレーションその他の分析ツール等を備える。	第154条 本機関は、 <u>この</u> 章各条の業務を行うため、系統安定度シミュレーションその他の分析ツール等を備える。
(検討)	(検討)	(検討)
第155条 本機関は、連系線の柔軟な運用の実現を進めていくための運用容量等の設定、連系線利用管理の在り方、計画データの受け渡し方法をはじめ、連系線の管理に関する <u>本章</u> の規定の見直しを含めた継続的な検討を進める。	第155条 本機関は、連系線の柔軟な運用の実現を進めているための運用容量等の設定、連系線利用管理の在り方、計画データの受け渡し方法をはじめ、連系線の管理に関する <u>この</u> 章の規定の見直しを含めた継続的な検討を進める。	第155条 本機関は、連系線の柔軟な運用の実現を進めているための運用容量等の設定、連系線利用管理の在り方、計画データの受け渡し方法をはじめ、連系線の管理に関する <u>この</u> 章の規定の見直しを含めた継続的な検討を進める。
(作業停止計画の調整の実施)	(作業停止計画の調整の実施)	(作業停止計画の調整の実施)
第156条 (略)	第156条 (略)	第156条 (略)
2 本機関は、連系線の運用容量に影響を与える広域連系系統等の作業停止計画(以下、 <u>本章</u> において「 <u>広域調整対象作業停止計画</u> 」といふ。)の調整を行う。	2 本機関は、連系線の運用容量に影響を与える広域連系系統等の作業停止計画(以下、 <u>本章</u> において「 <u>広域調整対象作業停止計画</u> 」といふ。)の調整を行う。	2 本機関は、連系線の運用容量に影響を与える広域連系系統等の作業停止計画(以下、 <u>この</u> 章において「 <u>広域調整対象作業停止計画</u> 」といふ。)の調整を行う。
(作業停止計画の原案の取得、共有)	(作業停止計画の原案の取得、共有)	(作業停止計画の原案の取得、共有)
第157条 本機関は、前条の作業停止計画の取りまとめ及び調整業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、別表11-2で定める期日までに、次の各号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を同号に掲げる者から提出を受ける。但し、第3号に掲げる流通設備については、発電約者又は実同時同量の契約者(以下「発電計画提出者」という。)が希望した場合に限る。 一～三 (略) 2 (略)	第157条 本機関は、前条の作業停止計画の取りまとめ及び調整業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、別表11-2で定める期日までに、次の各号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を同号に掲げる者から提出を受ける。ただし、第3号に掲げる流通設備については、発電約者又は実同時同量の契約者(以下「発電計画提出者」という。)が希望した場合に限る。 一～三 (略) 2 (略)	第157条 本機関は、前条の作業停止計画の取りまとめ及び調整業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、別表11-2で定める期日までに、次の各号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を同号に掲げる者から提出を受ける。ただし、第3号に掲げる流通設備については、発電約者又は実同時同量の契約者(以下「発電計画提出者」という。)が希望した場合に限る。
3 本機関は、第1項に基づき作業停止計画の原案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画を取りまとめ、別表11-2で定める期日までに、会員その他の関係する電気供給事業者その他作	3 本機関は、第1項に基づき作業停止計画の原案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画を取りまとめ、別表11-2で定める期日までに、会員その他の関係する電気供給事業者その他作	3 本機関は、第1項に基づき作業停止計画の原案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画を取りまとめ、別表11-2で定める期日までに、会員その他の関係する電気供給事業者その他作

変更前（変更点に下線）		変更後（変更点に下線）
業停止計画提出者（但し、個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況が推測可能な電力設備の作業停止計画については、当該作業停止計画の提出者及び送電設備の保有者に限る。）と共有する。	業停止計画提出者（ただし、個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況が推測可能な電力設備の作業停止計画については、当該作業停止計画の提出者及び送電設備の保有者に限る。）と共有する。	
（作業停止計画の最終案の提出、承認）	（作業停止計画の最終案の提出、承認）	
第161条（略）	第161条（略）	
2（略）	2（略）	
3 本機関は、作業停止計画の最終案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画を取りまとめ、別表11－2で定める期日までに、これを確認の上、承認する。但し、月間計画については、翌月分のみを承認する。	3 本機関は、作業停止計画の最終案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画を取りまとめ、別表11－2で定める期日までに、これを確認の上、承認する。ただし、月間計画については、翌月分のみを承認する。	
（作業停止計画の調整にあたっての考慮事項）	（作業停止計画の調整にあたっての考慮事項）	
第163条 本機関は、第158条及び第160条に定める作業停止計画の調整にあたっては、電力設備の保全、作業員の安全確保その他の送配電等業務指針に定める事項を考慮する。	第163条 本機関は、第158条及び第160条に定める作業停止計画の調整にあたっては、電力設備の保全、作業員の安全確保その他の送配電等業務指針に定める事項を考慮する。	
（作業停止計画の提出省略時の手続）	（作業停止計画の提出省略時の手續）	
第165条 本機関は、広域調整対象作業停止計画の提出がない場合は、当該広域調整対象作業停止計画に変更がないものとして、作業停止計画の調整を行つ。但し、本機関が原案及び調整案の見直しを求めた場合はこの限りでない。	第165条 本機関は、広域調整対象作業停止計画の提出がない場合は、当該広域調整対象作業停止計画に変更がないものとして、作業停止計画の調整を行つ。ただし、本機関が原案及び調整案の見直しを求めた場合はこの限りでない。	
（系統情報の公表）	（系統情報の公表）	
第168条（略）	第168条（略）	
2 前項により公表する情報の項目及び公表時期は、別表12－1に定めるところによる。	2 前項により公表する情報の項目のほか、国の政策方針又は審議会等における審議の結果を考慮の上、本機関が必要とする項目及び当該情報の公表時期等は、本機関の理事会において定め、その結果を公表する。	
3（略）	3（略）	
別表12－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	別表12－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
	情報の項目	公表時期 (更新周期)
		都度
(a) 系統の空容量、流通設備計画		
・系統の空容量に關し、簡易的に地図上に記載した送電系統図 長期：第3～10年度の各年度の最大時需要電力と供給電力	長期：毎年3月末日 年間：毎年3月末日 月間：毎月未曜日 週間：毎週木曜日 翌日：毎日（※3）	
・流通設備建設計画（※2）	17時30分以降速 やかに 当日：都度 (需要実績カーブ： 5分周期) (需要予測及び実績グラフ：1時間周期)	
(b) 需給関連情報		
・全国及び供給区別別の需給予想（送電端電力）	長期：毎年3月末日 年間：毎年3月末日 月間：毎月未曜日 週間：毎週木曜日 翌日：毎日（※3）	
・全国及び供給区別別の需給予想（送電端電力）	長期：毎年3月末日 年間：毎年3月末日 月間：毎月未曜日 週間：毎週木曜日 翌日：毎日（※3）	
長期：第1～2年度の各月の最大時需要電力と供給電力 期間：翌月、翌々月の各週の最大時需要電力と供給電力 期間：翌週、翌々週の日別の最大時需要電力と供給電力 に最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 翌日：翌日の最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 当日：における最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力の供給電力、使用率及び予備率 ・全国及び供給区別別の現在の需要電力実績等（※4）	長期：毎年3月末日 年間：毎年3月末日 月間：毎月未曜日 週間：毎週木曜日 翌日：毎日（※3）	
・全国及び供給区別別の現在の需要電力実績等（※4）	長期：毎年3月末日 年間：毎年3月末日 月間：毎月未曜日 週間：毎週木曜日 翌日：毎日（※3）	
・最大使用率、当日の需要実績カーブ、需要実績、使用率及び最大使用率、当日の周波数（50/60Hz）代表地点の瞬時値	（周波数現在値：30秒 周期） (周波数実績値：5分周期) ・供給区別別の需要実績：四半期毎 ・供給区別別の需要実績（1時間値）	

変更前 (変更点に下線)		変更後 (変更点に下線)	
・供給区域別の供給実績 (電源種別、1時間値)	供給実績：四半期毎		
(c) 再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報 (※5)			
・出力抑制が行われた供給区域			
・出力抑制が行われた日、時間帯			
・出力抑制の指令が行われた出力の合計 (時間帯ごと)			
・出力抑制の理由 (「下げ調整能力不足」等の要因)			
(d) 連系線に関する情報			
・空容量、運用容量、マージン、計画潮流 (※7)			
・長期：第3～10年度の各年度での平常系統における最大需要時の値 (最大需要時以外で空容量が小さくなる予想される場合、その断面の値を併記することができる)	長期：毎年3月末日 (※6)		
年間：3か月先～第2年度末までの日別の昼間帯／夜間帯の値	年間：毎年3月15日 (※6)		
月間：3週間先～2か月先までの日別の昼間帯／夜間帯の値	月間：毎月20日 (※6)		
週間：3日先～2週間先までの30分ごとの値	週間：毎週木曜日 (※6)		
翌々日：翌日～翌々日の30分ごとの値	翌々日：前々日15時 (※3)		
当日：当日～翌日の30分ごとの値	当日～翌日：受給日の前日17時 (※3)		
実績：长期～当日の更新された最終の値	実績：長期～当日の更新された最終の値		
・予想潮流 (※8)			
年間：3か月先～第2年度末までの各月平日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の販売計画等の最大発生時の計画値より算出した値	年間：3か月先～2か月先までの各月平日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の販売計画等の最大発生時の計画値より算出した値		
月間：3週間先～2か月先までの各月平日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の販売計画等の最大発生時の計画値より算出した値	月間：3週間先～2か月先までの各月平日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の販売計画等の最大発生時の計画値より算出した値		
・運用容量の決定要因 (同期安定性/電圧安定性/周波数維持面の区分別)	・運用容量等に伴い運用容量が減少する連系線の名称、運用容量減少後の熱容量等、制限する理由等		
・作業停止等に伴い運用容量が減少する連系線の名称、運用容量減少後の熱容量等、制限する理由等	・各々直変換設備の利用に関する制約内容		
・その他交直変換設備の利用に関する設備上の制約	・交直変換設備の最低潮流、交直変換設備の潮流ざみ幅、その他交直変換設備の利用に関する設備上の制約		
(e) 地内基幹送電線に関する情報 (※9)			
・予想潮流 (※8)	・予想潮流 (※8)		
・長期：第5年度の最大需要時の系統図及び値	・長期：第5年度の最大需要時の系統図及び値		
年間：第1年度の最大需要時の系統図及び値	年間：第1年度の最大需要時の系統図及び値		
・運用容量	・運用容量		
・当日の最大需要時の値	・当日の最大需要時の値		
(f) 連系線及び地内基幹送電線 (※9) の作業停止計画、実績 (※10)	(申請者名、作業件名、作業開始・終了時刻 (計画・実績)、連続/毎日の停止区分、作業内容、制約箇所、作業中・作業終了等の実施状況、新規・変更等の申請区分、年間計画/月間計画等の計画区分 变更理由)	年間：毎年3月末日 月間：毎月20日 計画外：都度	
(g) 連系線及び地内基幹送電線 (※9) の潮流	(現在潮流 (瞬時値)、潮流実績)	(車系線：5分周期) (地内基幹送電線：30分周期)	

変更前 (変更点に下線)		変更後 (変更点に下線)	
(h) 連系線及び連系線の運用容量に影響を与えた地内基幹送電線 (※9) の故障状況 (設備名、発生時刻、復旧状況、原因)	都度	(i) 接続検討の工事費負担金に含まれる送变電設備の標準的な単価 (※11)	都度
(※1) 「系統情報ガイドライン」による。			
(※2) 最新の供給計画において記載されているものとする。			
(※3) 公表の当日が休業日のときも、本表に定める公表時期のとおりとする。			
(※4) 全国計は、5.0 / 6.0 Hz エリア別合計、9 社合計及び 1.0 社合計			
(※5) 公表する事項は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に準ずる。また、当該公表があつたときは、本機関が事後検証を行う。			
(※6) 長期～週間は、休業日等を考慮した公表スケジュールを公表する。			
(※7) 当日から翌日を対象とする。			
(※8) 第 1.0.7 条により提出を受けた計画に基づき想定した予想値とする。			
(※9) 電源線や専用線等については、個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況を推測されたため、原則として公開しない。			
(※10) 作業開始・終了時刻の実績の公表は、連系線及び連系線の運用容量に影響を与える地内基幹送電線を対象とする。			
(※11) 一般送配電事業者が策定し、本機関が内容を確認の上、公表する。			
(システム利用状況のとりまとめ)		(システム利用状況のとりまとめ)	
第 1.7.1 条 (略)		第 1.7.1 条 (略)	
(一般負担の限界の基準額)		(一般負担の限界の基準額)	
第 1.7.2 条 (略)		第 1.7.2 条 (略)	
一 過去の発電設備の設置を契機とした流通設備の増強等に必要となつた費用の設備容量あたりの単価の分布 (連系に至らなかつた案件も含む。)		一 過去の発電設備の設置を契機とした流通設備の増強等に必要となつた費用の設備容量あたりの単価の分布 (連系に至らなかつた案件も含む。)	
二～四 (略)		二～四 (略)	
2 (略)		2 (略)	
3 (略)		3 (略)	
(緊急時の対応)		(緊急時の対応)	
第 1.7.5 条 (略)		第 1.7.5 条 (略)	
2 発令者は、理事長が <u>至め</u> 指定した理事又は職員の上申を受けて態勢の発令を行い、態勢に応じた対応組織の設置を決定するとともに、会員に対し、防災業務計画に定めるところにより通知を行い、必要な対応を求める。		2 発令者は、理事長が <u>あらかじめ</u> 指定した役員又は職員が代行する。	
3 発令者又は本部長となるべき者に事故があるときは、理事長が <u>至め</u> 指定した役員又は職員が代行する。		3 発令者又は本部長となるべき者に事故があるときは、理事長が <u>あらかじめ</u> 指定した役員又は職員が代行する。	
4 対応態勢が発令されたときは、本機関が行う大規模災害への対応に関する <u>一切の業務</u> は、警戒本部又は非常災害対応本部のもとで行う。		4 対応態勢が発令されたときは、本機関が行う大規模災害への対応に関する業務は、警戒本部常災害対応本部のもとで行う。	
5 本部長又はその代行者は、職制上の権限を行使して活潑に大規模災害への対応を行う。但し、権限外の事項であつても緊急に実施する必要があるものについては理事会の議決の省略その他の臨機措置を取ることができる。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続をとる。		5 本部長又はその代行者は、職制上の権限を行使して活潑に大規模災害への対応を行う。ただし、権限外の事項であつても緊急に実施する必要があるものについては理事会の議決の省略その他の臨機措置を取ることができる。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続をとる。	
6 (略)		6 (略)	
7 (略)		7 (略)	

変更前（変更点に下線）		変更後（変更点に下線）
<p>(送配電等業務指針の策定及び変更)</p> <p>第177条 (略)</p> <p>2 本機関が、送配電等業務指針を変更しようとするときは、法第28条の46第1項に基づき、経産業大臣の認可を受ける。但し、同項に規定する経済産業省令で定める軽微な事項に係るものに該する変更については、同条第4項に基づき、経済産業大臣へ届出を行う。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(送配電等業務指針の策定及び変更)</p> <p>第177条 (略)</p> <p>2 本機関が、送配電等業務指針を変更しようとするとときは、法第28条の46第1項に基づき、経産業大臣の認可を受ける。ただし、同項に規定する経済産業省令で定める軽微な事項に係るものに該当する変更については、同条第4項に基づき、経済産業大臣へ届出を行う。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(指導・勧告の実施)</p> <p>第179条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第19章の苦情・相談対応及び第20章の紛争解決の業務において、必要なとき</p> <p>四・五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>六 第5章第1節の容量市場の運営業務において、電気供給事業者が第32条の41に規定するペナルティに従わないとき</p> <p>七 本規程に基づく要請又は調整に正当な理由なく応じないとき</p> <p>八 電気供給事業者が、法令、本機関の定款、本規程又は送配電等業務指針に照らして不適切な行為を行っていることが認められるとき</p> <p>九 前各号の他、理事会が必要と認めるとき</p> <p>2 (略)</p>
<p>八 本規程に基づく要請又は調整に正当な理由なく応じないとき</p> <p>七 電気供給事業者が、法令、本機関の定款、本規程又は送配電等業務指針に照らして不適切な行為を行っていることが認められるとき</p> <p>八 前各号の他、理事会が必要と認めるとき</p> <p>2 (略)</p>	<p>(調査研究)</p> <p>第183条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 その他第181条の報告書を作成するため必要な事項</p> <p>2 (略)</p>	<p>(調査研究)</p> <p>第183条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 その他第181条の年次報告書を作成するため必要な事項</p> <p>2 (略)</p>
<p>(苦情及び相談対応)</p> <p>第184条 (略)</p> <p>二 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、電気供給事業者等から、送配電等業務に関する相談を受けたときは、当該電気供給事業者等への回答を含む必要な対応を速やかに行う。</p> <p>三 本機関は、電気供給事業者等から、本機関の業務に関する苦情又は相談を受けたときは、前2項に準じて取り扱う。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 前各項の苦情及び相談の内容のうち、法人等および個人が特定される情報については、秘密情報として適切に取り扱う。</p>	<p>(苦情及び相談対応)</p> <p>第184条 (略)</p> <p>二 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、電気供給事業者等から、送配電等業務に関する相談を受けたときは、当該電気供給事業者等への回答を含む必要な対応を速やかに行う。</p> <p>三 本機関は、電気供給事業者等から、本機関の業務に関する苦情又は相談を受けたときは、前2項に準じて取り扱う。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 前各項の苦情及び相談の内容のうち、法人等および個人が特定される情報については、秘密情報として適切に取り扱う。</p>	<p>(電子情報を交換するための標準規格の策定)</p> <p>第187条 本機関は、会員その他の送電系統を利用する者（以下、「系統利用者」という。）の業務運営が円滑化し、電気事業の全国大での効率化に資すると認められるときは、系統利用者が情報通信技術を活用して相互に電子情報を交換するための標準規格を策定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
		<p>(電子情報を交換するための標準規格の策定)</p> <p>第187条 本機関は、会員その他の送電系統を利用する者（以下、「系統利用者」という。）の業務運営が円滑化し、電気事業の全国大での効率化に資すると認められるときは、系統利用者が情報通信技術を活用して相互に電子情報を交換するための標準規格を策定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>

	変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
附則 (連系線の利用計画の登録移行)		附則
第2条 本機関の成立の日の開始時点における第1年度から第10年度までの連系線の利用計画(通告 値を含む。以下この条において同じ。)については、一般社団法人電力系統利用協議会が本機関の成 立の日の前日終了時点において容量登録している利用計画及びその登録時刻を引き継ぐものとす る。	第2条 削除	
附則(平成29年9月6日) (施行期日)	附則(平成29年9月6日) (施行期日)	附則(平成29年9月6日) (施行期日)
第1条 (略) 2 前項にかかわらず、第2条(第2項第38号を除く。)、第17条、第107条(第1項本文、同項 第3号及び第4号を除く。)、第123条の2、第125条、第126条、第128条から第130条 まで、第133条から第153条(第3項を除く。)まで、第160条、第168条及び第179条 (第1項第1号から第3号まで、第5号から第8号まで及び第2項を除く。)並びに附則第3条から 第9条までの規定は、本機関の理事会の議決により定めた平成30年4月1日から1年内の日(但 し、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。)から施行する。 3 (略)	第1条 (略) 2 前項にかかわらず、第2条(第2項第38号を除く。)、第17条、第107条(第1項本文、同項 第3号及び第4号を除く。)、第123条の2、第125条、第126条、第128条から第130条 まで、第133条から第153条(第3項を除く。)まで、第160条、第168条及び第179条 (第1項第1号から第3号まで、第5号から第8号まで及び第2項を除く。)並びに附則第3条から 第9条までの規定は、本機関の理事会の議決により定めた平成30年4月1日から1年内の日(但 し、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。)から施行する。 3 (略)	第1条 (略) 2 前項にかかわらず、第2条(第2項第38号を除く。)、第17条、第107条(第1項本文、同項 第3号及び第4号を除く。)、第123条の2、第125条、第126条、第128条から第130条 まで、第133条から第153条(第3項を除く。)まで、第160条、第168条及び第179条 (第1項第1号から第3号まで、第5号から第8号まで及び第2項を除く。)並びに附則第3条から 第9条までの規定は、本機関の理事会の議決により定めた平成30年4月1日から1年内の日(但 し、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。)から施行する。 3 (略)
(経過措置可否判定)	(経過措置可否判定)	(経過措置可否判定)
第4条 本機関は、経過措置の対象日の前々日15時時点において、経過措置可否判定を行う。但し、 経過措置の対象日の前々日15時以降、前日スポット取引が開始されるまでの間に空容量が変更とな った場合には、都度、経過措置可否判定を行う。 2 (略) 3 (略)	第4条 本機関は、経過措置の対象日の前々日15時時点において、経過措置可否判定を行う。但し、 経過措置の対象日の前々日15時以降、前日スポット取引が開始されるまでの間に空容量が変更とな った場合には、都度、経過措置可否判定を行う。 2 (略) 3 (略)	第4条 本機関は、経過措置の対象日の前々日15時時点において、経過措置可否判定を行う。但し、 経過措置の対象日の前々日15時以降、前日スポット取引が開始されるまでの間に空容量が変更とな った場合には、都度、経過措置可否判定を行う。 2 (略) 3 (略)
(減少処理)	(減少処理)	(減少処理)
第8条 (略) 2 本機関は、登録時刻が遅い順に減少処理を行う。但し、登録時刻が同一の経過措置計画について は、同順位として取り扱う。 3 本機関は、同順位の経過措置計画の減少量は、減少前の経過措置計画の計画値に応じて按分した値 とする。なお、経過措置計画の減少量の算出にあたっては、1キロワット未満を切り上げるものとす る。	第8条 (略) 2 本機関は、登録時刻が遅い順に減少処理を行う。但し、登録時刻が同一の経過措置計画について は、同順位として取り扱う。 3 本機関は、同順位の経過措置計画の減少量は、減少前の経過措置計画の計画値に応じて按分した値 とする。なお、経過措置計画の減少量の算出にあたっては、1キロワット未満を切り上げるものとす る。	第8条 (略) 2 本機関は、登録時刻が遅い順に減少処理を行う。但し、登録時刻が同一の経過措置計画について は、同順位として取り扱う。 3 本機関は、同順位の経過措置計画の減少量は、減少前の経過措置計画の計画値に応じて按分した値 とする。なお、経過措置計画の減少量の算出にあたっては、1キロワット未満を切り上げるものとす る。

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)
附則(平成30年6月29日) (施行期日) 第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。但し、附則第2条から第4条までの規定は、平成30年10月1日から施行する。 (新設)	附則(平成30年6月29日) (施行期日) 第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。 附則(年 月 日) 第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。 2 前項にかかるわらず、第32条の2から第32条の46、第35条及び第179条並びに附則第3条 は、2019年7月1日から2021年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定 める日(ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。)から施行する。 (新設)	附則(平成30年6月29日) (施行期日) 第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。 附則(年 月 日) 第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。 2 前項にかかるわらず、第32条の2から第32条の46、第35条及び第179条並びに附則第3条 は、2019年7月1日から2021年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定 める日(ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。)から施行する。 (新設)
(新設)	(新設)	(新設)

経過措置対象電源の容量	容量確保契約金額	=	容量確保契約容量	×	(1)
確保契約金額算出式	一	控除率※1)	×	約定価格	
(※1) 本機関が別途定める。					

2018年度事業報告書（案）

I. 電力広域的運営推進機関の概要

1. 業務の内容

(1) 目的

電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の電気事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とする。

(2) 業務内容

本機関は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）に基づき、次の業務を行う。

- ① 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。
- ② 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、電気の需給の状況を改善する必要があると認められるときは、会員に対し指示を行うこと。
- ③ 送配電等業務指針を策定すること。
- ④ 電気事業者から供給計画を受け取ったときは、これを取りまとめ、意見があるときは当該意見を付して経済産業大臣に送付を行うこと。
- ⑤ 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行うこと。
- ⑥ 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。
- ⑦ 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。
- ⑧ 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、電気事業の遂行に当たって広域的運営を推進する目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2. 事務所の所在地

東京都江東区豊洲6丁目2番15号

3. 会員の状況

2019年3月31日現在の会員数は、1,326事業者である。

（内訳） 一般送配電事業者：10事業者

送電事業者：2事業者

特定送配電事業者：30事業者

小売電気事業者：589事業者

発電事業者：760事業者

4. 役員の状況

2019年3月31日現在の役員は、次のとおりである。

理事長	金本 良嗣
理事	佐藤 悅緒
理事	遠藤 久仁
理事	寺島 一希
理事	内藤 淳一
監事（非常勤）	高木 佳子
監事（非常勤）	千葉 彰

5. 評議員の状況

2019年3月31日現在の評議員は、次のとおりである。

評議員会議長	野間口 有	(三菱電機株式会社 特別顧問 国立研究開発法人産業技術総合研究所 最高顧問)
評議員	秋池 玲子	(ボストン コンサルティング グループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター)
評議員	石川 義明	(石川金属機工株式会社 代表取締役社長)
評議員	江崎 浩	(東京大学大学院情報理工学系研究科 教授)
評議員	大高 和雄	(株式会社毎日新聞社 論説委員)
評議員	大橋 尚司	(株式会社セブン－イレブン・ジャパン 取締役執行役員)
評議員	倉貫 浩一	(読売新聞東京本社 編集委員)
評議員	鈴木 彩子	(早稲田大学国際教養学部 准教授)
評議員	高村 ゆかり	(東京大学国際高等研究所サステイナビリティ学連携研究機構 教授)
評議員	夏目 智子	(全国地域婦人団体連絡協議会 幹事)
評議員	松岡 萬里野	(一般財団法人日本消費者協会 理事長)
評議員	松村 敏弘	(東京大学社会科学研究所 教授)
評議員	村上 政博	(成蹊大学法科大学院 客員教授)
評議員	山内 弘隆	(一橋大学大学院経営管理研究科 経営管理専攻教授)
評議員	山地 憲治	(公益財団法人地球環境産業技術研究機構 理事・研究所長)
評議員	横山 明彦	(東京大学大学院新領域創成科学研究科先端エネルギー工学専攻 教授)
評議員	渡辺 育	(株式会社みずほ銀行 専務執行役員)

6. 職員の状況

2019年3月31日現在の職員数は、160名である。

II. 2018年度における個別業務の実施状況

2018年度の業務実施状況は次のとおりである。

1. 送配電等業務指針の策定及び変更（法第28条の40第3号）

今後の計画策定プロセスの検討の進め方をより円滑かつ確実に行うため及び流通設備の利用効率向上の検討を見据えた作業停止計画の調整方法（運用面の発電制約と制約に伴う費用負担を区分）の導入並びに一部業務の明確化等のための変更について、6月29日に経済産業大臣の認可を受けた。

また、系統接続契約において、滞留する案件により確保されている系統容量を取り消す取組を円滑かつ迅速に進めていく等のための変更について、3月28日に経済産業大臣の認可を受けた。

2. 供給計画の取りまとめ、検討及び経済産業大臣への送付（法第28条の40第4号）

（1）供給計画の取りまとめ

2019年度供給計画の取りまとめについては、小売電気事業者、発電事業者、特定送配電事業者、送電事業者及び一般送配電事業者（計1299事業者）から3月に供給計画の提出を受け、これらの内容の適切性を確認した後、需給バランスの見通し、流通設備計画の状況等を取りまとめた。併せて、容量市場が機能するまでの間の確実な供給力の確保、容量市場開設後の供給計画の在り方、再生可能エネルギー大量導入の下でのレジリエンス強化に向けた調整力に関する意見を付して、3月29日に経済産業大臣に送付した。

（2）需要想定に関する業務

会員による需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、需要想定の前提となる全国経済見通しを策定し、11月28日に公表した。

また、一般送配電事業者たる会員から提出された供給区域ごとの需要想定を基に全国の需要想定を策定し、1月16日に公表した。

上記を遂行するにあたり、今後の制度環境、事業環境の変化を踏まえた検討や実績検証を行った。

また、需要想定の在り方を踏まえて、供給区域ごとのレビューを行うとともに、公表資料の充実化を図ることで需要想定のより一層の客観性及び透明性を確保した。

（3）夏季及び冬季の電力需給検証

電気事業者が保有する供給力と、短期の需要予測に基づき、2018年度夏季及び冬季の電力需給について事前検証を行い、全国大で電力の安定供給に必要な供給予備率を確保できる見通しであることを確認した。併せて、2017年度冬季及び2018年度夏季の電力需給の実績についても検証し、電力の安定供給に必要な予備率を確保していることを確認した。

3. 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務（法第28条の40第5

号)

(1) 電源入札等の要否に関する検討

有識者等で構成する「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」(以下「調整力等委員会」という。)において、平成30年度供給計画(原子力発電の再稼働による変更供給計画の届出を含む)の取りまとめ結果による需給バランス評価及び需給変動リスク分析の結果、2019年度から2027年度までの期間についても供給予備力が基準を上回ることが確認できたことから、同期間を対象とした電源入札等の検討開始は不要と判断した。

また、2019年度供給計画の取りまとめ結果による需給バランス評価及び需給変動リスク分析について、2019年度冬季の需給変動リスク分析についても供給計画の取りまとめの時期に前倒して実施した結果、2019年度から2028年度までの期間を通じ、供給予備力が基準を上回ることが確認できたことから、電源入札等の検討開始は不要と判断した。

(2) 容量市場の導入に向けた検討

制度設計と運営体制整備の両面から詳細検討を行った。

制度設計に関しては、有識者等で構成する「容量市場の在り方等に関する検討会」を国との共同事務局にて9回開催し、これまでの国の審議会における議論を踏まえて、オーケション及び精算の考え方等について議論を行った。

運営体制整備に関しては、2020年度に初回オーケションを行うことを念頭に、業務フロー・業務システムの設計や業務量想定を行い、システム発注に繋げるとともに、具体的な業務運営の検討を開始した。

(3) 需給調整市場の導入に向けた検討

2021年度の需給調整市場創設に向け、市場運営等に係る詳細検討を行う「需給調整市場検討小委員会」を8回開催し、広域運用・広域調達、商品毎の市場開設時期、商品の要件、その他市場運営ルールの検討を行った。

また、広域的な調整力運用も視野に入れた必要な調整力の量、質、条件等の技術的検討を行うため「調整力の細分化及び広域調達の技術的検討に関する作業会」を9回開催し、調整力の区分、量、要件等とその調整力の広域的な調達・運用に係る要件等に関する検討を行った。

4. 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整（法第28条の40第8号）

(1) 広域系統長期方針

「広域系統整備委員会」において8回の審議を行い、以下の取組事項の実現に向けた検討を行った。

①コネクト&マネージに関する取組

N-1電制の適用を前提とし接続する新規電源を対象とする「N-1電制先行適用」について、統一した考え方を取りまとめ公表した上で、10月1日より適用を開始した。

また、N-1電制本格適用及びノンファーム型接続の早期実現に向けて、諸外国の実態調査も踏まえ、その課題を整理し、今後の方向性や検討の優先順位について整理した。

②費用対便益評価を用いた増強判断基準に関する取組

地域間連系線増強の検討適否判断及び計画実施判断において、検討が必要となる便益項目と費用対便益評価の判断基準の具体化に向けた検討を行った。

併せて、流通設備効率の向上の取組により、複雑化、広域化することが予想される系統計画業務について、広域連系系統の課題や系統増強の必要性を費用対便益評価も含めて定期的に評価する仕組みの全体像を整理した。

③効率的なアクセス業務の在り方に関する取組

現状のアクセス業務における実務上の課題抽出を行い、それに代わる新たな検討プロセスとして、空容量のある系統への連系申込みに対しては、随時、受付後速やかに検討を実施する一方、空容量がなくなる系統への連系申込みに対しては、定められた期間に申込まれたものをまとめて検討する新たな方法について検討した。また、併せて公開情報の在り方についても検討した。

(2) 広域系統整備計画

国の電力レジリエンスワーキンググループ中間とりまとめにおいて、新北海道本州間連系設備整備後の更なる増強等について本機関で速やかに検討すべきとの国からの要請を受けて、計画策定プロセスを開始した。本検討については、新たに設置した「電力レジリエンス等に関する小委員会」で集中的に議論することとした。

東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画及び東北東京間連系線に係る広域系統整備計画について、各種発注手続きの進捗に応じて「コスト等検証小委員会」を4回開催し、コスト等検証を行った。

また、東北東京間連系線に係る広域系統整備計画については、年度末に特定負担者の辞退の申し出を受けたことから、2019年度に再検討を開始することとした。

(3) 系統アクセス業務の実施

①系統アクセス業務

系統連系希望者から事前相談61件、接続検討58件の申込みを受け付け、繰越分も含め、事前相談62件、接続検討41件への回答を行った。回答に際しては、一般送配電事業者による検討結果に加え、本機関による検証結果についても説明を行った。

また、系統アクセス業務に係る情報の取りまとめ結果の公表、一般送配電事業者による回答遅延解消に向けた取組状況の確認等を進めた。

加えて、国からの要請を受け、確定した連系容量を取り消す場合の標準手続及び工事費負担金の支払い条件の変更に応じる場合の考え方について明確にするとともに、それらを公表し、系統アクセス業務の改善を図った。

②電源接続案件募集プロセス

近隣の電源接続案件を募り、系統増強対策を行うための工事費負担金を複数の系統連系希望者により共同負担する手続である電源接続案件募集プロセス（以下、電源募集プロセスという。）について、9エリアの電源募集プロセスが完了した。

また、電源募集プロセスの基本的な進め方を随時レビューし、その見直し結果の公表等を通じて系統連系希望者の電源募集プロセスに対する理解促進を図った。

③リプレース案件系統連系募集プロセス

設備容量10万kW以上の発電設備等が廃止となる場合に、当該発電設備等が連系する送電系統への系統連系希望者を募集するリプレース案件系統連系募集プロセス（以下、リプレース募集プロセスという。）について、基本的な進め方を随時レビューし、その見直し結果の公表等を通じて系統連系希望者のリプレース募集プロセスに対する理解促進を図った。

（4）調整力及び必要予備力の在り方の検討

「調整力等委員会」を11回開催し、また、「電力レジリエンス等に関する小委員会」を設置し、調整力・予備力の在り方等の検討を行った。主な検討内容は以下のとおり。

①一般送配電事業者が公募調達する調整力の必要量等

・電源Iの必要量

「供給予備力確保との関係」と「実需給断面で必要となる調整力との関係」を踏まえて、前年度と同様に、最大3日平均電力の7%を電源Iとして確保することが適当であることを示した。

・電源I'の必要量等

前年度と同様に、10年に1回程度の猛暑や厳寒による需要増加に対する暫定的な対応として電源I'必要量を示した。

・電源IIの事前予約

需給調整市場開設までの暫定対応として、エリア内の電源IIを必要な時に十分活用するための方策として事前予約について検討し、事前予約はスポット市場以降の活用を原則としつつも、事後検証を行うことを前提にスポット市場前に行うことも認めたこととした。

②必要供給予備力

全国の供給信頼度基準を現状の全国の必要供給予備力7%に相当する需要1kWあたりのEUE（Expected Unserved Energy：供給不足電力量の期待値）として設定する等、供給信頼度に関する考え方を整理した。また、必要供給予備力検討の残課題について検討するとともに、容量市場の制度設計に必要な検討について整理を進めた。

（5）地域間連系線の管理

次の各項目に掲げる業務をはじめとする地域間連系線の管理に関する業務を行った。

①運用容量及びマージンの設定

6回の「運用容量検討会」及び4回の「マージン検討会」における検討を経て、各連系線の運用容量及びマージンを定め、公表した。

運用容量の算出にあたっては、北陸フェンスの運用容量算出断面の細分化や中国九州間連系線の1回線停止時の電源制限量の見直し等により運用容量を拡大した。

また、間接オーフェンス導入に伴い、マージンの設定実績のある連系線については蓋然性のある値の範囲でマージンを設定する等、考え方の整理を行った上で、マージンを設定・公表した。

②連系線利用計画の管理

連系線利用計画の受付、更新、空容量公表、問合せ対応等の業務を着実に行った。

また、10月1日からの間接オークションの開始に伴い、連系線利用計画を廃止し、これに係る業務を停止した。

③間接オークションの開始

10月1日の間接オークション開始に向け、制度移行を円滑に行えるよう、経過措置計画、承認電源等などのルール概要の事業者向け説明会を2回開催し、広域機関システムの改修を着実に行い、円滑に制度をスタートさせた。

(6) 作業停止計画の調整

会員等が流通設備や発電設備の点検・修繕等の作業を行うために提出する作業停止計画について、2019年度及び2020年度分の計画に加え、長期的な予見性を確保するため、2021年度において計画が具体化しており連系線の運用容量に長期間影響を与える件名についても併せて公表した。

また、複数事業者の発電制約が必要な作業停止については、発電設備容量(kW)に応じたプロラタ按分方式を基本的な考え方としつつ、運用と費用負担を区分した発電制約量売買方式として具体的な運用方法を議論して取りまとめた。従前の作業停止調整マニュアルを発展させ、パブリックコメント、説明会を経て、計画どおり10月からの運用開始を実現した。

(7) 需要者スイッチング支援

スイッチング支援システムを大きなトラブルなく安定的に運用した。

「スイッチング支援に関する実務者会議」を8回開催し、議論等を踏まえて、2件のシステム改良、3回の運用マニュアル改正を行った。また、議論の概要及び取りまとめ結果を遅滞なく公表した。

(8) 情報通信技術の活用支援

情報通信技術の活用では、関係者の要望を踏まえて小売電気事業者の料金請求業務の効率化に向けて関係者と調整等を実施した。

サイバーセキュリティ対策では、会員向け啓発活動として自己診断ツールを展開し、報告を受けた。また、改善を要する会員に対して助言を行うとともに全会員に結果を情報提供した。

さらに、電力ISACに参加し、そこで得られたサイバー攻撃被害や情報システムの脆弱性等の知見を会員に提供した。

(9) 系統情報の公表

全国の電力需給状況や地域間連系線の利用状況等、業務規程に定める情報について、情報公表システムを通じて公表した。

間接オークション開始に伴って不要となった情報を削除し、予想潮流の公表等新たに必要となった情報を加えて公表した。

また、11月より各エリア及び全国大の供給実績についてグラフの公表を開始した。

(10) 業務品質の向上

広域系統整備計画の策定、系統アクセス検討結果の検証、地域間連系線の管理等の各業務において、シミュレーション解析ツールを活用した技術的検証等により的確な業務遂行に努めた。

また、広域連系系統での費用対便益評価等での活用を見据え、高機能でありかつ国内外で導入実績のある広域需給シミュレーションツールを新たに導入し動作確認を実施した。

(11) システム開発の実施

容量市場システムでは、実需給前までの機能開発に向けてプロジェクト計画の策定及び要件定義を行い、システム開発（一次開発）に着手した。

広域機関システムは、間接オークション対応に向けて、テスト工程を経て各種切り替え作業を実施、開発体制や品質管理、工程管理を適切に行い、導入対応を遅滞なく完了した。

また、新北海道本州間連系設備への対応、2019年4月からスタートする間接送電権発行に向けたシステム側の先行対応の準備を進め、ネガワット取引対応を含め、計画どおりに完了した。

また、情報システムの導入・改良等を適切に管理するため、「情報システム管理会議」を9回開催し、システム構築のプロジェクト計画や開発進捗状況を確認した。

5. 電気の需給の状況の監視（法第28条の40第1号）

(1) 電気の需給の状況の監視

広域機関システムを通じて各一般送配電事業者の中央給電指令所と連携し、収集した情報を活用して、各エリア及び全国大の電気の需給状況を常時監視した。

需要実績との乖離の大きい事業者に注意喚起と再発防止策の提出要請を行った。さらに、計画適正化に向け、追加措置が必要と判断した事業者に対しては追加の回答書やヒアリング等により是正を求めた。

また、間接オークション導入に伴い、一部事業者において新ルールに対する認識齟齬により不一致を発生させた事象が確認されたため、是正を促して改善を図った。

(2) 北海道胆振東部地震に伴う大規模停電に係る検証

9月6日に発生した、北海道胆振東部地震に伴う大規模停電について、経済産業大臣より検証の指示を受け、「平成30年北海道胆振東部地震に伴う大規模停電に係る検証委員会」（以下「検証委員会」という。）を設置し、4回開催した。

「検証委員会」では、地震発生からブラックアウトに至るメカニズムを明らかにしつつ、ブラックアウトから一定の供給力確保までの手順が概ね妥当であることを確認した。その上で、「検証委員会」で想定した稀頻度事故、いわゆる最大規模発電所1サイト脱落のような事故に対して、ブラックアウトは起きないような対策が取り得るという整理を行い、停電規模抑制及び再発防止策を示した。

また、これらの内容を最終報告として取りまとめ、12月19日に公表した。

(3) レジリエンスの向上

「検証委員会」や国の電力レジリエンスワーキンググループでの議論等を踏まえて、電力レジリエンスに関する以下の事項について、2019年度春までを目途に一定の結論を得るよう検討を開始した。

- ①北海道本州間連系設備の更なる増強等検討
- ②更なる供給力等の対応確保策検討
- ③レジリエンスと再生可能エネルギー拡大の両立に資する地域間連系線等増強・活用策等の検討
- ④太陽光・風力発電機の周波数変動に伴う解列整定値等見直し
- ⑤停電コストの技術的な精査等

6. 需給の状況が悪化した場合等における会員への指示（法第28条の40第2号）

猛暑や震災等に伴い、広域的な融通を行わなければ、電気の需給の状況が悪化するおそれがあったため、会員への指示を行った。

- ①7月18日（高気温による想定以上の需要増）
 - ・関西電力へ100万kWの受電指示。
 - ・東京電力パワーグリッド、中部電力、北陸電力、中国電力、四国電力に対する送電指示を実施。
- ②9月7日から9月21日（北海道胆振東部地震による供給力低下）
 - ・北海道電力へ最大60万kWの受電指示。
 - ・東北電力、東京電力パワーグリッドに対する送電指示を実施。
- ③10月17日から18日（四国エリアの発電事業者の電源トラブルによる供給力低下）
 - ・四国電力へ最大70万kWの受電指示。
 - ・関西電力に対する送電指示を実施。
- ④1月10日（太陽光電源予測外れと気温低下による需要増）
 - ・中部電力へ最大105万kWの受電指示。
 - ・北海道電力、東北電力、東京電力パワーグリッド、北陸電力、中国電力、四国電力、九州電力に対する送電指示を実施。

九州電力からの下げ調整力不足時の対応要請に基づき、本機関設立後初の長周期広域周波数調整を行い、九州エリアの再生可能エネルギー発電設備の発生電力を中国以東のエリアへ送電した（56回実施した。）。

また、九州電力が行った九州本土及び離島の再生可能エネルギー発電設備の出力抑制について、出力抑制が適切であったかどうかを都度、事後検証し、適切に行われたことを確認の上、検証結果を公表した。加えて、2017年度九州エリアの離島にて実施された出力抑制が年度を通して公平に行われたかどうかについても検証し、予め定められた手続きに沿って公平に行われたことを確認の上、検証結果を公表した。

一般送配電事業者の協力のもと、次のとおり、需給悪化時の対応訓練を行った。

①需給ひっ迫融通指示訓練

- ・8月8日

夏季重負荷期を想定した需給ひつ迫融通指示訓練を行った。

②下げ調整力不足対応訓練

- ・4月18日、8月21日

再生可能エネルギーの導入増加に伴う下げ調整力の不足を想定した、下げ調整力不足対応訓練を行った。

7. 電気供給事業者からの苦情又は相談の対応及び紛争の解決（法第28条の40第7号）

(1) 苦情又は相談の対応

送配電等業務に関する電気供給事業者等からの苦情及び相談を22件受け付け、1件は対応継続中、21件は対応を終了した。

また、2017年度及び2018年度上期における苦情及び相談対応の状況について取りまとめ、公表した。

(2) 紛争の解決

和解の仲介（あっせん・調停）の申請はなかった。

8. 電気供給事業者に対する指導、勧告等（法第28条の40第6号）

指導、勧告の案件はなかった。

9. 前1.～8.の附帯業務（法第28条の40第9号）

(1) 報告書の作成及び公表

次の①から⑤の内容を取りまとめ、年次報告書として公表した。

①2017年度までの電力需給に関する実績（供給区域ごとの周波数変動、電圧変動、停電状況に関する電気の質についての評価、分析を含む。）

②2017年度までの電力系統に関する実績

③2017年度の系統アクセス業務に関する実績

④平成30年度供給計画の取りまとめ結果等に基づく中長期の電力需給や電力系統に関する見通し及び課題

⑤各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等に関する検討状況（2019年度調整力の公募にかかる必要量等の考え方について）

(2) 調査及び研究

主な調査・研究件名は次のとおり。

①容量メカニズムに関する調査

欧米における容量市場の制度設計（需要曲線の考え方、Net CONE（卸電力市場・調整力市場等の容量市場以外の収入を除く新規電源の参入コスト）の設定方法、市場監視の在り方等）について調査を行った。

②コネクト&マネージに関する調査

欧米におけるコネクト&マネージ（平常時の混雑管理、出力抑制に対する補償の状況等）について調査を行い、その報告書を取りまとめ公表した。

③需給調整市場に関する調査

欧米における需給調整市場の制度設計（導入背景、需給調整商品の設計、広域調達・運用、連系線での事前割当て等）について調査を行った。

④諸外国の停電事例に関する調査

諸外国における停電事例についての調査を行った。

（3）災害等への対応

6月の大阪府北部地震、9月の北海道胆振東部地震、1月の熊本県熊本地方地震及び2月の北海道胆振地方中東部地震に際して、防災業務計画に基づく警戒態勢発令及び警戒本部を設置し、需給状況等の情報収集に当たった。

特に9月に発生した北海道胆振東部地震に際しては、被災地域で発生した大規模停電に関して、国及び一般送配電事業者との情報共有に努め、電力融通指示など需給改善の対応を行った。また、本地震での対応を踏まえ、防災業務計画及び事業継続計画（B C P）の見直し検討を行った。

また、3月に防災業務計画に基づく総合防災訓練を行い、非常災害対応本部の立上げ、需給改善のための指示及びリエゾン派遣等の訓練を行った。

さらに、国民の保護に関する業務計画及び新型インフルエンザ等対策業務計画に関する研修会等へ参加した。

10. 本機関の目的を達するために必要な業務（法28条の40第10号）

（1）広報

本機関のウェブサイトを活用し、理事会の開催状況等を随時公表したほか、各委員会の開催案内及び議事録・資料等会員の事業活動に関わる情報を速やかに公表した。また、需給状況の悪化時の会員への指示（4事象・25回）についても速やかに公表した。

さらに本機関の活動について、報道機関等からの取材、問い合わせ対応を随時行うとともに、プレスリリース4回、記者向け勉強会2回、論説委員の懇談会1回を行った。

また、本機関紹介用のパンフレット及びDVDを全面改訂した。

（2）情報システムのセキュリティ対策

本機関が保守・運営する各種情報システムについて、コンピュータウイルス、不正アクセス及び脆弱性問題等による被害は発生しなかった。

また、第三者による情報セキュリティ監査を行い、役職員等に対する研修として、情報セキュリティに関する規程の説明、標的型メール訓練、チェックシートによる自己点検を行った。

その他、2018年2月から運用開始したセキュリティログ監視システムを用いて、本機関のシステムへの攻撃等の脅威に対する早期の検出と状況把握を行い、各種サイバー攻撃を防御できていることを確認した。

（3）バックアップ拠点の維持

大阪バックアップ拠点において、システムの稼働確認及び職員の対応訓練を行った。

(4) 職員の確保・育成

プロパー採用、出向受入及び派遣職員受入により業務遂行に必要な要員を確保した。プロパーについては、新卒採用者2名のほか、専門性をもったプロパー職員4名を中途採用した。

育成関係については、機関外の講師を招いて全職員対象の研修会を実施、新卒者は各部毎の業務に関する基礎的な研修及び送配電等業務に係る専門技術研修を実施した。

III. 総会、理事会、評議員会の開催状況

当年度の総会、理事会、評議員会の開催状況は、以下のとおりである。

1. 総会の開催

計2回総会を開催した。

2. 理事会の開催状況

計43回開催し、都度、議案及び議事概要を公表した。

3. 評議員会の開催状況

計3回開催し、会員から独立した客観的な視点から本機関の重要事項を審議し、都度、議案及び議事録を公表した。

2018年度 収入支出決算書（収入の部）

(単位：千円)

科 目	収入予算額 A	収入決定済額 B	収入予算額と収入決定済額との差額 B-A	備考
会費収入	6,119,290	6,121,520	2,230	
会 費	11,000	13,230	2,230	会員数の増による
特別会費	6,108,290	6,108,290	—	
その他収入	1,265,932	1,248,632	△ 17,299	広域機関システム開発遅延損害金想定差による
前年度よりの繰越金	1,674,316	2,124,423	450,107	剩余見込想定差による
合 計	9,059,538	9,494,576	435,038	

(注1) 計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <－>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2018年度 収入支出決算書（支出の部）

(単位：千円)

科 目	支出予算額 A	前事業年度から の 繰越額(再掲) B	予備費 使用額 C	流用増減額 D	支出予算 現額 E = A + C + D	支 出 決 定 済 額 F	翌事業年度 への繰越額 G	不 用 額 E - F - G	備 考
人件費	1,884,524	181,083	—	—	1,884,524	1,651,943	232,580	—	
役職員給与	1,565,491	128,447	—	—	1,565,491	1,383,977	181,513	—	
その他人件費	319,033	52,636	—	—	319,033	267,966	51,066	—	
租税公課	4,067	571	—	—	4,067	3,205	861	—	
固定資産関係費	4,266,256	1,023,266	—	—	4,266,256	3,779,122	487,133	—	
有形固定資産取得費	308,747	73,136	—	20,000	328,747	318,833	9,913	—	
無形固定資産取得費	3,943,672	938,558	—	△ 20,000	3,923,672	3,454,861	468,810	—	
修繕費用	13,837	11,571	—	—	13,837	5,427	8,409	—	
運営費	2,472,639	349,903	—	—	2,472,639	2,244,681	227,957	—	
支払利息	168,181	126,845	—	—	168,181	35,635	132,545	—	
予備費	263,871	193,052	—	—	263,871	—	263,871	—	
合 計	9,059,538	1,874,722	—	—	9,059,538	7,714,588	1,344,949	—	

(注1) 計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <－>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

債務に関する計算書

(単位：百万円)

事項	前事業年度 末の債務額 A	本事業年度の 債務負担額 B	計 C = A + B	本事業年度の 債務消滅額 D	本事業年度 末の債務額 C - D	債務負担年限
賃貸借経費	1,807	—	1,807	241	1,566	2025年度まで
業務運営用機器等 リース経費	171	—	171	75	95	2020年度まで
システム開発等に 係る経費	1,716	8,645	10,362	1777	8,584	2023年度まで
合計	3,696	8,645	12,341	2,094	10,247	

(注1) 計数については、円単位での計算後、百万円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <－>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

(注3) 金額については税込である。

予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

2018年度電力広域的運営推進機関予算総則（以下「総則」という。）に規定した事項に係る予算の実施結果は、次のとおりである。

1. 総則第2条に規定する2018年事業年度において債務を負担することができる限度額及び債務を負担した金額は、次のとおりである。

(単位：百万円)

事項	債務負担限度額	債務負担額
システム開発等に 係る経費	8,790	8,645

※金額については税込である。

2. 総則第3条に規定する役職員給与、退職給与引当金繰入および交際費について、相互流用はなかった。

3. 総則第4条に規定する収入支出予算の弾力条項については、一般会費が予算額に比して増加したが、総会運営等の必要経費に充当した。

4. 総則第5条に規定する役職員の定数及び給与については、予算において予定した定員及び給与の基準をこえた増加又は支給はなかった。

貸 借 対 照 表

2019年 3月31日 現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,583,286	流動負債	3,709,501
現金及び預金	1,785,557	未払金	73,213
未収金	20	未払費用	1,451,338
前払費用	21,993	短期リース債務	2,179,380
その他流動資産	775,715	預り金	5,569
固定資産	11,295,409		
有形固定資産	1,212,434	固定負債	6,422,558
建物	3,974	退職給付引当金	40,624
建物付属	61,719	リース債務	6,381,933
器具諸備品	199,179		
リース資産	947,512	負債合計	10,132,059
一括償却資産	48		
		(純資産の部)	
無形固定資産	9,930,739	利益剰余金	3,746,635
ソフトウェア	2,302,286		
リース資産	7,628,236	純資産合計	3,746,635
一括償却資産	216		
投資その他の資産	152,235		
退職給付引当資産	40,624		
長期投資	111,610		
その他固定資産	-		
資 产 合 计	13,878,695	負債・純資産合計	13,878,695

(注1) 計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <－>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

損 益 計 算 書

自
至
2018年4月 1日
2019年3月31日

(単位 : 千円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	6,406,507	経常収益	7,370,122
人件費	1,656,320	会費収入	6,121,490
運営費	2,400,523	一般会費	13,200
租税公課	3,205	特別会費	6,108,290
支払利息	35,635	その他収入	1,248,632
修繕費	5,427		
減価償却費	2,305,396		
当期純利益	963,615		
合 计	7,370,122	合 计	7,370,122

(注 1) 計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注 2) <－>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

(注 3) 上期純利益については下期に使用するものであり、剰余金の処分は行わない。

重要な会計方針等

1. 固定資産の減価償却方法

(1) リース資産以外の固定資産

有形固定資産及び無形固定資産は定額法により行っている。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用し、一括償却資産については事業年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用している。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっている。

所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

581,103千円

2. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

役職員の退職手当の支払いに充てるため、退職給付債務の見積額（役職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額の全額）を計上している。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 運営費

本機関の運営に必要な費用であり、その内訳は以下のとおりである。

単位:千円	
賃借料	335,103
委託費	1,880,915
通信運搬費	30,785
消耗品費	49,698
旅費	42,560
研修費	9,984
雑費	51,475
運営費計	2,400,523

(3) 重要な契約

システム開発等に係る経費として、当該開発の完了に伴い、翌事業年度以降約34億円のリース契約を締結する見込みである。

財産目録

2019年 3月31日 現在

(単位：千円)

貸借対照表科目	摘要	金額
(流動資産)		
現金及び預金	普通預金	1,785,557
未収金	会費請求分	20
前払費用	事務所4月分賃料前払 他	21,993
その他流動資産	広域機関システム（要件定義・基本設計） 他	775,715
流動資産合計		2,583,286
(固定資産)		
有形固定資産		
建物	事務所内設備 他	3,974
建物付属	電気・空調設備設備 他	61,719
器具諸備品	広域機関システム用、スイッチング支援システム用機器	199,179
リース資産	広域機関システム用機器、OAシステム用機器	947,512
一括償却資産	事務所什器 他	48
無形固定資産		
ソフトウェア	広域機関システム、OAシステム、スイッチング支援システム 他	2,302,286
リース資産	広域機関システム、OAシステムソフトウェア	7,628,236
一括償却資産	地図ソフト	216
投資その他の資産		
退職給付引当資産	役職員に対する退職金支払いに備えた預金	40,624
長期投資	事務所敷金 他	111,610
固定資産合計		11,295,409
資産合計		13,878,695
(流動負債)		
未払金	広域機関システム 他	73,213
未払費用	役職員給与 その他人件費 租税公課 賃借料 委託費 通信運搬費 消耗品費 旅費 雑費	532,865 109,727 0 7,399 795,210 113 3,514 402 2,103
預り金		5,569
短期リース債務	広域機関システム、OAシステム	2,179,380
流動負債合計		3,709,501
(固定負債)		
退職給付引当金	役職員に対する退職金の支払いに備えたもの	40,624
リース債務	広域機関システム、OAシステム	6,381,933
固定負債合計		6,422,558
負債合計		10,132,059
純資産		3,746,635

(注1) 計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <－>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

電力広域の運営推進機関
電力の運営推進機関

電力広域の運営推進機関

送配電等業務指針
送配電等業務指針

電力広域の運営推進機関 送配電等業務指針 新旧対照表		変更後 (変更点に下線)	平成27年4月28日施行 年 月 日変更
変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)		
平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 <u>平成28年4月1日変更</u> <u>平成28年7月11日変更</u> 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更	平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更		

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)
(新設)		
(変更履歴)		
<u>平成27年4月28日施行</u>		
<u>平成27年8月31日変更</u>		
<u>平成28年4月1日変更</u>		
<u>平成28年7月11日変更</u>		
<u>平成28年10月18日変更</u>		
<u>平成29年4月1日変更</u>		
<u>平成29年9月6日変更</u>		
<u>平成30年6月29日変更</u>		
<u>平成30年10月1日変更</u>		
<u>平成31年4月1日変更</u>		

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)	
(供給区域需要の想定)		(供給区域需要の想定)	
第4条 一般送配電事業者は、需要想定期間に基づき、次の各号に掲げる想定期間及び想定対象にしたがって、自らの供給区域の供給区域需要の想定を行い、毎年度1月20日までに本機関に提出する。		第4条 一般送配電事業者は、需要想定期間に基づき、次の各号に掲げる想定期間及び想定対象にしたがって、自らの供給区域需要の想定を行い、毎年度1月20日までに本機関に提出する。	
一・二 (略)		一・二 (略)	
2 一般送配電事業者は、供給区域需要の想定にあたっては、本機関が業務規程第2条第2項に基づき公表する経済見通しその他の情報、直近の需要動向、過去の需要の実績、供給区域の個別事情その他適切に需要想定を行うにあたり必要となる事項を考慮しなければならない。		2 一般送配電事業者は、供給区域需要の想定にあたっては、本機関が業務規程第2条第2項に基づき公表する経済見通しその他の情報、直近の需要動向、需要の実績、供給区域の個別事情その他適切に需要想定を行うにあたり必要となる事項を考慮しなければならない。	
3 (略)		3 (略)	
(供給区域需要の想定の検証)		(供給区域需要の想定の検証)	
第5条 一般送配電事業者は、本機関に対し、次の各号に掲げる区分に応じ同号に掲げる期限までに、供給区域需要の実績及び需要実績に対する影響量による気温等による影響量を提出しなければならない。		第5条 一般送配電事業者は、本機関に対し、次の各号に掲げる区分に応じ同号に掲げる期限までに、供給区域需要の実績及び需要実績に対する影響量による影響量を提出しなければならない。	
一・二 (略)		一・二 (略)	
三 当年度の夏季最大需要電力 每年10月末日		三 当年度の夏季最大需要電力 每年10月末日	
四 前年度の冬季最大需要電力 每年5月末日		四 前年度の冬季最大需要電力 每年5月末日	
2 一般送配電事業者は、別表2-1のとおり、供給区域需要の実績と供給計画として届け出た供給区域需要の想定とを比較し、その差異について検証を行う。ただし、本機関の要請があった場合には、別表2-1に記載する期間以外の需要実績と需要想定についても比較及び検証の対象とする。		2 一般送配電事業者は、別表2-1のとおり、供給区域需要の実績と供給計画として届け出た供給区域需要の想定とを比較し、その差異について検証を行う。ただし、本機関の要請があった場合には、別表2-1に記載する期間以外の需要実績と需要想定についても比較及び検証の対象とする。	
3 一般送配電事業者は、前項の比較及び検証に際しては、気温、人口、経済動向その他の需要に影響し得る要因及びその影響量について検証しなければならない。		3 一般送配電事業者は、前項の比較及び検証に際しては、気温、人口、経済動向その他の需要に影響し得る要因及びその影響量について検証しなければならない。	
4 (略)		4 (略)	
一 (略)		一 (略)	
二 最大需要電力に関する検証結果 每年10月末日		二 当年度の夏季最大需要電力に関する検証結果 每年5月末日	
三 前年度の冬季最大需要電力に関する検証結果 每年5月末日		三 前年度の冬季最大需要電力に関する検証結果 每年5月末日	
5 (略)		5 (略)	
別表2-1 検証する需要想定と比較対象とする需要実績		別表2-1 検証する需要想定と比較対象とする需要実績	
比較対象とする需要実績 検証する需要想定		比較対象とする需要実績 検証する需要想定	
前年度の需要電力量 前年度計画の第1年度		前年度の需要電力量 前年度計画の第1年度	
当年度の夏季最大3日平均電力 当年度計画の第1年度		当年度の夏季最大3日平均電力 当年度計画の第1年度	
前年度の冬季最大3日平均電力 (※) 前年度計画の第1年度		前年度の冬季最大需要電力 前年度計画の第1年度	
(※) 冬季に年間の最大需要電力が発生する供給区域のみ対象とする。		(小売需要の想定)	
(小売需要の想定)		(小売需要の想定)	
第6条 小売電気事業者及び登録特定送配電事業者(以下「小売電気事業者等」という。)は、需要想定期間に基づき、小売供給を行う相手方の需要(以下、本章において「小売需要」という。)の想定を行い、供給計画の案の一部として、本機関に提出する。		第6条 小売電気事業者及び登録特定送配電事業者(以下「小売電気事業者等」という。)は、需要想定期間に基づき、小売供給を行う相手方の需要(以下、本章において「小売需要」という。)の想定を行い、供給計画の案の一部として、本機関に提出する。	
2 小売電気事業者等は、小売需要の想定にあたっては、第4条第2項に定める事由のほか電源の調達計画、販売計画等を考慮しなければならない。		2 小売電気事業者等は、小売需要の想定にあたっては、第4条第2項に定める事由のほか電源の調達計画、販売計画等を考慮しなければならない。	

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)
(供給計画の案の調整等における考慮事項)		
第13条 (略) 一 ア・イ (略) ウ 国の定めるガイドライン及び記載要領(以下「供給計画ガイドライン等」という。)に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点が直るか否か、需給バランス評価の結果、需要に対して必要な供給力になつていてか否か 二 (略) ア 供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点が直るか否か、 イ・ウ (略) 三 ア (略) イ 供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点が直るか否か、 四 (略)	第13条 (略) 一 ア・イ (略) ウ 国の定めるガイドライン及び記載要領(以下「供給計画ガイドライン等」という。)に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点があるかどうか、需給バランス評価の結果、需要に対して必要な供給力になつていてか否か、 二 (略) ア 供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点があるかどうか、 イ・ウ (略) 三 ア (略) イ 供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点があるかどうか、 四 (略)	(供給計画の案の調整等における考慮事項)
第15条 (略) 2 電気供給事業者は、業務規程第28条第3項に基づき、本機関から需給バランス評価にあたって、必要な情報の提供その他の協力を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。 第4章 電源入札等	第15条 (略) 2 電気供給事業者は、業務規程第28条第3項に基づき、本機関から需給バランス評価に当たって、必要な情報の提供その他の協力を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。 第4章 容量市場及び電源入札等	(供給計画の取りまとめ等に関する本機関への協力)
(新設)	第1節 容量市場	(容量市場システムの利用)
(新設)	第15条の2 容量市場システムを通じて行うことができる業務は、容量市場に関連する次の各号に掲げる業務とする。	第15条の2 容量市場システムの利用
	一 事業者情報の登録、変更、取消 二 電源等情報の登録、変更、取消 三 期待容量の登録 四 容量オーナークションへの応札情報の登録、変更、取消 五 本機関との間で締結した容量確保契約に関連する情報の確認及び資料の提出 六 差替先電源等情報の登録、変更、取消 七 本機関から通知、公表される容量市場に関連する情報の確認 八 その他容量市場に関連する業務	第15条の2 容量市場システムを用いて行うことができる業務は、容量市場に関連する次の各号に掲げる業務とする。

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(新設) <u>(マニュアルの遵守等)</u> 第15条の3 市場参加資格事業者は、本機関が業務規程第32条の4に基づき作成する容量市場システムマニュアル及び業務規程第32条の5に基づき策定する容量市場業務マニュアルを遵守しなければならない。	<p>(容量オーフショングの参加の条件)</p> <p>第15条の4 業務規程第32条の2第1項第1号に基づき本機関が実施するメインオーフショングへの参加の条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする（ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び供給区域の供給力に計上できない電源は除く。）</p> <p>一 次のアからエのいずれかに該当する電源により、期待容量が1,000キロワット以上の安定的な供給力を提供する事業者又はその取次をして行う事業者（以下「安定電源提供者」という。）であること。</p> <p>ア 水力電源（ただし、安定的に供給力を提供できるものに限る。）</p> <p>イ 火力電源</p> <p>ウ 原子力電源</p> <p>エ 再生可能エネルギー電源（ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。）</p> <p>二 次のア又はイのいずれかに該当する電源により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力を提供する事業者又はその取次をして行う事業者（以下「変動電源提供者」という。）であること。</p> <p>ア 水力電源（ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。）</p> <p>イ 再生可能エネルギー電源（ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。）</p> <p>三 次のアからウのいずれかに該当する電源又は特定抑制依頼（電気事業法施行規則第1条第8号に定める。）等により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力（ただし、複数の電源等を組み合わせて供給力を提供する場合は同一供給区域に属しているものに限る。）を提供する事業者（以下「発動指令電源提供者」という。）であること。</p> <p>ア 安定的に電気を供給することが困難な発電用の自家用電気工作物等</p> <p>イ 需要に対する特定抑制依頼</p> <p>ウ 期待容量が1,000キロワット未満の発電設備等</p> <p>2 業務規程第32条の2第2号に基づき本機関が実施する追加オーフショングへの参加の条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする（ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び供給区域の供給力に計上できない電源は除く。）</p> <p>一 業務規程第32条の2第2号アに基づき調達オーフショングを実施する場合 次のアからウに掲げる事業者であって、同アからウに記載する条件を満たしていること。</p> <p>ア 前項第1号から第3号のいずれかに該当する事業者 調達オーフショングの実需給年度を対象とするメインオーフショングに忘れし、落札できなかつたこと、又は、新設等やむを得ない事由により当該調達オーフショングの実需給年度を対象とするメインオーフショングに参加できなかつたこと（ただし、前項第3号に該当する事業者は実効容量を確定している者に限る。）。</p> <p>イ 卷電用の自家用電気工作物の供給力を提供する安定電源提供者 本機関との間で調達オーフショングの実需給年度を対象とする容量確保契約を締結しており、当該容量確保契約の容量確保容量から発電販売計画の見通しが明確になつたこと等によつて、当該容量確保契約の容量確保容量を超える供給力を提供できるようになつたこと。</p> <p>ウ 発動指令電源提供者 本機関との間で調達オーフショングの実需給年度を対象とする容量確保</p>
	-75-

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
	<p>契約を締結しており、実効容量が容量確保契約容量を超過したこと。</p> <p>二 業務規程第32条の2第2号イに基づきリースオーファークションを実施する場合 前項第1号から第3号のいずれかに該当する事業者が当該リースオーファークションの実需給年度を対象とするメインオーファークションで落札し、容量提供事業者になつていること(ただし、前項第3号に該当する事業者は実効容量を確定している者に限る。)。</p>
(新設)	<p>(市場参加資格事業者的基本情報の登録申込み)</p> <p>第15条の5 市場参加資格事業者は、本機関による容量オーファークションの募集への応札を希望する場合は、事前に、次の各号に掲げる市場参加資格事業者の基本情報の登録申込みを行わなければならない。</p>
(新設)	<p>一 事業者情報の登録</p> <p>二 電源等情報の登録</p> <p>2 一般送配電事業者は、本機関から電源等情報の登録申込みに関する審査に必要な情報の提供を求められた場合は、当該情報の提供に応じなければならない。</p>
(新設)	<p>(市場参加資格事業者的基本情報の変更又は取消の申込み)</p> <p>第15条の6 市場参加資格事業者は、容量市場システムに登録した市場参加資格事業者の基本情報の内容に変更が生じ、又は基本情報を取り消す場合には、本機関へ速やかに変更又は取消の申込みを行わなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者は、本機関から電源等情報の変更又は取消の手続又は取消の手続に必要な情報の提供を求められた場合は、当該情報の提供に応じなければならない。</p>
(新設)	<p>(メインオーファークションにおける容量提供事業者の募集の手順)</p> <p>第15条の7 メインオーファークションにおける容量提供事業者の募集の手順は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 メインオーファークション募集要綱の策定及び公表 本機関は、業務規程第32条の12に基づき、メインオーファークション募集要綱を策定し、公表する。</p> <p>二 メインオーファークション需要曲線の策定及び公表 本機関は、業務規程第32条の13に基づき、メインオーファークション需要曲線を策定し、公表する。</p> <p>三 期待容量の登録 メインオーファークションへの応札を希望する市場参加資格事業者は、メインオーファークション募集要綱に定める期待容量の登録申込みの受付期間において、期待容量の登録を行う。なお、期待容量の登録後、期待容量の受付期間中に限り、期待容量の変更又は取消の申込みを行うことができる。</p> <p>四 応札 メインオーファークション参加資格事業者は、メインオーファークション募集要綱に定める応札の受付期間において、応札情報を提出する。なお、応札情報の提出後、応札の受付期間中に限り、応札情報の変更又は取消を行うことができる。</p>
(新設)	<p>(期待容量の審査の協力)</p> <p>第15条の8 会員は、本機関から期待容量の登録申込みに関する審査に必要な情報の提供を求められた場合は、当該情報の提供に応じなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>一 調達オーファークション実施の場合のメインオーファークションに関する規定の準用)</p> <p>第15条の9 第15条の7の規定は、調達オーファークションの場合に準用する(ただし、第15条の7条第2号は除く。)。この場合において、「メインオーファークション」とあるのは、「調達オーファークション」と読み替える。</p> <p>2 第15条の4第2項第1号アに該当する事業者のうち、メインオーファークションに応札し、落札できな</p>

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)
(新設)	かつた安定電源提供者及び変動電源提供者は、メインオーディションへの応札の際に登録した期待容量の変更を行うことができない。	(リースオーディション実施の場合のメインオーディションに関する規定の準用) 第15条の10 第15条の7の規定は、リースオーディションの場合に準用する(ただし、第15条の7第2号及び第3号は除く。)。この場合において、「メインオーディション」とあるのは、「リースオーディション」、「容量提供事業者」とあるのは「容量リース事業者」と読み替える。
(新設)	「容量確保契約の変更又は解約に応じる義務」 第15条の11 容量提供事業者は、業務規程第32条の19第3項に基づき、本機関から容量確保契約の変更又は解約の要請を受けた場合は、これに応じなければならない。	第15条の12 業務規程第32条の24第1項に定める供給力確認対象事業者の条件は、次の各号に定めるとおりとする。 一 メインオーディションの落ち後、本機関との間で容量確保契約を締結し、容量提供事業者となつた供給力確認対象事業者の条件) 二 発動指令電源提供者 三 調達オーディションへの参加を希望する発動指令電源提供者 (電源等リストの登録の申込み)
(新設)	第15条の13 供給力確認対象事業者は、本機関が定める電源等リストの登録申込みの受付期間において、電源等リストの登録の申込みを行わなければならない。 2 一般送配電事業者は、本機関から電源等リストの登録申込みに関する審査に必要な情報の提供を求められた場合は、当該情報の提供に応じなければならない。 3 供給力確認対象事業者は、電源等リストの作成に当たっては、業務規程第32条の24第3項に基づき本機関が作成した様式を使用しなければならない。 4 一般送配電事業者は、本機関から登録又は変更された電源等リストの情報(ただし、発電所又は需要家の名称等は除く。)の提供を受ける。	第15条の14 供給力確認対象事業者は、次の各号に掲げる期間においてのみ、電源等リストの変更又は取消の申込みを行うことができる。 一 電源等リストの登録申込みの受付期間中 二 實需給年度の開始直前の本機関が別途定める一定の受付期間中 三 實需給年度中 (実効性テストの手順)
(新設)	第15条の15 実効性テストの手順は次の各号に掲げるところとする。 一 実効性テストの実施日程の報告 事業者の要請に基づき、本機関の要請に基づき、協力一般送配電事業者との間で実効性テストの実施日程を調整し、確定した実施日程を本機関へ報告する。 二 実効性テストの実施 テスト対象事業者は、前号に基づき本機関に報告した実施日程において、実効性テストを実施する。 三 実効性テスト結果の提出 テスト対象事業者は、実効性テストの実施後、本機関の要請に基づき、実効性テスト結果を本機関へ提出する。 2 前項の規定にいかわらず、テスト対象事業者は、業務規程第32条の33に定める条件を満たす場合、前項各号の手続を省略することができる。	

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
3 テスト対象事業者は、第1項第3号の実効性テスト結果を記録するに当たっては、業務規程第3.2条の29第2項に基づき本機関が作成した様式を使用しなければならない。	3 テスト対象事業者は、第1項第3号の実効性テスト結果を記録するに当たっては、業務規程第3.2条の29第2項による実効性テストの実施の協力) 第15条の16 協力一般送配電事業者は、本機関からのお要請に基づき、次の各号に掲げる、テスト対象事業者による実効性テストの実施に関する事項について協力しなければならない。 一 テスト対象事業者との実効性テストの実施日程の調整 二 実効性テスト結果の確認 三 その他実効性テストの実施に關し必要な事項
(新設)	(アセスメント)
第15条の17 本機関が業務規程第3.2条の3.4に基づき容量提供事業者に対して実施するアセスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。 一 電源等リストの確認 第1.5条の1.2第1号に定める供給力確認対象事業者に対し電源等リストの提出を求め、当該電源等リストの内容の確認を行う。 二 実効性テスト結果の確認 實需給年度開始の2年前に、テスト対象事業者に対して実行性テスト上の実施日程の調整の報告を求め、当該実施日程における実効性テスト結果の確認を行う。 三 電源等情報の登録及び期待容量の登録時における未確定事項の確認 電源等情報の登録及び期待容量の登録時において、未確定事項がある容量提供事業者に対し、実需給年度開始までに当該事項の確認を行う。 四 FIT電源該当有無の確認 登録された電源等情報に対し、隨時、FIT電源の該当有無の確認を行う(国に対し、必要な情報の提供を求める)。 五 需給状況と容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績の確認 実需給年度中に容量提供事業者に対して、次のアからウの手順により行う。 ア 本機関は、別表8-4に掲げる一般送配電事業者から毎週木曜日に提出される供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画(週間計画)に基づき、翌週月曜日から金曜日までの全国及び供給区域における需給ひつ迫のおそれの有無を確認する。 イ 本機関は、容量提供事業者又は一般送配電事業者から提出されるアセスメントの実施に必要な情報に基づき、需給状況及び容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績等を確認する。 ウ 本機関は、イで確認したアセスメントの結果を容量提供事業者に通知する。 2 一般送配電事業者は、本機関の要請に応じ、前項のアセスメントに必要な情報を提出しなければならない。 3 一般送配電事業者は、本機関が行うアセスメントへ協力するため、業務規程第3.2条の2.0第3項に基づき、本機関から関係する供給区域の容量提供事業者情報の提供を受ける。 (差替先電源等情報の登録の条件) 第15条の18 差替先電源等提供者が安定電源提供者又は変動電源提供者に該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれの条件にも該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。 一 第15条の4第2項第1号又はイに掲げる調達オーナーの参加条件を満たしていること(ただし、差替後の発電設備等も含む。)、又は、調達オーナーに応札され、落札されていないこと。 二 対象とする実需給年度に応じた期待容量が登録されていること。	
(新設)	

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
	<p>2 差替先電源等提供者が発動制約電源に該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれの条件にも該当する限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。</p> <p>一 第15条の4第2項第1号ウに掲げる調達オーナークションの参加条件を満たしていること(ただし、差替後の電源等リストも含む)、又は、調達オーナークションに応札され、落札されていないこと。</p> <p>二 電源等リストの登録又は実効性テスト結果の提出により、対応する実需給年度に応じた期待容量が確定していること。</p> <p>3 差替先電源等提供者は、差替先電源等情報を登録するに先立ち、期待容量の登録申込みを行わなければならない。</p> <p>4 差替先電源等提供者は、容量市場システムに登録した差替先電源等情報の変更又は取消が必要になつた場合は、適切に変更又は取消を行わなければならぬ。</p>
(新設)	<p>(電源等差替)</p> <p>第15条の19 容量提供事業者は、次の各号のいずれの条件にも該当する場合に限り、電源等差替の登録の申込みを行うことができる。</p> <p>一 電源等差替の相手方が容量市場システムに登録されている差替先電源等であること。</p> <p>二 差替先電源等提供者との合意が得られていること。</p>
(新設)	<p>第2節 電源入札等</p> <p>(電源入札等の必要性の検討及び評価の際の考慮事項)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>ア 小売電気事業者等(全国又は供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。以下、<u>本条</u>で同じ。)の供給力の確保状況</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 容量市場における供給力の確保状況(特別オーナークションが実施された場合に限る。)</p>
(新設)	<p>(電源入札等の基本要件の記載事項)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 電源入札等の対象となる電源(発電用電気工作物の建設を行う事業者を募集する場合は除く)</p> <p>四～七 ハ 電源入札等補填金の支払条件</p> <p>九～十一 イ・ウ その他電源入札等を実施するにあたり必要となる事項</p> <p>(電源入札等の応募者の条件)</p> <p>第19条 電気供給事業者(電気供給事業者にならうとする者を含む。以下、本章において同じ。)は、次の各号に掲げる要件を全て充足する場合に限り、業務規程第38条に基づく本機関の募集に対して応募することができる。</p> <p>一 発電用電気工作物を維持し、運用することができる技術力があること。</p> <p>二 電源維持運用業務にかかる費用(電源入札補填金は除く。)を負担する意思及び能力があること。</p>

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)	
三 供給力を提供する期間において、継続的に供給力を提供すること。	三 供給力を提供する期間において、継続的に供給力があること。	四 電気事業法その他の法令が遵守できること。	四 法その他の法令が遵守できること。
五 その他の電源入札等の基本要件に定める条件を満たしていること。	五 その他の電源入札等の基本要件に定める条件を満たしていること。		
(電源維持運用者の募集の手順)	(電源維持運用者の募集の手順)		
第21条 (略)	第21条 (略)		
一 (略)	一 (略)		
二 募集要綱の策定・公表	二 募集要綱の策定・公表		
本機関は、電源入札等の基本要件を踏まえ、募集スケジュール、電源入札等を行う供給区域、電源入札等の対象となる電源維持運用業務の内容、同業務の実施期間、電源入札等の方式、電源入札等に応札する条件、電源入札等補填金の支払条件、電源維持運用者の電気の販売に関する条件その他必要な事項を定めた募集要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、募集要綱の策定にあたっては、原則として会員の意見を聴取するとともに、業務規程第5条第2項に基づき、公表する内容を検討するものとする。	本機関は、電源入札等の基本要件を踏まえ、募集スケジュール、電源入札等を行う供給区域、電源入札等の対象となる電源維持運用業務の内容、同業務の実施期間、電源入札等の方式、電源入札等に応札する条件、電源入札等補填金の支払条件、電源維持運用者の電気の販売に関する条件その他必要な事項を定めた募集要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、募集要綱の策定にあたっては、原則として会員の意見を聴取するとともに、業務規程第5条第2項に基づき、公表する内容を検討するものとする。		
三・四 (略)	三・四 (略)		
(応募者の評価項目)	(応募者の評価項目)		
第22条 (略)	第22条 (略)		
一～五 (略)	一～五 (略)		
六 経済性 工事費 (系統増強に係る工事費を含む)、燃料費、修繕費等	六 経済性 工事費 (系統増強に係る工事費を含む)、燃料費、修繕費等		
七・八 (略)	七・八 (略)		
(調整力の確保)	(調整力の確保)		
第25条 一般送配電事業者は、系統運用(第150条に定める)に必要な調整力を 予め 確保するよう努める。	第25条 一般送配電事業者は、系統運用(第150条に定める)に必要な調整力を あらかじめ 確保するよう努める。		
2 (略)	2 (略)		
(落札者との契約の締結)	(落札者との契約の締結)		
第29条 一般送配電事業者と落札者は、調整力の公募等の手続の完了後、公募等の実施要綱又は落札結果等にしたがって、落札者が応募した調整力を利用する内容の契約を締結する。但し、一般送配電事業者と落札者が同一事業者である場合にはこの限りでない。	第29条 一般送配電事業者と落札者は、調整力の公募等の手続の完了後、公募等の実施要綱又は落札結果等にしたがって、落札者が応募した調整力を利用する内容の契約を締結する。但し、一般送配電事業者と落札者が同一事業者である場合にはこの限りでない。		
(本機関の答議による計画策定プロセスの検討開始要件)	(本機関の答議による計画策定プロセスの検討開始要件)		
第33条 業務規程第51条第1号に基づく、計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。但し、業務規程第52条第2項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。	第33条 業務規程第51条第1号に基づく、計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、業務規程第52条第2項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。		
一 (略)	一 (略)		
ア 複数の発電機の計画外停止が実際に発生し、これにより一般送配電事業者の供給区域の予備力を超える大幅な供給力が喪失した際に、連系線が運用容量まで使用されたにもかかわらず電気の供給の支障(但し、電路が自動的に再開路されることにより電気の供給の支障が終了した場合を除く。以下「供給支障」という。)が発生した場合	ア 複数の発電機の計画外停止が実際に発生し、これにより一般送配電事業者の供給区域の予備力を超える大幅な供給力が喪失した際に、連系線が運用容量まで使用されたにもかかわらず電気の供給の支障(但し、電路が自動的に再開路されることにより電気の供給の支障が終了した場合を除く。以下「供給支障」という。)が発生した場合		

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)	
イ (略) 二 ア 連系線の利用実績 連系線の利用実績において、過去1年間に運用容量に対する空容量が5%以下となつた時間数が、過去1年間の総時間数の20%以上となつた場合。但し、連系線の空容量の算定にあたっては、他の連系線への迂回が可能である潮流については、他の連系線に迂回したものとして取り扱う(以下、エにおいて同じ。)。	イ (略) 二 ア 連系線の利用実績 連系線の利用実績において、過去1年間に運用容量に対する空容量が5%以下となつた時間数が、過去1年間の総時間数の20%以上となつた場合。ただし、連系線の空容量の算定に当たっては、他の連系線への迂回が可能である潮流については、他の連系線に迂回したものとして取り扱う(以下、エにおいて同じ。)。	イ (略) 二 ア 連系線の利用実績 連系線の利用実績において、過去1年間に運用容量に対する空容量が5%以下となつた時間数が、過去1年間の総時間数の20%以上となつた場合。ただし、連系線の空容量の算定に当たっては、他の連系線への迂回が可能である潮流については、他の連系線に迂回したものとして取り扱う(以下、エにおいて同じ。)。	イ (略) 二 ア 連系線の利用実績 連系線の利用実績において、過去1年間に運用容量に対する空容量が5%以下となつた時間数が、過去1年間の総時間数の20%以上となつた場合。ただし、連系線の空容量の算定に当たっては、他の連系線への迂回が可能である潮流については、他の連系線に迂回したものとして取り扱う(以下、エにおいて同じ。)。
イ・ウ (略) エ 電気供給事業者の増強ニーズ 複数の電力の広域的取引を行おうとする電気供給事業者(ただし、電源を設置しようとする者又は既設の電源の最大受電電力を増加させようとする者である場合、接続検討の回答を得ている者に限る。)から過去3年以内に受領した増強ニーズの総量が過去の計画策定プロセス(ただし、広域連系系統の増強に至らなかつたものに限る。)において定めた基本要件の増強容量を超過した場合	イ・ウ (略) エ 電気供給事業者の増強ニーズ 複数の電力の広域的取引を行おうとする電気供給事業者(ただし、電源を設置しようとする者又は既設の電源の最大受電電力を増加させようとする者である場合、接続検討の回答を得ている者に限る。)から過去3年以内に受領した増強ニーズの総量が過去の計画策定プロセス(ただし、広域連系系統の増強に至らなかつたものに限る。)において定めた基本要件の増強容量を超過した場合	オ 連系線に直接影響を与える系統アクセス 本機関が第91条第1項により一般送配電事業者から広域連系系統の増強を要する契約申込みを受け付けた旨の報告を受けた場合、又は、本機関が電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で、当該契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みの増強対象である広域連系系統が地域間連系系統の算定や運用に直接影響を与える流通設備であると認めめたとき。ただし、系統連系希望者が、広域系統整備計画又は電源接続案件募集プロセスの結果に基づき、契約申込みを行った場合を除く。	オ 連系線に直接影響を与える系統アクセス 本機関が第91条第1項により一般送配電事業者から広域連系系統の増強を要する契約申込みを受け付けた旨の報告を受けた場合、又は、本機関が電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で、当該契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みの増強対象である広域連系系統が地域間連系系統の算定や運用に直接影響を与える流通設備であると認めめたとき。ただし、系統連系希望者が、広域系統整備計画又は電源接続案件募集プロセスの結果に基づき、契約申込みを行った場合を除く。
オ 連系線に直接影響を与える系統アクセス 本機関が第91条第1項により一般送配電事業者から広域連系系統の増強を要する契約申込みを受け付けた旨の報告を受けた場合、又は、本機関が電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で、当該契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みの増強対象である広域連系系統が地域間連系系統の算定や運用に直接影響を与える流通設備であると認めめたとき。ただし、系統連系希望者が、広域系統整備計画又は電源接続案件募集プロセスの結果に基づき、契約申込みを行った場合を除く。	オ 連系線に直接影響を与える系統アクセス 本機関が第91条第1項により一般送配電事業者から広域連系系統の増強を要する契約申込みを受け付けた旨の報告を受けた場合、又は、本機関が電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で、当該契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みの増強対象である広域連系系統が地域間連系系統の算定や運用に直接影響を与える流通設備であると認めめたとき。ただし、系統連系希望者が、広域系統整備計画又は電源接続案件募集プロセスの結果に基づき、契約申込みを行った場合を除く。	カ (略) 2 本機関は、前項第2号の要件適合性を判定するに際し、災害による流通設備の故障、流通設備の長期間の作業停止その他の当該期間においてのみ偶発的に発生し、当該期間以降に継続的に発生するこれが見込まれない事象の影響が認められる場合は、当該影響を除外の上、要件適合性を判定するものとする。	カ (略) 2 本機関は、前項第2号の要件適合性を判定するに際し、災害による流通設備の故障、流通設備の長期間の作業停止その他の当該期間においてのみ偶発的に発生し、当該期間以降に継続的に発生するこれが見込まれない事象の影響が認められる場合は、当該影響を除外の上、要件適合性を判定するものとする。
カ (略) 3 (略) 4 (略)	カ (略) 3 (略) 4 (略)	4 (略) (広域系統整備に関する提起することができる電気供給事業者) 第34条 (略) 一 (略) 二 (略)	4 (略) (広域系統整備に関する提起することができる電気供給事業者) 第34条 (略) 一 (略) 二 (略)
ア 既設の電源(但し、最大受電電力を増加させる場合を除く。)を用いた広域的な電力取引を希望していること イ 拡大を希望する広域的な電力取引の量の合計が1万キロワット以上であること。 ウ 広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思及び財務的能力を有していること			
ア 設置しようとする電源(既設の電源の最大受電電力を増加させること)において、接続検討の回答を得ていること イ 設置しようとする電源に關し、接続検討の回答を得ていること ウ 設置しようとする電源の出力の合計(但し、既設の電源の最大受電電力を増加させる場合は、拡大を希望する広域的な電力取引の量の合計とする。)が1万キロワット以上であること	ア 設置しようとする電源(既設の電源の最大受電電力を増加させること)において、接続検討の回答を得ていること イ 設置しようとする電源に關し、接続検討の回答を得ていること ウ 設置しようとする電源の出力の合計(但し、既設の電源の最大受電電力を増加させる場合は、拡大を希望する広域的な電力取引の量の合計とする。)が1万キロワット以上であること	ア 設置しようとする電源(既設の電源の最大受電電力を増加させること)において、接続検討の回答を得ていること イ 設置しようとする電源に關し、接続検討の回答を得ていること ウ 設置しようとする電源の出力の合計(但し、既設の電源の最大受電電力を増加させることは、拡大を希望する広域的な電力取引の量の合計とする。)が1万キロワット以上であること	ア 設置しようとする電源(既設の電源の最大受電電力を増加させること)において、接続検討の回答を得ていること イ 設置しようとする電源に關し、接続検討の回答を得ていること ウ 設置しようとする電源の出力の合計(但し、既設の電源の最大受電電力を増加させることは、拡大を希望する広域的な電力取引の量の合計とする。)が1万キロワット以上であること

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)		
エ 広域系統整備による費用負担割合による費用負担の意思及び財務的能力を有していること 2 (略)	エ 広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思及び財務的能力を有していること。 2 (略)			
(広域系統整備に関する提起等) 第35条 (略) 2 (略) 3 (略) 一 (略)	(広域系統整備に関する提起等) 第35条 (略) 2 (略) 3 (略) 一 (略)	(電気供給事業者の提起による計画策定プロセスの開始手続) 第36条 業務規程第51条第2号に基づく、計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、業務規程第52条第2項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。 一 安定供給に関する提携の内容を確認し、第33条第1項第1号に掲げる安定供給の観点から検討する必要性があると認められること。 二 広域的取引の環境整備及び電源設置に関する提携 次のアからウを満たすこと。 ア 検討提起者が希望する電力取引の量が広域連系系統の既設設備において送電できる電力の容量を1万キロワット以上超過すること。 イ 検討提起者が、本機関が業務規程第5.9条に基づいて決定する費用負担割合による費用負担の意思を有しており、それを裏付ける財務的能力を有していること。 ウ 整備の検討の対象となる流通設備が、広域連系系統に該当すること。	(電気供給事業者の提起による計画策定プロセスの開始手続) 第36条 業務規程第51条第2号に基づく、計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、業務規程第52条第2項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。 一 安定供給に関する提携の内容を確認し、第33条第1項第1号に掲げる安定供給の観点から検討する必要性があると認められること。 二 広域的取引の環境整備及び電源設置に関する提携 次のアからウを満たすこと。 ア 検討提起者が希望する電力取引の量が広域連系系統の既設設備において送電できる電力の容量を1万キロワット以上超過すること。 イ 検討提起者が、本機関が業務規程第5.9条に基づいて決定する費用負担割合による費用負担の意思を有しており、それを裏付ける財務的能力を有していること。 ウ 整備の検討の対象となる流通設備が、広域連系系統に該当すること。	(計画策定プロセスの進め方の決定) 第38条 (略) 一 (略)
(計画策定プロセスの進め方の決定) 第38条 (略) 2 (略) 3 本機関は、電気供給事業者の提起に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場合は、計画策定プロセスの進め方の決定後、業務規程第5.5条第1項に掲げる事項を当該電気供給事業者に書面で通知する。	(計画策定プロセスの進め方の決定) 第38条 (略) 一 (略) ア 過去の検討案件との照合確認 新規の計画策定プロセスに係る案件(以下「新規検討案件」という。)と、過去の計画策定プロセスにより検討を行った案件(ただし、広域系統整備計画の決定に至らなかった案件に限る。)との間の検討開始の理由及び内容の同一性。同一性が認められる場合には、当該案件の検討を行った時からの状況の変化の有無及び程度 イ (略) 二・三 (略)	(計画策定プロセスの進め方の決定) 第38条 (略) 2 (略) 3 本機関は、電気供給事業者の提起に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場合は、計画策定プロセスの進め方の決定後、業務規程第5.5条第1項に掲げる事項を当該電気供給事業者に書面で通知する。	4 (略)	

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)
(基本要件等の決定) 第39条 本機関は、前条第1項の確認及び検討の結果、計画策定プロセスを継続する必要性があると判断した場合は、広域系統整備の基本要件及び受益者の検討にあたり、次の各号に定める事項を考慮の上、広域系統整備を行う必要性の有無を検討する。 一～六 (略)	(基本要件等の決定) 第39条 本機関は、前条第1項の確認及び検討の結果、計画策定プロセスを継続する必要性があると判断した場合は、広域系統整備の基本要件及び受益者の検討にあたり、次の各号に定める事項を考慮の上、広域系統整備を行う必要性の有無を検討する。 一～六 (略)	
2 検討提起者の意見(第40条第2号に基づき計画策定プロセスを開始した場合に限る) 二 国の要請の内容(第40条第3号に基づき計画策定プロセスを開始した場合に限る) 三 (略)	2 検討提起者の意見(業務規程第51条第2号に基づき計画策定プロセスを開始した場合に限る) 二 国の要請の内容(業務規程第51条第3号に基づき計画策定プロセスを開始した場合に限る) 三 (略)	
3 (電気供給事業者の募集及び応募等の手続) 第40条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 一 (略) 二 応募者の地位の承継(ただし、新たに応募となる者が費用負担の意思を有することを明らかにするとともに、財務的能力の評価に必要な資料を本機関に提出し、本機関が財務的能力を有すると判断した場合に限る。)	3 (電気供給事業者の募集及び応募等の手続) 第40条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 一 (略) 二 応募者の地位の承継(ただし、新たに応募となる者が費用負担の意思を有することを明らかにするとともに、財務的能力の評価に必要な資料を本機関に提出し、本機関が財務的能力を有すると判断した場合に限る。)	
三～五 (略) (実施案等の募集の実施) 第43条 (略) 一 (略)	三～五 (略) (実施案等の募集の実施) 第43条 (略) 一 (略)	
二 公募要項の策定・公表 本機関は、第39条により決定した広域系統整備の基本要件を踏まえ、応募資格、必要な増強容量、広域系統整備が必要となる時期、広域系統整備の方策、実施案及び事業実施主体の選定スケジュール、実施案及び事業実施方法、実施案の記載事項その他必要な事項を定めた公募要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、公募要綱の策定に当たっては、必要に応じ会員の意見を聽取するとともに、業務規程第5条第2項に基づき、公表する内容を検討するものとする。	二 公募要項の策定・公表 本機関は、第39条により決定した広域系統整備の基本要件を踏まえ、応募資格、必要な増強容量、広域系統整備が必要となる時期、広域系統整備の方策、実施案の提出期限、実施案及び事業実施主体の選定スケジュール、実施案及び事業実施方法、実施案の記載事項その他必要な事項を定めた公募要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、公募要綱の策定に当たっては、必要に応じ会員の意見を聽取するとともに、業務規程第5条第2項に基づき、公表する内容を検討するものとする。	
三・四 (略) 五 応募意志を有する事業者が不在の場合の対応 本機関は、前号による確認の結果、応募資格を満たす事業者(以下「有資格事業者」という。)がない場合には、実施案の募集を取り止める。この場合には、本機関は、広域系統整備の基本要件に定めた工事概要に基づき、当該工事により設置する電線路等の接続先となる電線路等を維持及び運用する一般送配電事業者又は送電事業者の中から実施案の提出を求める事業者を選定し、実施案の提出を求める。但し、本機関が、広域系統整備の基本要件に照らし、他の一般送配電事業者又は送電事業者に実施案の提出を求めることが適切と判断した場合には、当該一般送配電事業者又は送電事業者に対して、実施案の提出を求める。	三・四 (略) 五 応募意志を有する事業者が不在の場合の対応 本機関は、前号による確認の結果、応募資格を満たす事業者(以下「有資格事業者」という。)がない場合には、実施案の募集を取り止める。この場合には、本機関は、広域系統整備の基本要件に定めた工事概要に基づき、当該工事により設置する電線路等の接続先となる電線路等を維持及び運用する一般送配電事業者又は送電事業者の中から実施案の提出を求める事業者を選定し、実施案の提出を求める。但し、本機関が、広域系統整備の基本要件に照らし、他の一般送配電事業者又は送電事業者に実施案の提出を求めることが適切と判断した場合には、当該一般送配電事業者又は送電事業者に対して、実施案の提出を求める。	
六 (略)	六 (略)	

変更前（変更点に下線）		変更後（変更点に下線）																																																			
七 応募に必要な情報の提供 本機関は、有資格事業者から、実施案の作成のために、次のア～キに掲げる情報の提供の依頼があつた場合には、本機関が実施案の作成のために必要であると認めると認める範囲において、関係する電気供給事業者から情報の提出を受け、当該有資格応募者に当該情報を提供する。この場合には、本機関は、有資格応募者に対して、開示した情報に関する守秘義務を課し、目的外利用を禁止するため、別途誓約書の提出を求めるものとする。 ア～キ （略）	八 （略）	七 応募に必要な情報の提供 本機関は、有資格事業者から、実施案の作成のために、次のアからキに掲げる情報の提供の依頼があつた場合には、本機関が実施案の作成のために必要であると認める範囲において、関係する電気供給事業者から情報の提出を受け、当該有資格応募者に当該情報を提供する。この場合には、本機関は、有資格応募者に対して、開示した情報に関する守秘義務を課し、目的外利用を禁止するため、別途誓約書の提出を求めるものとする。 ア～キ （略）	八 （略）																																																		
（実施案及び事業実施主体の評価方法） 第46条 （略） 一～六 （略）	（実施案及び事業実施主体の評価方法） 第46条 （略） 一～六 （略）	七 その他実施案の妥当性を評価するに当たって必要な事項 2 本機関は、実施案について、経済性、系統の安定性、若しくは事業実現性等を向上させ、又は、提出された実施案について適正な比較評価を行う場合には、広域系統整備委員会の検討を行なう。ただし、当該実施案の応募者との間で実施案の修正に関する協議を行う。但し、軽微な修正については、広域系統整備委員会の検討を経ることなく、修正協議を行うことができる。 3 実施案の応募者は、前項の協議による場合を除き、実施案の内容を修正することはできない。但し、実施案を改善する場合であつて、広域系統整備委員会において認められたときは、この限りでない。	七 その他実施案の妥当性を評価するに当たって必要な事項 2 本機関は、実施案について、経済性、系統の安定性、若しくは事業実現性等を向上させ、又は、提出された実施案について適正な比較評価を行う場合には、広域系統整備委員会の検討を行なう。ただし、当該実施案の応募者との間で実施案の修正に関する協議を行なう。ただし、軽微な修正については、広域系統整備委員会の検討を経ることなく、修正協議を行なうことができる。 3 実施案の応募者は、前項の協議による場合を除き、実施案の内容を修正することはできない。但し、実施案を改善する場合であつて、広域系統整備委員会において認められたときは、この限りでない。																																																		
（費用負担割合の決定） 第47条 （略） 2 （略） 3 本機関は、広域系統整備委員会において費用負担候補者の意見を踏まえた検討を行い、費用負担割合の案を決定のうえ、費用負担候補者に通知する。 4 （略）	（費用負担割合の決定） 第47条 （略） 2 （略） 3 本機関は、広域系統整備委員会において費用負担候補者の意見を踏まえた検討を行い、費用負担割合の案を決定の上、費用負担候補者に通知する。 4 （略）	別表6－1 広域系統整備の効果と受益者（費用負担者）に関する考え方の例（※） <table border="1"> <tr> <td></td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table>		（略）	別表6－1 広域系統整備の効果と受益者（費用負担者）に関する考え方の例（※） <table border="1"> <tr> <td></td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table>		（略）																																														
	（略）	（略）	（略）	（略）																																																	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																	
	（略）	（略）	（略）	（略）																																																	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																	

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
※ 広域系統整備の効果が複数認められる場合はそれらを複合的に勘案のうえ、受益者を決定する。	(計画策定プロセスの延長時の扱い)	※ 広域系統整備の効果が複数認められる場合はそれらを複合的に勘案の上、受益者を決定する。	(計画策定プロセスの延長時の扱い)
第50条 (略)	第50条 (略)	第50条 (略)	第50条 (略)
2 本機関は、検討提起者(但し、提起を取り下げた者を除く。次条第3項において同じ。)又は第37条に基づく検討の要請者、応募事業者(但し、応募を取り下げた者を除く。次条第3項において同じ。)及び費用負担候補者に対して、前項の新たなスケジュール及び中間報告書面で通知する。	2 本機関は、検討提起者(ただし、提起を取り下げた者を除く。次条第3項において同じ。)又は第37条に基づく検討の要請者、応募事業者(ただし、応募を取り下げた者を除く。次条第3項において同じ。)及び費用負担候補者に対して、前項の新たなスケジュール及び中間報告書面で通知する。	2 本機関は、検討提起者(ただし、提起を取り下げた者を除く。次条第3項において同じ。)又は第37条に基づく検討の要請者、応募事業者(ただし、応募を取り下げた者を除く。次条第3項において同じ。)及び費用負担候補者に対して、前項の新たなスケジュール及び中間報告書面で通知する。	2 本機関は、検討提起者(ただし、提起を取り下げた者を除く。次条第3項において同じ。)又は第37条に基づく検討の要請者、応募事業者(ただし、応募を取り下げた者を除く。次条第3項において同じ。)及び費用負担候補者に対して、前項の新たなスケジュール及び中間報告書面で通知する。
(流通設備の整備の検討の開始)	(流通設備の整備の検討の開始)	(流通設備の整備の検討の開始)	(流通設備の整備の検討の開始)
第54条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、流通設備(但し、連系線を除く。以下、本節において同じ。)の整備に関する検討を開始する。 一～四 (略)	第54条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、流通設備(但し、連系線を除く。以下、本節において同じ。)の整備に関する検討を開始する。 一～四 (略)	第54条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、流通設備(ただし、連系線を除く。以下、この節において同じ。)の整備に関する検討を開始する。 一～四 (略)	第54条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、流通設備(ただし、連系線を除く。以下、この節において同じ。)の整備に関する検討を開始する。 一～四 (略)
(流通設備の整備の完了時期)	(流通設備の整備の完了時期)	(流通設備の整備の完了時期)	(流通設備の整備の完了時期)
第56条 (略)	第56条 (略)	第56条 (略)	第56条 (略)
一 電気事業法(昭和39年法律第170号)その他の法令に基づく手続に必要となる期間 二～七 (略)	一 電気事業法(昭和39年法律第170号)その他の法令に基づく手續に必要となる期間 二～七 (略)	一 電気事業法(昭和39年法律第170号)その他の法令に基づく手續に必要となる期間 二～七 (略)	一 電気事業法(昭和39年法律第170号)その他の法令に基づく手續に必要となる期間 二～七 (略)
(流通設備の整備の前提となる諸条件)	(流通設備の整備の前提となる諸条件)	(流通設備の整備の前提となる諸条件)	(流通設備の整備の前提となる諸条件)
第57条 (略)	第57条 (略)	第57条 (略)	第57条 (略)
一 電気方式 ア 高圧及び特別高圧の場合 交流三相3線式とする。但し、交流三相3線式を採用することが技術上困難な場合、整備に要する費用がより低廉となる場合その他経済合理性が認められる場合は、直流方式を採用することができます。	一 電気方式 ア 高圧及び特別高圧の場合 交流三相3線式とする。但し、交流三相3線式を採用することが技術上困難な場合、整備に要する費用がより低廉となる場合その他経済合理性が認められる場合は、直流方式を採用することができます。	一 電気方式 ア 高圧及び特別高圧の場合 交流三相3線式とする。ただし、交流三相3線式を採用することができる場合、整備に要する費用がより低廉となる場合その他経済合理性が認められる場合は、直流方式を採用することができます。	一 電気方式 ア 高圧及び特別高圧の場合 交流三相3線式とする。ただし、交流三相3線式を採用することができる場合、整備に要する費用がより低廉となる場合その他経済合理性が認められる場合は、直流方式を採用することができます。
二・三 (略) 四 中性点接地方式	二・三 (略) 四 中性点接地方式	二・三 (略) 四 中性点接地方式	二・三 (略) 四 中性点接地方式
ア その他の交流系統 抵抗接地方式、リクトル接地方式、又は非接地方式とする。ただし、電力ケーブルを使用する場合、補償リクトル接地方式の採用を検討する。接地インピーダンスは、故障時の過電圧の抑制と保護装置の確実な動作を考慮の上、決定する。	ア その他の交流系統 抵抗接地方式、リクトル接地方式、又は非接地方式とする。ただし、電力ケーブルを使用する場合、補償リクトル接地方式の採用を検討する。接地インピーダンスは、故障時の過電圧の抑制と保護装置の確実な動作を考慮の上、決定する。	ア その他の交流系統 抵抗接地方式、リクトル接地方式、又は非接地方式とする。ただし、電力ケーブルを使用する場合、補償リクトル接地方式の採用を検討する。接地インピーダンスは、故障時の過電圧の抑制と保護装置の確実な動作を考慮の上、決定する。	ア その他の交流系統 抵抗接地方式、リクトル接地方式、又は非接地方式とする。ただし、電力ケーブルを使用する場合、補償リクトル接地方式の採用を検討する。接地インピーダンスは、故障時の過電圧の抑制と保護装置の確実な動作を考慮の上、決定する。
五 (略)	五 (略)	五 (略)	五 (略)

変更前（変更点に下線）		変更後（変更点に下線）	
(ア) (略)	(イ) 機器装置の单一故障時に供給支障や発電支障（電力設備の故障に起因する当該電力設備以外の電源脱落及び発電抑制（第64条第2項第2号イに定める）をいう。以下同じ。）の影響が限定的と考えられる送電線路 1回線とする。	(ア) (略)	(イ) 機器装置の单一故障時に供給支障や発電支障（電力設備の故障に起因する当該電力設備以外の電源脱落及び発電抑制（第64条第2項第2号イに定める）をいう。以下同じ。）の影響が限定的と考えられる送電線路の場合 1回線とする。
(エ) 配電線路（契約に基づき2回線以上の供給方式を合意した場合を除く。） 1回線とする。	(ウ) 配電線路（契約に基づき2回線以上の供給方式を合意した場合を除く。）の場合 1回線とする。	(エ) (略)	(ウ) 配電線路（契約に基づき2回線以上の供給方式を合意した場合を除く。）の場合 1回線とする。
六~九 (略)	六~九 (略)	六~九 (略)	六~九 (略)
(送配電線の形態及びルートの考え方)		(送配電線の形態及びルートの考え方)	
第五 9 条 (略)	第五 9 条 (略)	第五 9 条 (略)	第五 9 条 (略)
一 送電線の形態 架空送電線とする。但し、法令上又は技術上制約がある場合、用地取得が困難である場合、過大な費用がかかる場合その他架空送電線の建設が困難な場合は地中送電線とする。	一 送電線の形態 架空送電線とする。ただし、法令上又は技術上制約がある場合、用地取得が困難である場合、過大な費用がかかる場合その他架空送電線の建設が困難な場合は地中送電線とする。	二 配電線の形態 電線共同構の整備等に関する特別措置法（平成7年3月23日法律第39号）により電線共同溝を整備すべき道路として指定された場合又は無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号）に基づき定める無電柱化推進計画に沿つて無電柱化を図る場合は、地中配電線その他無電柱の形態を採用することとし、その他の場合は、法令上又は技術的制約がある場合その他架空配電線の建設が困難なときを除き架空配電線とする。	二 配電線の形態 電線共同構の整備等に関する特別措置法（平成7年3月23日法律第39号）により電線共同溝を整備すべき道路として指定された場合又は無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号）に基づき定める無電柱化推進計画に沿つて無電柱化を図る場合は、地中配電線その他無電柱の形態を採用することとし、その他の場合は、法令上又は技術的制約がある場合その他架空配電線の建設が困難なときを除き架空配電線とする。
三 送配電線のルート 次の各号に掲げる事項（但し、オ及びカについては、地中送配電線を設置する場合に限る。）を考慮の上、送配電線のルートを決定する。	三 送配電線のルート 次の各号に掲げる事項（但し、オ及びカについては、地中送配電線を設置する場合に限る。）を考慮の上、送配電線のルートを決定する。	三 送配電線のルート 次の各号に掲げる事項（但し、オ及びカについては、地中送配電線を設置する場合に限る。）を考慮の上、送配電線のルートを決定する。	三 送配電線のルート 次の各号に掲げる事項（但し、オ及びカについては、地中送配電線を設置する場合に限る。）を考慮の上、送配電線のルートを決定する。
アーカ (略)	アーカ (略)	アーカ (略)	アーカ (略)
(設備健全時の基準)		(設備健全時の基準)	
第六 3 条 (略)	第六 3 条 (略)	第六 3 条 (略)	第六 3 条 (略)
一 热容量 各流通設備を流れる潮流が当該流通設備を連続して使用することができる熱的な容量を超過しないこと。	一 热容量 各流通設備を流れる潮流が当該流通設備を連続して使用することができる熱的な容量を超過しないこと。	二 電圧 電力系統の電圧が次に掲げる観点から適正に維持されること。 ア 流通設備の電圧が一般送配電事業者の定める範囲内に維持されること。 イ 電圧安定性が維持されること。	二 電圧 電力系統の電圧が次に掲げる観点から適正に維持されること。 ア 流通設備の電圧が一般送配電事業者の定める範囲内に維持されること。 イ 電圧安定性が維持されること。
三 同期安定性 電力系統に微小なじょう乱が加わった際に、発電機の同期運転の安定性が維持されること。	三 同期安定性 電力系統に微小なじょう乱が加わった際に、発電機の同期運転の安定性が維持されること。	三 同期安定性 電力系統からN-1故障の発生箇所が切り離された後ににおいても、電圧安定性が維持されること。	三 同期安定性 電力系統からN-1故障の発生箇所が切り離された後ににおいても、電圧安定性が維持されること。
(電力設備の单一故障発生時の基準)		(電力設備の单一故障発生時の基準)	
第六 4 条 (略)	第六 4 条 (略)	第六 4 条 (略)	第六 4 条 (略)
一 热容量 電力系統からN-1故障の発生箇所が切り離された後の各流通設備の潮流が、短時間熱容量（流通設備に電流が流れた際の当該設備の温度が、当該設備を短時間に限り使用することでできる上限の温度となる潮流の値をいう。以下同じ。）を超しないこと。	一 热容量 電力系統からN-1故障の発生箇所が切り離された後の各流通設備の潮流が、短時間熱容量（流通設備に電流が流れた際の当該設備の温度が、当該設備を短時間に限り使用することでできる上限の温度となる潮流の値をいう。以下同じ。）を超しないこと。	二 電圧 安定性 電力系統からN-1故障の発生箇所が切り離された後ににおいても、電圧安定性が維持されること。	二 電圧 安定性 電力系統からN-1故障の発生箇所が切り離された後ににおいても、電圧安定性が維持されること。
三 同期安定性 電力系統からN-1故障の発生箇所が切り離された後ににおいても、発電機の同期運転の安定性が維持されること。	三 同期安定性 電力系統からN-1故障の発生箇所が切り離された後ににおいても、発電機の同期運転の安定性が維持されること。	三 同期安定性 電力系統からN-1故障の発生箇所が切り離された後ににおいても、発電機の同期運転の安定性が維持されること。	三 同期安定性 電力系統からN-1故障の発生箇所が切り離された後ににおいても、発電機の同期運転の安定性が維持されること。
2 前項各号に掲げる性能を充足しない場合であっても、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するには、当該性能を充足しているものとして取り扱う。	2 前項各号に掲げる性能を充足しない場合であっても、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するには、当該性能を充足しているものとして取り扱う。	2 前項各号に掲げる性能を充足しない場合であっても、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するには、当該性能を充足しているものとして取り扱う。	2 前項各号に掲げる性能を充足しない場合であっても、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するには、当該性能を充足しているものとして取り扱う。

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)	
一 (略)	一 (略)	二 (略)	二 (略)
ア 当該発電支障による電力系統の電圧安定性、同期安定性及び周波数に対する影響が限定期であること。	イ 発電抑制(給電指令(第189条に定める。以下同じ。)により送電設備等の出力の抑制又は電力系統からの電気的な切り離しが行われることをいう。以下同じ。)の対象となる発電設備等を維持・運用する電気供給事業者がN-1故障時における発電抑制の実施に合意していること及び当該電気供給事業者が、当該同意に基づく給電指令に応じ、発電抑制を実施することができる体制及び能力を有すること(保護继電器等により確実に発電抑制を実施できる場合を含む。)。	ア 当該発電支障による電力系統の電圧安定性、同期安定性及び周波数に対する影響が限定期であること。 イ 発電抑制(給電指令(第189条に定める。以下同じ。)により送電設備等の出力の抑制又は電力系統からの電気的な切り離しが行われることをいう。以下同じ。)の対象となる発電設備等を維持・運用する電気供給事業者がN-1故障時における発電抑制の実施に合意していること及び当該電気供給事業者が、当該同意に基づく給電指令に応じ、発電抑制を実施することができる体制及び能力を有すること(保護继電器等により確実に発電抑制を実施できる場合を含む。)。	ア 当該発電支障による電力系統の電圧安定性、同期安定性及び周波数に対する影響が限定期であること。 イ 発電抑制(給電指令(第189条に定める。以下同じ。)により送電設備等の出力の抑制又は電力系統からの電気的な切り離しが行われることをいう。以下同じ。)の対象となる発電設備等を維持・運用する電気供給事業者がN-1故障時における発電抑制の実施に合意していること及び当該電気供給事業者が、当該同意に基づく給電指令に応じ、発電抑制を実施することができる体制及び能力を有すること(保護继電器等により確実に発電抑制を実施できる場合を含む。)。
ウ その他発電抑制を許容することによる電気の供給、公衆の保安等に対するリスクが大きくなること。	ウ その他発電抑制を許容することによる電気の供給、公衆の保安等に対するリスクが大きくなること。	ウ その他発電抑制を許容することによる電気の供給、公衆の保安等に対するリスクが大きくなること。	ウ その他発電抑制を許容することによる電気の供給、公衆の保安等に対するリスクが大きくなること。
(短絡等の故障発生時の基準)	第65条 電力系統は、3相短絡故障時において、故障電流が各流通設備の許容量を超過してはならないものとする。但し、直接接地方式の系統においては、1相地絡故障時ににおいても、故障電流が各流通設備の許容量を超過してはならないものとする。	(短絡等の故障発生時の基準)	第65条 電力系統は、3相短絡故障時において、故障電流が各流通設備の許容量を超過してはならないものとする。ただし、直接接地方式の系統においては、1相地絡故障時ににおいても、故障電流が各流通設備の許容量を超過してはならないものとする。
(送電事業者が流通設備の整備を行う場合)	第67条 送電事業者は、流通設備の整備を行う場合、第54条から第66条を準用する。但し、送電事業者の業務と関連しないものはこの限りではない。	(送電事業者が流通設備の整備を行う場合)	第67条 送電事業者は、流通設備の整備を行う場合、第54条から第66条を準用する。但し、送電事業者の業務と関連しないものはこの限りではない。
(本機関に対する事前相談及び接続検討の申込み)	第71条 前条にかかわらず、特定系統連系希望者は、本機関に対して、事前相談及び接続検討の申込みを行うことができる。ただし、経済産業大臣から一般送配電事業の許可を受けている特定系統連系希望者又は一般送配電事業者が親子法人等である系統連系希望者は、特定送電設備等に関する事前相談又は接続検討については、本機関に申し込まなければならない。	(本機関に対する事前相談及び接続検討の申込み)	第71条 前条にかかわらず、特定系統連系希望者は、本機関に対して、事前相談及び接続検討の申込みを行うことができる。ただし、経済産業大臣から一般送配電事業の許可を受けている特定系統連系希望者又は一般送配電事業者が親子法人等である系統連系希望者は、特定送電設備等に関する事前相談又は接続検討については、本機関に申し込まなければならない。
(事前相談の申込みの受付)	第74条 一般送配電事業者は、系統連系希望者から事前相談の申込みを受けた場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、事前相談の申込みを受け付ける。但し、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。	(事前相談の申込みの受付)	第74条 一般送配電事業者は、系統連系希望者から事前相談の申込みを受けた場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、事前相談の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。
2 (略)	2 (略)	3 (略)	3 (略)
(事前相談の回答)	第77条 (略)	(事前相談の回答)	第77条 (略)
一 (略)	一 (略)	二 (略)	二 (略)
ア 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、送電系統(連系線を除く。以下、本号において同じ。)の熱容量に起因する連系制限の有無。連系制限がある場合は、送電系統の熱容量から算定される連系可能な最大受電電力	ア 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、送電系統(連系線を除く。以下、この号において同じ。)の熱容量に起因する連系制限の有無。連系制限がある場合は、送電系統の熱容量から算定される連系可能な最大受電電力	ア 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、送電系統(連系線を除く。以下、この号において同じ。)の熱容量に起因する連系制限の有無。連系制限がある場合は、送電系統の熱容量から算定される連系可能な最大受電電力	ア 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、連系を予定する配電用変電所におけるパンク逆潮流(配電用変電所における配電用変圧器の高压側から特別高压側に流れれる潮流をいう。以
イ (略)	イ (略)	イ (略)	イ (略)
二 (略)	二 (略)	二 (略)	二 (略)

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
下、 <u>本号</u> において同じ。)の発生に伴う連系制限がある場合は、連系を予定する配電用変電所におけるパンク逆潮流の対策工事を実施せずに連系可能な最大受電電力	下、 <u>この号</u> において同じ。)の発生に伴う連系制限がある場合は、連系を予定する配電用変電所におけるパンク逆潮流の対策工事を実施せずに連系可能な最大受電電力
ウ (略)	ウ (略)
二 一般送配電事業者は、前項の回答に際し、系統連系希望者の求めに応じ、国が定める系統情報 <u>ガイ</u> 表の考え方に基づき、標準化された電源線敷設の単価及び工期の目安を提示する。	二 一般送配電事業者は、前項の回答に際し、系統連系希望者の求めに応じ、国が定める系統情報 <u>ガイ</u> ドラインに基づき、標準化された電源線敷設の単価及び工期の目安を提示する。
(接続検討の申込み)	(接続検討の申込み)
第79条 (略)	第79条 (略)
一 発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更(更新を含み、以下、 <u>この条</u> 及び次条において「発電設備等の変更」という。)を行う場合。 <u>ただし、次のア又はイに該当するときは除く。</u>	一 発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更(更新を含み、以下、 <u>この条</u> 及び次条において「発電設備等の変更」という。)を行う場合。 <u>ただし、次のア又はイに該当するときは除く。</u>
ア・イ (略)	ア・イ (略)
三 発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更(更新を含み、以下、 <u>本条</u> 及び次条において「発電設備等の変更」という。)を行う場合。 <u>ただし、次のア又はイに該当するときは除く。</u>	三 発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更(更新を含み、以下、 <u>この条</u> 及び次条において「発電設備等の変更」という。)を行う場合。 <u>ただし、次のア又はイに該当するときは除く。</u>
四 既設の発電設備等が連系する送電系統の変更を希望する場合(但し、容量を確保すべき送電系統の変更を伴わない場合を除く。)	四 既設の発電設備等が連系する送電系統の変更を希望する場合(ただし、容量を確保すべき送電系統の変更を伴わない場合を除く。)
2 発電設備等と高压又は特別高压の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、前項に掲げる場合以外においても、接続検討の申込みを行うことができる。	2 発電設備等と高压又は特別高压の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、前項に掲げる場合以外においても、接続検討の申込みを行うことができる。
(発電設備等の変更に伴う接続検討の要否確認)	(発電設備等の変更に伴う接続検討の要否確認)
第80条 (略)	第80条 (略)
2 前項にかかるわらず、特定系統連系希望者については、本機関に対して、接続検討の要否確認を行うことができる。但し、経済産業大臣から一般送配電事業の許可を受けている系統連系希望者又は一般送配電事業者が親子法人等である系統連系希望者が、特定発電設備等に関係する接続検討の要否の確認を希望する場合は、本機関に対し、要否の確認を行わなければならない。	2 前項にかかるわらず、特定系統連系希望者については、本機関に対して、接続検討の要否確認を行うことができる。但し、経済産業大臣から一般送配電事業の許可を受けている系統連系希望者又は一般送配電事業者が親子法人等である系統連系希望者が、特定発電設備等に関係する接続検討の要否の確認を希望する場合は、前項に掲げる場合を除く。前項に掲げる場合を除く。を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。
3 (略)	3 (略)
4 (略)	4 (略)
5 (略)	5 (略)
(接続検討の申込みの受付)	(接続検討の申込みの受付)
第81条 一般送配電事業者は、系統連系希望者から接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検討料が入金されていること(但し、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。但し、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。	第81条 一般送配電事業者は、系統連系希望者から接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検討料が入金されていること(但し、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
4 (略)	4 (略)
(接続検討の検討料)	(接続検討の検討料)
第83条 一般送配電事業者は、接続検討の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、一般送配電事業者が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を交付する。但し、簡易な検討により接続検討が完了する場合その他の実質的な検討を要しない場合は検討料を不要とする。	第83条 一般送配電事業者は、接続検討の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、一般送配電事業者が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を交付する。但し、簡易な検討により接続検討が完了する場合その他の実質的な検討を要しない場合は検討料を不要とする。
2 (略)	2 (略)

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)	
(接続検討の回答)		(接続検討の回答)	
第85条 (略)	第85条 (略)	第85条 (略)	第85条 (略)
一・二 (略)	一・二 (略)	一・二 (略)	一・二 (略)
三 概算工事費 (内訳を含む) 及び算定根拠			
四 工事費負担金概算 (内訳を含む) 及び算定根拠			
五~七 (略)	五~七 (略)	五~七 (略)	五~七 (略)
八 運用上の制約 (制約の根拠を含む)	八 運用上の制約 (制約の根拠を含む)	八 運用上の制約 (制約の根拠を含む)	八 運用上の制約 (制約の根拠を含む)
2 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)
一・二 (略)	一・二 (略)	一・二 (略)	一・二 (略)
三 10キロワット以上の既設の発電設備等の停止又は発電抑制を前提とした接続検討の場合 新設発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量(停止又は発電抑制の前提とされた既設の発電設備等が連系している条件での送電設備(停止又は発電抑制の前提とされた既設の発電設備等に係る電源線を除く。)の連系可能量をいう。)の範囲内であるかどうかを判定した結果	三 10キロワット以上の既設の発電設備等の停止又は発電抑制を前提とした接続検討の場合 新設発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量(停止又は発電抑制の前提とされた既設の発電設備等が連系している条件での送電設備(停止又は発電抑制の前提とされた既設の発電設備等に係る電源線を除く。)の連系可能量をいう。)の範囲内であるかどうかを判定した結果	三 10キロワット以上の既設の発電設備等の停止又は発電抑制を前提とした接続検討の場合 新設発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量(停止又は発電抑制の前提とされた既設の発電設備等が連系している条件での送電設備(停止又は発電抑制の前提とされた既設の発電設備等に係る電源線を除く。)の連系可能量をいう。)の範囲内であるかどうかを判定した結果	三 10キロワット以上の既設の発電設備等の停止又は発電抑制を前提とした接続検討の場合 新設発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量(停止又は発電抑制の前提とされた既設の発電設備等が連系している条件での送電設備(停止又は発電抑制の前提とされた既設の発電設備等に係る電源線を除く。)の連系可能量をいう。)の範囲内であるかどうかを判定した結果
3 一般送配電事業者は、前項第1号に掲げる条件に該当する場合には、系統連系希望者に対する回答に先立ち、本機関に対し、その旨並びに申込概要及び回答概要を報告しなければならない。但し、接続検討の結果が、前項第2号に掲げる条件にも該当する場合には、一般送配電事業者は、その旨も併せて報告するものとする。	3 一般送配電事業者は、前項第1号に掲げる条件に該当する場合には、系統連系希望者に対する回答に先立ち、本機関に対し、その旨並びに申込概要及び回答概要を報告しなければならない。但し、接続検討の結果が、前項第2号に掲げる条件にも該当する場合には、一般送配電事業者は、その旨も併せて報告するものとする。	3 一般送配電事業者は、前項第1号に掲げる条件に該当する場合には、系統連系希望者に対する回答に先立ち、本機関に対し、その旨並びに申込概要及び回答概要を報告しなければならない。但し、接続検討の結果が、前項第2号に掲げる条件にも該当する場合には、一般送配電事業者は、その旨も併せて報告するものとする。	3 一般送配電事業者は、前項第1号に掲げる条件に該当する場合には、系統連系希望者に対する回答に先立ち、本機関に対し、その旨並びに申込概要及び回答概要を報告しなければならない。但し、接続検討の結果が、前項第2号に掲げる条件にも該当する場合には、一般送配電事業者は、その旨も併せて報告するものとする。
4 (略)	4 (略)	4 (略)	4 (略)
(接続検討の回答期間)		(接続検討の回答期間)	
第86条 (略)	第86条 (略)	第86条 (略)	第86条 (略)
一 系統連系希望者が公正の送電系統への発電設備等(ただし、逆変換装置を使用し、容量が500キロワット未満のものに限る。)の連系等を希望する場合 接続検討の申込みの受付日から2か月	一 系統連系希望者が公正の送電系統への発電設備等(ただし、逆変換装置を使用し、容量が500キロワット未満のものに限る。)の連系等を希望する場合 接続検討の申込みの受付日から2か月	一 系統連系希望者が公正の送電系統への発電設備等(ただし、逆変換装置を使用し、容量が500キロワット未満のものに限る。)の連系等を希望する場合 接続検討の申込みの受付日から2か月	一 系統連系希望者が公正の送電系統への発電設備等(ただし、逆変換装置を使用し、容量が500キロワット未満のものに限る。)の連系等を希望する場合 接続検討の申込みの受付日から2か月
二 (略)	二 (略)	二 (略)	二 (略)
(発電設備等に関する契約申込み)		(発電設備等に関する契約申込み)	
第87条 (略)	第87条 (略)	第87条 (略)	第87条 (略)
2 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)
一 電気事業法、環境影響評価法その他の法令に基づく事業の廃止や事業計画の変更等に伴い連系等を希望する発電設備等の開発計画を中止した場合 契約申込みの取下げ	一 電気事業法、環境影響評価法その他の法令に基づく事業の廃止や事業計画の変更等に伴い連系等を希望する発電設備等の開発計画を中止した場合 契約申込みの取下げ	一 電気事業法、環境影響評価法その他の法令に基づく事業の廃止や事業計画の変更等に伴い連系等を希望する発電設備等の開発計画を中止した場合 契約申込みの取下げ	一 電気事業法、環境影響評価法その他の法令に基づく事業の廃止や事業計画の変更等に伴い連系等を希望する発電設備等の開発計画を中止した場合 契約申込みの取下げ
二 (略)	二 (略)	二 (略)	二 (略)
(発電設備等に関する契約申込みの受付)		(発電設備等に関する契約申込みの受付)	
第88条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みに關する申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、契約申込みを受け付ける。但し、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。	第88条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みに關する申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、契約申込みを受け付ける。但し、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。	第88条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みに關する申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、契約申込みを受け付ける。但し、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。	第88条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みに關する申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、契約申込みを受け付ける。但し、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。
2 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)	3 (略)	3 (略)
4 (略)	4 (略)	4 (略)	4 (略)
(送電系統の暫定的な容量確保)		(送電系統の暫定的な容量確保)	
第92条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの受付時点をもって、当該時点以後に受け付ける他の系統アクセス業務において、送電系統(ただし、連系線は除く。以下、 <u>この条</u> において同じ。)へ契約申込みを受け付けた発電設備等が連系等されたものとして取扱い、暫定的に送電系			

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)	
容量を確保する。但し、送電系統の容量を確保しなくとも、発電設備等に関する契約申込みの申込内容に照らして、申込者の利益を害しないことが明らかである場合は、この限りでない。(送電系統の容量確保の取消し)	統の容量を確保する。ただし、送電系統の容量を確保しなくとも、発電設備等に関する契約申込みの申込内容に照らして、申込者の利益を害しないことが明らかである場合は、この限りでない。	(送電系統の容量確保の取消し)	(送電系統の容量確保の取消し)
第94条(略) 一・二(略) 三 電気事業法、環境影響評価法その他の法令に基づき、発電設備等に関する契約申込みに係る事業の全部又は一部が廃止となつた場合 四 発電設備等に関する契約申込みの内容を変更することにより、系統連系工事の内容を変更(但し、軽微な変更は除く。)する必要が生じる場合 五 (略)	(発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い)	第94条(略) 一・二(略) 三 法、環境影響評価法その他の法令に基づき、発電設備等に関する契約申込みに係る事業の全部又は一部が廃止となつた場合 四 発電設備等に関する契約申込みの内容を変更することにより、系統連系工事の内容を変更(但し、軽微な変更は除く。)する必要が生じる場合 五 (略)	(発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い)
第99条(略) 2 前項の案件が、本機関が特定系統連系希望者に対して接続検討の回答を行った場合に該当する送電事業者は、本機関に対し、特定系統連系希望者への回答に先立ち、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果を提出するとともに、検討結果に差異が生じた理由を説明する。ただし、検討結果の差異が工事費負担金の増加、工期の長期化及び特定系統連系希望者側の設備対策の追加のいずれも伴わない軽微なものである場合は、特定系統連系希望者に対する回答後、本機関に対し、差異の概要を記載した書面を提出すれば足りるものとする。	(同時申込み)	第99条(略) 2 前項の案件が、本機関が特定系統連系希望者に対して接続検討の回答を行った場合に該当する送電事業者は、本機関に対し、特定系統連系希望者への回答に先立ち、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果を提出するとともに、検討結果に差異が生じた理由を説明する。ただし、検討結果の差異が工事費負担金の増加、工期の長期化及び特定系統連系希望者側の設備対策の追加のいずれも伴わない軽微なものである場合は、特定系統連系希望者に対する回答後、本機関に対し、差異の概要を記載した書面を提出すれば足りるものとする。	(同時申込み)
第99条(略) 2 前項の案件が、本機関が特定系統連系希望者に対して接続検討の回答を行った場合に該当する送電事業者は、本機関に対し、特定系統連系希望者への回答に先立ち、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果を提出するとともに、検討結果に差異が生じた理由を説明する。ただし、検討結果の差異が工事費負担金の増加、工期の長期化及び特定系統連系希望者側の設備対策の追加のいずれも伴わない軽微なものである場合は、特定系統連系希望者に対する回答後、本機関に対し、差異の概要を記載した書面を提出すれば足りるものとする。	(同時申込み)	第99条(略) 2 前項の案件が、本機関が業務規程第97条第1項の確認及び検証により、検討結果が妥当であると判断し、その旨の通知を受けたときは、速やかに特定系統連系希望者に検討結果の回答を行わなければならない。ただし、第2項ただし書により回答を行っている場合は、この限りでない。	(同時申込み)
第100条 第89条第1項第1号にかかるわらず、系統連系希望者がFIT法に定める特定供給者に該当する場合において、高压又は特別高压の送電系統とFIT電源との連系等を希望するときには、接続検討の申込みと同時に又は接続検討の回答受領前に、発電設備等に関する契約申込みを行うことができる(以下「同時申込み」という)。但し、接続検討の申込みと発電設備等に関する契約申込みの申込内容は統一しなければならない。	(同時申込み)	第100条 第89条第1項第1号にかかるわらず、系統連系希望者がFIT法に定める特定供給者に該当する場合において、高压又は特別高压の送電系統とFIT電源との連系等を希望するときには、接続検討の申込みと同時に又は接続検討の回答受領前に、発電設備等に関する契約申込みを行うことができる(以下「同時申込み」という)。但し、接続検討の申込みと発電設備等に関する契約申込みの申込内容は統一しなければならない。	(同時申込み)
第101条(略) 2 一般送配電事業者は、意思表明に関する書面(以下「意思表明書」という)を受領した場合には、意思表明書に必要事項が記載されていることを速やかに確認の上、意思表明を受け付ける。ただし、意思表明書に不備がある場合には、意思表明書の修正を求め、不備がないことを確認した上で意思表明の受付を行う。	(同時申込みの場合における意思表明書の提出等)	第101条(略) 2 一般送配電事業者は、意思表明に関する書面(以下「意思表明書」という)を受領した場合には、意思表明書に必要事項が記載されていることを速やかに確認の上、意思表明を受け付ける。ただし、意思表明書に不備がある場合には、意思表明書の修正を求め、不備がないことを確認した上で意思表明の受付を行う。	(同時申込みの場合における意思表明書の提出等)
3 (略) 4 (略) 5 (略)	3 (略) 4 (略) 5 (略)	3 (略) 4 (略) 5 (略)	3 (略) 4 (略) 5 (略)

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(工事費負担金契約の締結等) 第103条 (略) 2 工事費負担金は、原則として、一般送配電事業者が連系等に必要な工事に着手するまでに、一括して支払うものとする。但し、系統連系希望者は、連系等に必要な工事が長期にわたる場合には、一般送配電事業者に対する支払条件の変更について協議を求めることができる。 3 一般送配電事業者は、前項 <u>但書</u> の協議の結果を踏まえ、合理的な範囲内で支払条件の変更に応じるものとする。	(工事費負担金契約の締結等) 第103条 (略) 2 工事費負担金は、原則として、一般送配電事業者が連系等に必要な工事に着手するまでに、一括して支払うものとする。 <u>ただし、系統連系希望者は、連系等に必要な工事が長期にわたる場合には、一般送配電事業者に対する支払条件の変更について協議を求めることができる。</u> 3 一般送配電事業者は、前項 <u>但書</u> の協議の結果を踏まえ、合理的な範囲内で支払条件の変更に応じるものとする。
(連系承諾後に連系等を拒むことができる場合) 第105条 (略) 一～二 (略) 三 <u>電気事業法</u> 、環境影響評価法その他の法令に基づき、発電設備等に関する契約申込みに係る事業が廃止となつた場合 四 発電設備等に関する契約申込みの内容を変更することにより、系統連系工事の内容を変更(但し、軽微な変更は除く。)する必要が生じる場合 五 (略) 2 (略)	(連系承諾後に連系等を拒むことができる場合) 第105条 (略) 一～二 (略) 三 <u>法</u> 、環境影響評価法その他の法令に基づき、発電設備等に関する契約申込みに係る事業が廃止となつた場合 四 発電設備等に関する契約申込みの内容を変更することにより、系統連系工事の内容を変更(ただし、軽微な変更は除く。)する必要が生じる場合 五 (略) 2 (略)
(同一法人である一般送配電事業者に発電設備等の連系等を希望する場合) 第108条 系統連系希望者が、自らが維持及び運用を行う発電設備等について、一般送配電事業者として自らが運用する送電系統への連系等を希望する場合には、 <u>本節</u> の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて適用する。但し、第83条、第103条及び第111条は適用しない。	(同一法人である一般送配電事業者に発電設備等の連系等を希望する場合) 第108条 系統連系希望者が、自らが維持及び運用を行う発電設備等について、一般送配電事業者として自らが運用する送電系統への連系等を希望する場合には、 <u>この節</u> の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて適用する。 <u>ただし、第83条、第103条及び第111条は適用しない。</u>
(受付・回答状況の共有) 第109条 一般送配電事業者は、業務規程第100条第2項に定める発電設備等に関する系統アクセサ業務に係る情報の定期的な取りまとめ及び公表のため、一般送配電事業者が受け付けた発電設備等に関する系統アクセサ業務(但し、最大受電力が500キロワット以上の発電設備等の案件に限る。)について、電圧階級別の申込み受付日及び回答日(回答予定期日までに回答できなかつた案件については超過理由を含む。)を、本機関が求めるところにより、本機関に提出しなければならない。 2 (略)	(受付・回答状況の共有) 第109条 一般送配電事業者は、業務規程第100条第2項に定める発電設備等に関する系統アクセサ業務に係る情報の定期的な取りまとめ及び公表のため、一般送配電事業者が受け付けた発電設備等に関する系統アクセサ業務(但し、最大受電力が500キロワット以上の発電設備等の案件に限る。)について、電圧階級別の申込み受付日及び回答日(回答予定期日までに回答できなかつた案件については超過理由を含む。)を、本機関に提出しなければならない。
(事前検討の申込み及び受付) 第114条 需要設備と高压又は特別高压の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、需要設備に関する契約申込みに先立ち、事前検討の申込みを行うことができる。但し、需要設備側に存する発電設備等の新規設置、変更又は廃止を伴う場合はこの限りでない。 2 (略)	(事前検討の申込み及び受付) 第114条 需要設備と高压又は特別高压の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、需要設備に関する契約申込みに先立ち、事前検討の申込みを行うことができる。 <u>ただし、需要設備側に存する発電設備等の新規設置、変更又は廃止を伴う場合はこの限りでない。</u>
(需要設備に関する契約申込みに対する検討及び回答) 第117条 (略) 2 (略) 一～二 (略) 三 工事費負担金概算(内訳を含む)及び算定根拠 四～六 (略) 七 運用上の制約(制約の根拠を含む) 八 発電設備等の連系に必要な対策(需要設備側に発電設備等(但し、送電系統と連系しない設備	(需要設備に関する契約申込みに対する検討及び回答) 第117条 (略) 2 (略) 一～二 (略) 三 工事費負担金概算(内訳を含む)及び算定根拠 四～六 (略) 七 運用上の制約(制約の根拠を含む) 八 発電設備等の連系に必要な対策(需要設備側に発電設備等(但し、送電系統と連系しない設備

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
除く。)がある場合に限る)	を除く。)がある場合に限る。)
(同一法人である一般送配電事業者の需要設備への電気の供給を行う場合) 第119条 系統連系希望者が、一般送配電事業者として自らが運用する送電系統に連系している需要設備に対して、新たな電気の供給又は契約電力の増加等を希望する場合には、 <u>本節の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて準用する。</u> ただし、前条は準用しない。	(同一法人である一般送配電事業者の需要設備への電気の供給を行う場合) 第119条 系統連系希望者が、一般送配電事業者として自らが運用する送電系統に連系している需要設備に対して、新たな電気の供給又は契約電力の増加等を希望する場合には、 <u>この節の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて準用する。</u> ただし、前条は準用しない。
(系統連系希望者による電源接続案件募集プロセス開始の申込み) 第120条 系統連系希望者は、接続検討の回答者が本機関又は一般送配電事業者であるかを問わらず、接続検討の回答において、工事費負担金の対象となる系統連系工事が業務規程第76条第1項に定める規模以上となる場合は、本機関に対し、電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行うことができる。 <u>但し、系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合で、系統連系希望者が、業務規程第51条第2号に基づき広域系統整備に関する提起を行っているときはこの限りでない。</u>	(系統連系希望者による電源接続案件募集プロセス開始の申込み) 第120条 系統連系希望者は、接続検討の回答者が本機関又は一般送配電事業者であるかを問わらず、接続検討の回答において、工事費負担金の対象となる系統連系工事が業務規程第76条第1項に定める規模以上となる場合は、本機関に対し、電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行うことができる。 <u>ただし、系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合で、系統連系希望者が、業務規程第51条第2号に基づき広域系統整備に関する提起を行っているときはこの限りでない。</u>
(リプレース案件の対象となる資本関係及び契約関係) 第124条 (略) 一 (略) 二 契約関係を有する者 次のアからウに掲げる者 ア 当該発電事業者と新設発電設備等を共同で開発又は維持、運用する契約を締結し、又は、締結することを予定している電気供給事業者(電気供給事業者になろうとする者を含む。以下、本号において同じ。) イ (略) ウ 前ア及びイに掲げる電気供給事業者と前号に掲げる資本関係がある者	(リプレース案件の対象となる資本関係及び契約関係) 第124条 (略) 一 (略) 二 契約関係を有する者 次のアからウに掲げる者 ア 当該発電事業者と新設発電設備等を共同で開発又は維持、運用する契約を締結し、又は、締結することを予定している電気供給事業者(電気供給事業者になろうとする者を含む。以下、本号において同じ。) イ (略) ウ <u>この号ア及びイに掲げる電気供給事業者と前号に掲げる資本関係がある者</u> (廃止を伴う新設発電設備等の契約申込みの制限) 第130条 リプレース対象事業者は、リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者が、最大受電力が10万キロワット以上のリプレース発電設備等を廃止する場合において、業務規程第90条第1項第3号の場合に該当するときは、廃止日から12か月が経過するまでの間、リプレース案件系統連系募集プロセス(業務規程第96条に基づき、同プロセス後に電源接続案件募集プロセスが開始された場合を含む。)によらずに、新設発電設備等に関する契約申込みを行うことができない。但し、次の各号に掲げるときはこの限りでない。
一 業務規程第90条第1項第2号に該当するとき。 二 全国又は供給区域の需給状況等に鑑み、本機関が発電設備等の連系を認め必要があると認めたとき。	一 業務規程第90条第1項第2号に該当するとき。 二 全国又は供給区域の需給状況等に鑑み、本機関が発電設備等の連系を認め必要があると認めたとき。
(系統アクセス業務の回答) 第132条 一般送配電事業者は、 <u>本章に定める回答予定期間にかかる</u> 回答を不正に遅延してはならない。 2 一般送配電事業者は、 <u>系統アクセス業務の回答に当たっては、</u> 本章に定める事項のほか、 <u>系統情報ガイドラインに基づき、必要な情報</u> を提示しなければならない。	(系統アクセス業務の回答) 第132条 一般送配電事業者は、 <u>この章に定める回答予定期日及び回答期間にかかる</u> 回答を行いうよう努めなければならず、 <u>可能な限り早期に系統アクセス業務に係る回答を行う</u> よう努めなければならず、 <u>系統アクセス業務の回答を不当に遅延してはならない。</u> 2 一般送配電事業者は、 <u>系統アクセス業務の回答に当たっては、</u> この章に定める事項のほか、 <u>系統情報ガイドラインに基づき、必要な情報</u> を提示しなければならない。

変更前（変更点に下線）		変更後（変更点に下線）
(本機関の系統アクセス業務等への協力)		(本機関の系統アクセス業務等への協力)
第136条 (略)		第136条 (略)
2 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、本機関の求めに応じ、系統アクセス業務の質の向上を図るために、業務規程101条に定める系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務の改善策の検討に協力しなければならない。		2 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、本機関の求めに応じ、系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務の改善策の検討に協力しなければならない。
(一般送配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備の工事が含まれる場合の特則)		(一般送配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備の工事が含まれる場合の特則)
第137条 発電設備等又は需要設備の連系等に際し、一般送配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備（本条において、需要設備を含む。）の工事が含まれる場合の工事費負担金契約等の内容は、一般送配電事業者を含む関係者間の協議により定めるものとする。		第137条 発電設備等又は需要設備の連系等に際し、一般送配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備（本条において、需要設備を含む。）の工事が含まれる場合の工事費負担金契約等の内容は、一般送配電事業者を含む関係者間の協議により定めるものとする。
2 (略)		2 (略)
(託送供給契約者による計画の提出)		(託送供給契約者による計画の提出)
第138条 (略)		第138条 (略)
2 (略)		2 (略)
一 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画（調達先（卸電力取引所における前日スボット取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。）		一 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画（調達先（卸電力取引所における前日スボット取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。）
二 調達計画 需要計画における前日スボット取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。）		二 調達計画 需要計画における前日スボット取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。）
三 販売計画 販売先の調達計画に對応して販売する計画（販売先（卸電力取引所における前日スボット取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。）		三 販売計画 販売先の調達計画に對応して販売する計画（販売先（卸電力取引所における前日スボット取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。）
4 様数の託送供給契約者（自己等への電気の供給を行ふ者を除く。以下、本項及び次項において同じ。）が、託送供給契約に関する一般送配電事業者との協議及び託送供給の実施に関する事項についての権限を特定の託送供給契約者（以下「代表契約者」という。）に委任している場合には、第1項にかかるわらず、代表契約者が、当該複数の託送供給契約者の需要調達計画等を取りまとめ、需要調達計画等を提出しなければならない。		4 様数の託送供給契約者（自己等への電気の供給を行ふ者を除く。以下、本項及び次項において同じ。）が、託送供給契約に関する一般送配電事業者との協議及び託送供給の実施に関する事項についての権限を特定の託送供給契約者（以下「代表契約者」という。）に委任している場合には、第1項にかかるわらず、代表契約者が、当該複数の託送供給契約者の需要調達計画等を取りまとめ、需要調達計画等を提出しなければならない。
5 (略)		5 (略)
(発電契約者並びに一般送配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出)		(発電契約者並びに一般送配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出)
第139条 (略)		第139条 (略)
2 (略)		2 (略)
一 販売計画 販売先の調達計画に對応して販売する計画（販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値		一 販売計画 販売先の調達計画に對応して販売する計画（販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値
二 販売計画 販売先の調達計画に對応して販売する計画（販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値		二 販売計画 販売先の調達計画に對応して販売する計画（販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値

変更前(変更新点に下線)		変更後(変更新点に下線)	
とする。)		三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画(調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならぬ。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)(略)	三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画(調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならぬ。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)(略)
三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならぬ。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)(新設)	4 第2項第1号にかかるはず、発電契約者は、一般送配電事業者から、系統運用上の必要性に基づき、発電地点別又は発電機別ごとの発電の内訳の記載を求められた場合は、これを発電計画に記載しなければならない。(新設)	4 第2項第1号にかかるはず、発電契約者は、次の各号に掲げる場合において、発電地点別又は発電機別ごとの発電の内訳の記載を求められたときは、これを発電計画に記載しなければならない。	4 第2項第1号にかかるはず、発電契約者は、次の各号に掲げる場合において、発電地点別又は発電機別ごとの発電の内訳の記載を求められたときは、これを発電計画に記載しなければならない。
一 一般送配電事業者からの系統運用上の必要性に基づく要請があつた場合	二 本機関からの容量市場の運営上の必要性に基づく要請があつた場合	一 一般送配電事業者による計画の提出	二 本機関からの容量市場の運営上の必要性に基づく要請があつた場合
第139条の2 (略)	(需要抑制契約者による計画の提出)	第139条の2 (略)	(需要抑制契約者による計画の提出)
2 (略)		2 (略)	
一 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、当該電力販売分ごとの計画値とする。)	二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、当該電力販売分ごとの計画値とする。)	一 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、当該電力販売分ごとの計画値とする。)	二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、当該電力販売分ごとの計画値とする。)
一 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画(調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)	二 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画(調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)	一 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画(調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)	二 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画(調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)
三 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画(本条においては全て翌日計画を指す。)の計画値により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画(この条においては全て翌日計画を指す。)の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(ただし、一般送配電事業者の許可を受けていない発電契約者にあっては、一般送配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。)又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年6月3日法律第59号)による改正前のFIT法に定める特定契約を締結している小売電気事業者等であって特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(但し、一般送配電事業者の許可を受けていない発電契約者にあっては、一般送配電事業者との間でのその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。)は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けた旨を希望する旨の発電計画(以下「特例発電計画」という。)を作成する。なお、週間計画の計画についてでは、小売電気事業者等自らが作成するものとする。	三 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画(本条においては全て翌日計画を指す。)の計画値により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画(この条においては全て翌日計画を指す。)の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(ただし、一般送配電事業者の許可を受けていない発電契約者にあっては、一般送配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。)又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年6月3日法律第59号)による改正前のFIT法に定める特定契約を締結している小売電気事業者等であって特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(但し、一般送配電事業者の許可を受けていない発電契約者にあっては、一般送配電事業者との間でのその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。)は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けた旨を希望する旨の発電計画(以下「特例発電計画」という。)を作成する。なお、週間計画についてでは、小売電気事業者等自らが作成するものとする。	三 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画(本条においては全て翌日計画を指す。)の計画値により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画(この条においては全て翌日計画を指す。)の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(ただし、一般送配電事業者の許可を受けていない発電契約者にあっては、一般送配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。)又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年6月3日法律第59号)による改正前のFIT法に定める特定契約を締結している小売電気事業者等であって特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(但し、一般送配電事業者の許可を受けていない発電契約者にあっては、一般送配電事業者との間でのその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。)は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けた旨を希望する旨の発電計画(以下「特例発電計画」という。)を作成する。なお、週間計画についてでは、小売電気事業者等自らが作成するものとする。	三 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画(本条においては全て翌日計画を指す。)の計画値により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画(この条においては全て翌日計画を指す。)の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(ただし、一般送配電事業者の許可を受けていない発電契約者にあっては、一般送配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。)は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けた旨を希望する旨の発電計画(以下「特例発電計画」という。)を作成する。なお、週間計画についてでは、小売電気事業者等自らが作成するものとする。

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)	
一 (略)	一 (略)	ア (略)	イ 一般送配電事業者は、 <u>本号ア</u> により特例契約者等が作成した様式に、実需給日の前々日16時までに、特例発電計画に係る太陽光電源又は風力電源の発電計画の値を入力する。
二 (略)	二 (略)	ア (略)	イ 一般送配電事業者は、実需給日の前々日16時までに、 <u>本号ア</u> の特例発電計画の妥当性を確認する。
2 (略)	2 (略)	ア (略)	イ 一般送配電事業者は、第1項第1号イの特例発電計画の想定方法について、 <u>予め定め公表する</u> とともに、当該方法により想定した実績を定期的に取りまとめて公表するものとする。
3 (略)	3 (略)	ア (略)	イ 一般送配電事業者は、 <u>第1項第1号イ</u> の特例発電計画の想定方法について、 <u>予め定め公表する</u> とともに、当該方法により想定した実績を定期的に取りまとめて公表するものとする。
(一般送配電事業者による計画等の提出)		(一般送配電事業者による計画等の提出)	
第141条 (略)	第141条 (略)	一・二 (略)	三 供給区域における発電契約者の発電実績、一般送配電事業者及び特定送配電事業者のFIT電源により発電された電気の調達実績並びに託送供給契約者の需要実績 供給月の2か月後(ただし、当該期限にかかるらず、概算値については、速やかに提出しなければならない。)
(特定送配電事業者による情報提出)	(特定送配電事業者による情報提出)	三 供給区域における発電契約者の発電実績、一般送配電事業者と託送供給契約を締結していない登録特定送配電事業者を含む。以下、 <u>二の条</u> において同じ。)は、供給計画のほか、本機関が必要と認めるときは、供給区域の需要及び供給力に関する資料を提出しなければならない。	
第142条 特定送配電事業者(一般送配電事業者と託送供給契約を締結していない登録特定送配電事業者を含む。以下、 <u>本条</u> において同じ。)は、供給計画のほか、本機関が必要と認めるとときは、供給区域の需要及び供給力に関する資料を提出しなければならない。	第142条 特定送配電事業者(一般送配電事業者と託送供給契約を締結していない登録特定送配電事業者を含む。以下、 <u>二の条</u> において同じ。)は、供給計画のほか、本機関が必要と認めるとときは、供給区域の需要及び供給力に関する資料を提出しなければならない。	2 (略)	(本機関の指示に基づく取引価格の公表)
(本機関の指示に基づく取引価格の公表)	(本機関の指示に基づく取引価格の公表)	2 (略)	第148条 一般送配電事業者は、緊急的な供給力の不足分を調達するため、本機関の指示に基づき、一般送配電事業者間ににおいて電力融通を行う場合の精算の基礎となる取引価格等を <u>予め公表しなければならない。</u>
(本機関の指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者の託送利用に関する契約)	(本機関の指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者の託送利用に関する契約)	2 (略)	第149条 一般送配電事業者その他の電気供給事業者(但し、送電事業者を除く。)は、本機関の指示又は要請に基づく電気の供給に伴う託送供給を行ったため、託送供給の実施前又は緊急時やむを得ない場合は託送供給の実施後、速やかに託送供給の条件等を定めた契約を締結するものとする。
(潮流調整)		(潮流調整)	
第153条 (略)	第153条 (略)	一 (略)	二 一般送配電事業者が調整力として <u>予め確保する</u> 発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整(発電機の起動又は停止を含む。以下同じ。)
二 (略)	二 一般送配電事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、流通設備(ただし、連系線は除く。)に流れる潮流が運用容量を超える又は超過するおそれがある場合は、前項の発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができない発電機の発電計画提出者間の公平性を確保しつつ、出力調整による潮流調整効果の高い発電機の出力の調整を行う。		

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)
(電力系統に異常発生が予想されるときの事前措置)		(電力系統に異常発生が予想されるときの事前措置)
第154条 (略) 2 (略) 一～四 (略)	第154条 (略) 2 (略) 一～四 (略)	第154条 (略) 2 (略) 一～四 (略)
五 一般送配電事業者が調整力として <u>至め</u> 確保する発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整	五 一般送配電事業者が調整力として <u>あらかじめ</u> 確保する発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整	五 一般送配電事業者が調整力として <u>あらかじめ</u> 確保する発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整
六 (略) 3 (略) 4 (略)	六 (略) 3 (略) 4 (略)	六 (略) 3 (略) 4 (略)
(電力系統の異常発生時の措置)	(電力系統の異常発生時の措置)	(電力系統の異常発生時の措置)
第155条 (略) 一 二 一般送配電事業者が調整力として <u>至め</u> 確保する発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整	第155条 (略) 一 二 一般送配電事業者が調整力として <u>あらかじめ</u> 確保する発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整	第155条 (略) 一 二 一般送配電事業者が調整力として <u>あらかじめ</u> 確保する発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整
三 (略) 四 電力設備の緊急停止(人身の安全を損なうおそれがある場合又は電力設備の故障の発生若しくは拡大のおそれがある場合に限る)	三 (略) 四 電力設備の緊急停止(人身の安全を損なうおそれがある場合又は電力設備の故障の発生若しくは拡大のおそれがある場合に限る)	三 (略) 四 電力設備の緊急停止(人身の安全を損なうおそれがある場合又は電力設備の故障の発生若しくは拡大のおそれがある場合に限る)
五 (略)	五 (略)	五 (略)
(電力系統の異常発生時の供給区域の需要の抑制又は遮断)	(電力系統の異常発生時の供給区域の需要の抑制又は遮断)	(電力系統の異常発生時の供給区域の需要の抑制又は遮断)
第157条 (略) 一 二 一般送配電事業者は、供給区域の需要の抑制又は遮断にあたっては、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。	第157条 (略) 一 二 一般送配電事業者は、供給区域の需要の抑制又は遮断に当たっては、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。	第157条 (略) 一 二 一般送配電事業者は、自己が保有又は運転する電力設備を正常に運転することが困難となり、電力系統の安定性や電力品質の維持に影響を及ぼすことが予想される場合は、速やかにその状況を一般送配電事業者に連絡し、協議の上で必要な措置を講じる。ただし、一般送配電事業者との間で当該電気供給事業者が講じるべき措置を事前に合意している場合は、当該措置を講じた上で、一般送配電事業者へ連絡する。
三 (略)	三 (略)	三 (略)
(周波数の維持)	(周波数の維持)	(周波数の維持)
第158条 一般送配電事業者は、自己が保有又は運転する電力設備を正常に運転することが困難となり、電力系統の安定性や電力品質の維持に影響を及ぼすことが予想される場合は、速やかにその状況を一般送配電事業者に連絡し、協議の上で必要な措置を講じる。但し、一般送配電事業者との間で当該電気供給事業者が講じるべき措置を事前に合意している場合は、当該措置を講じた上で、一般送配電事業者へ連絡する。	第158条 一般送配電事業者は、自己が保有又は運転する電力設備を正常に運転することが困難となり、電力系統の安定性や電力品質の維持に影響を及ぼすことが予想される場合は、速やかにその状況を一般送配電事業者に連絡し、協議の上で必要な措置を講じる。但し、一般送配電事業者との間で当該電気供給事業者が講じるべき措置を事前に合意している場合は、当該措置を講じた上で、一般送配電事業者へ連絡する。	第158条 一般送配電事業者は、自己が保有又は運転する電力設備を正常に運転することが困難となり、電力系統の安定性や電力品質の維持に影響を及ぼすことが予想される場合は、速やかにその状況を一般送配電事業者に連絡し、協議の上で必要な措置を講じる。ただし、一般送配電事業者との間で当該電気供給事業者が講じるべき措置を事前に合意している場合は、当該措置を講じた上で、一般送配電事業者へ連絡する。
2 (略) 3 (略)	2 (略) 3 (略)	2 (略) 3 (略)
(異常時の周波数調整)	(異常時の周波数調整)	(異常時の周波数調整)
第165条 (略) 一 一般送配電事業者が調整力として確保した発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の緊急停止(揚水式発電機の揚水運転の緊急停止を含む。以下、本条において同じ。)	第165条 (略) 一 一般送配電事業者が調整力として確保した発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の緊急停止(揚水式発電機の揚水運転の緊急停止を含む。以下、本条において同じ。)	第165条 (略) 一 一般送配電事業者が調整力として確保した発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の緊急停止(揚水式発電機の揚水運転の緊急停止を含む。以下、本条において同じ。)
二・三 (略)	二・三 (略)	二・三 (略)

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(周波数異常時の供給区域の需要の抑制又は遮断) 第167条 一般送配電事業者は、周波数が大幅に低下した周波数異常時において、第165条に定める周波数調整を行ったにもかかわらず、周波数を維持又は回復できない場合には、供給区域の需要を抑制又は遮断することができる。但し、同条に定める周波数調整では周波数を維持又は回復することができないと考えられる緊急の場合は、同条に定める周波数調整を行わずに、供給区域の需要を抑制又は遮断できる。 2 一般送配電事業者は、供給区域の需要の抑制又は遮断にあたっては、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。	(周波数異常時の供給区域の需要の抑制又は遮断) 第167条 一般送配電事業者は、周波数が大幅に低下した周波数異常時において、第165条に定める周波数調整を行ったにもかかわらず、周波数を維持又は回復できない場合には、供給区域の需要を抑制又は遮断することができる。ただし、同条に定める周波数調整では周波数を維持又は回復することができないと考えられる緊急の場合は、同条に定める周波数調整を行わずに、供給区域の需要を抑制又は遮断できる。
(上げ調整力の活用) 第169条 (略) 一 一般送配電事業者が ^正 め確保した調整力の活用 二 (略)	(上げ調整力の活用) 第169条 (略) 一 一般送配電事業者が ^{あらかじめ} 確保した調整力の活用 二 (略)
(予備力の増加) 第170条 (略) 一 (略) 二 火力発電機の定格出力をを超える運転の準備(但し、一般送配電事業者が発電設備を保有する事業者と事前に合意した発電機に限る。) 三 (略)	(予備力の増加) 第170条 (略) 一 (略) 二 火力発電機の定格出力をを超える運転の準備(ただし、一般送配電事業者が発電設備を保有する事業者と事前に合意した発電機に限る。) 三 (略)
(供給力が不足する場合の需要の抑制又は遮断) 第172条 一般送配電事業者は、前2条の措置を行ってもなお自己の供給区域の需給ひつ迫を解消できないときは、需要の抑制又は遮断を行うことができる。但し、緊急やむを得ない場合は、前2条の措置を講じることなく、需要の抑制又は遮断を行うことができる。 2 一般送配電事業者は、前項の措置を行うにあたり、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。	(供給力が不足する場合の需要の抑制又は遮断) 第172条 一般送配電事業者は、前2条の措置を行ってもなお自己の供給区域の需給ひつ迫を解消できないときは、需要の抑制又は遮断を行うことができる。 ^{ただし、緊急やむを得ない場合は、前2条の措置を講じることなく、需要の抑制又は遮断を行うことができる。} 2 一般送配電事業者は、前項の措置を行うにあたり、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。
(下げ調整力の活用) 第173条 (略) 一 一般送配電事業者が調整力として ^{予め} 確保した発電機の出力抑制及び揚水式発電機の揚水運動車	(下げ調整力の活用) 第173条 (略) 一 一般送配電事業者が調整力として ^{あらかじめ} 確保した次のアからウに掲げる方法 ア 登電機の出力抑制 イ 揚水式発電機の揚水運動 ウ 需給バランス改善用の電力貯蔵装置の充電 二 一般送配電事業者からオンラインで調整ができる ^{登電機の出力抑制及び揚水式発電機の揚水運動車}
(下げ調整力が不足する場合の措置) 第174条 (略) 一 一般送配電事業者からオンラインで調整できない火力電源等(火力制御が困難な電源及び下げ調整力不足の解消への効果が低い電源は除く。以下同じ。)の発電機の出力抑制及び一般送配電事業者からオンラインで調整できない揚水式発電機の揚水運動(第3号、第4号、第5号及び第7号に掲げる方法を除く。) ア 火力電源等(出力制御が困難な電源及び下げ調整力不足の解消への効果が低い電源を除く。以	(下げ調整力が不足する場合の措置) 第174条 (略) 一 一般送配電事業者からオンラインで調整できない次のアからウに掲げる方法(第3号、第4号、第5号及び第7号に掲げる方法を除く。) ア 登電機の出力抑制 イ 揚水式発電機の揚水運動 ウ 需給バランス改善用の電力貯蔵装置の充電

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
掲げる方法を除く。)	下同じ。) の発電機の出力抑制 イ 握式発電機の揚水運転 ウ 需給バランス改善用の電力貯蔵装置の充電
二 (略) 三 バイオマスの専焼電源(但し、次号の地域バイオマス電源を除く。以下同じ。)の出力抑制 四 地域資源バイオマス電源(地域に賦存する資源(未利活用伐材等のバイオマス、メタン発酵ガス、一般廃棄物)を活用する発電設備(但し、燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力抑制が困難なもの)を除く。)をいう。以下同じ。)の出力抑制 五~七 (略) 2 (略)	二 バイオマスの専焼電源(ただし、次号の地域バイオマス電源を除く。以下同じ。)の出力抑制 三 地域資源バイオマス電源(地域に賦存する資源(未利活用伐材等のバイオマス、メタン発酵ガス、一般廃棄物)を活用する発電設備(ただし、燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力抑制が困難なもの)を除く。)をいう。以下同じ。)の出力抑制 五~七 (略)
(出力抑制又は揚水運転の実施に係る事前協議) 第175条 一般送配電事業者は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる下げ調整力不足を回避するための措置の要請の対象として選定された発電設備に係る発電契約者又は当該発電設備を保有する発電設備設置者(以下、本節において「発電契約者等」という。)とあらかじめ出力抑制又は揚水運転に係る料金その他の条件について、合意しなければならない。	三 バイオマスの専焼電源(ただし、次号の地域バイオマス電源を除く。以下同じ。)の出力抑制又は揚水運転の実施に係る事前協議) 第175条 一般送配電事業者は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる下げ調整力不足を回避するための措置の要請の対象として選定された発電設備に係る発電契約者又は当該発電設備を保有する発電設備設置者(以下、この節において「発電契約者等」という。)とあらかじめ出力抑制又は揚水運転に係る料金その他の条件について、合意しなければならない。
(下げ代不足を解消するための本機関に対する指示の要請) 第182条 (略) 2 本機関は、前項の要請を受けた場合には、一般送配電事業者が第174条第1項第1号から第5号の措置を講じた後に前項の指示を行う。但し、下げ代不足を解消する緊急の必要性が認められる場合は、第174条の定めによらず、当該指示を行なうことができる。 (自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証) 第183条 (略) 一~三 (略)	二 本機関は、前項の要請を受けた場合には、一般送配電事業者が第174条第1項第1号から第5号の措置を講じた後に前項の指示を行う。ただし、下げ代不足を解消する緊急の必要性が認められる場合は、第174条の定めによらず、当該指示を行なうことができる。 (自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証) 第183条 (略) 一~三 (略)
四 第174条第1項第5号に定める措置を実施するために、あらかじめ定められた手続きに沿つて通じて行った出力抑制の具体的な内容 (発電契約者等に対する出力制御等を行った場合の説明) 第184条 一般送配電事業者は、第174条第1項各号(但し、第2号及び第6号を除く。)の出力抑制の対象となる発電設備の選定にあたり、電気供給事業者間の公平性に配慮しなければならない。	四 第174条第1項第5号に定める措置を実施するために、あらかじめ定められた手続きに沿つて年間を通じて行つた出力抑制の具体的な内容 (発電契約者等に対する出力制御等を行った場合の説明) 第184条 一般送配電事業者は、第174条第1項各号(ただし、第2号を除く。)に定める出力抑制の対象となる発電設備の選定にあたり、電気供給事業者間の公平性に配慮しなければならない。
2 一般送配電事業者は、第174条第1項第1号から第5号(但し、第2号を除く。)に定める出力抑制等を給電指令により行う際には、給電指令を受ける発電契約者等に対し、事前に、次の各号に掲げる事項について説明するとともに、当該事業者等と協議しなければならない。但し、緊急時には事後速やかに説明を行なうものとする。 一~三 (略) 3 一般送配電事業者は、発電契約者等から求められた場合は、書面をもって、第2項の説明を行うものとする。	2 一般送配電事業者は、第174条第1項第1号から第5号(ただし、第2号を除く。)に定める出力抑制等を給電指令により行う際には、給電指令を受ける発電契約者等に対し、事前に、次の各号に掲げる事項について説明するとともに、当該事業者等と協議しなければならない。ただし、緊急時には事後速やかに説明を行なうものとする。 一~三 (略) 3 一般送配電事業者は、発電契約者等から求められた場合は、書面をもって、第2項の説明を行うものとする。
(電圧調整) 第186条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、その供給する電気の電圧を電気事業法施行規則(平成7年10月18日通商産業省令第77号、以下「施行規則」という。)第44条第1項に定める範囲内に維持するよう努める(以下「電圧調整」という。) 一~五 (略)	(電圧調整) 第186条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、その供給する電気の電圧を電気事業法施行規則(平成7年10月18日通商産業省令第77号、以下「施行規則」という。)第38条第1項に定める範囲内に維持するよう努める(以下「電圧調整」という。) 一~五 (略)

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)	
2 (略) 3 (略)	2 (略) 3 (略)	(異常時の電圧調整) 第188条 (略) 2 一般送配電事業者は、前項の措置の実施にあたり、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間に公平性に配慮する。	(異常時の電圧調整) 第188条 (略) 2 一般送配電事業者は、前項の措置の実施に当たり、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間に公平性に配慮する。
		(給電指令の発受令に必要な事項の決定) 第190条 一般送配電事業者及び給電指令を受令する者(以下「受令者」という。)は、 <u>至め</u> 給電指令の発受令に備え、協議の上、給電指令の内容、給電指令の対象とする電力設備の範囲、給電指令の発受令の体制その他給電指令の発受令のために必要な事項を定めた給電申合書その他の協定書を締結する。	(給電指令の発受令に必要な事項の決定) 第190条 一般送配電事業者及び給電指令を受令する者(以下「受令者」という。)は、 <u>あらかじめ</u> 給電指令の発受令に備え、協議の上、給電指令の内容、給電指令の対象とする電力設備の範囲、給電指令の発受令の体制その他給電指令の発受令のために必要な事項を定めた給電申合書その他の協定書を締結する。
		(手順書の作成) 第191条 一般送配電事業者及び受令者は、給電指令を発受令するごとに、協議の上、給電指令を行するための手順書を作成する。但し、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。 一・二 (略) 2 (略)	(手順書の作成) 第191条 一般送配電事業者及び受令者は、給電指令を発受令するごとに、協議の上、給電指令を行するための手順書を作成する。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。 一・二 (略) 2 (略)
		(給電指令に基づく電力設備の運転等の実施) 第192条 受令者は、給電指令を迅速かつ確実に行い、合理的な理由のない限り、これを拒み、改変し又は実施を遅らせではない。但し、人身の安全、電力設備の保安、電力の安定供給及び電力品質の確保等に問題を生じるおそれがある場合は、受令者は、一般送配電事業者に対し、給電指令の変更又は中止を要請し、適切な意見を述べることができる。	(給電指令に基づく電力設備の運転等の実施) 第192条 受令者は、給電指令を迅速かつ確実に行い、合理的な理由のない限り、これを拒み、改変し又は実施を遅らせではない。ただし、人身の安全、電力設備の保安、電力の安定供給及び電力品質の確保等に問題を生じるおそれがある場合は、受令者は、一般送配電事業者に対し、給電指令の変更又は中止を要請し、適切な意見を述べることができる。
		(運用容量の算出の考え方) 第195条 (略) 2 (略)	(運用容量の算出の考え方) 第195条 (略) 2 (略)
		一 热容量等 設備健全時、又は、電力設備のN-1故障が発生した場合において、流通設備に流れる潮流を熱容量その他の設計上の許容値以下とできる連系線の潮流の最大値。 <u>ただし、</u> 本号における熱容量とは、流通設備に電流が流れた際の当該設備の温度が当該設備を継続的に使用することができる上限の温度となる潮流の値をいう。 二～四 (略)	一 热容量等 設備健全時、又は、電力設備のN-1故障が発生した場合において、流通設備に流れる潮流を熱容量その他の設計上の許容値以下とできる連系線の潮流の最大値。 <u>ただし、</u> 二の号における熱容量とは、流通設備に電流が流れた際の当該設備の温度が当該設備を継続的に使用することができる上限の温度となる潮流の値をいう。 二～四 (略)
		(下げ代不足時ににおける短時間熱容量による運用容量の算出) 第196条 特定の供給区域において下げ代不足が見込まれる場合において、前条第2項第1号の流通設備の熱容量に基づき運用容量が定められているときは、同号 <u>但書</u> にかかるわらず、下げ代不足が見込まれる期間に限定して、潮流の値を短時間熱容量に基づき算出することができます。但し、下げ代不足が見込まれる供給区域において給電指令により迅速かつ確実に出力抑制を行うことができる場合に限る。	(下げ代不足時ににおける短時間熱容量による運用容量の算出) 第196条 特定の供給区域において下げ代不足が見込まれる場合において、前条第2項第1号の流通設備の熱容量に基づき運用容量が定められているときは、同号 <u>但書</u> にかかるわらず、下げ代不足が見込まれる期間に限定して、潮流の値を短時間熱容量に基づき算出することができます。ただし、下げ代不足が見込まれる供給区域において給電指令により迅速かつ確実に出力抑制を行うことができる場合に限る。

変更前（変更点に下線）		変更後（変更点に下線）
(承認を受けた電源等の取扱い)	第209条の2 業務規程第144条の2第2号の電源を有する承認電源等保有者は、翌々日の運用容量が公表された以降、前日スポット取引へ影響が生じることがないように翌々日以降の発電に係る計画の変更はできないものとする。但し、次の各号の場合には、それぞれ当該各号に掲げる変更をすることができる。	（承認を受けた電源等の取扱い）
2 (略)	（承認内容に変更があつた場合の取扱い）	（承認内容に変更があつた場合の取扱い）
2 (略)	第214条 承認電源等保有者は、承認内容に変更があつた場合には、速やかに、本機関に対して、当該承認内容の変更の申請を行わなければならない。ただし、承認期間の短縮を伴わない変更である場合にはこの限りでない。	（承認内容に変更があつた場合の取扱い）
2 (略)	（承認内容に変更があつた場合の取扱い）	（承認内容に変更があつた場合の取扱い）
3 (略)	第229条 一般送配電事業者は、業務規程別表11－1に示す種別の電力設備の作業停止計画の取りまとめ及び調整を行う。但し、本機関が調整を行う電力設備の作業停止計画については、この限りでない。（以下、一般送配電事業者が調整を行う作業停止計画を、 <u>本章において「調整対象作業停止計画」という。</u> ）。	（一般送配電事業者による作業停止計画の調整）
2 (略)	2 電気供給事業者（一般送配電事業者を除く。 <u>この章において、以下同じ。</u> ）は、一般送配電事業者の行う作業停止計画の取りまとめ及び調整を実施する上で、作業停止期間等の情報共有を確実に行い、事故の未然防止や円滑な作業ができるようには相互に協力しなければならない。	（一般送配電事業者による作業停止計画の調整）
3 (略)	（作業停止計画の原案の提出）	（作業停止計画の原案の提出）
2 (略)	第230条 作業停止計画提出者は、次条に掲げる電力設備（一般送配電事業者と電気供給事業者の間で作業停止計画の調整対象とする旨を合意した電力設備に限る。以下、 <u>本章において同じ。</u> ）の点検、修繕等の作業を実施するため電力設備を停止するとき又は電力設備の点検、修繕等の作業によって電力設備の運用に制約が生じるときは、別表12－1で定める期日までに、別表12－2に掲げるところにより、作業停止計画の原案を提出する。	（作業停止計画の原案の提出）
3 (略)	3 一般送配電事業者は、供給区域の系統規模が大きい場合や作業停止計画が多数である場合等、電力設備の作業停止計画の調整対象とする旨を合意した電力設備に限る。以下、 <u>本章において同じ。</u> ）の各号に掲げる事項（一般送配電事業者が行う調整においては第11号を除く。）を考慮の上、行う。但し、第1号から第6号に掲げる事項を重視及び優先するものとする。	（作業停止計画の調整における考慮事項）
4 (略)	（作業停止計画の調整を行つては、発電機の出力の増加又は抑制によつて流通設備（但し、連系線は除く。）に流れる潮流調整を行う必要が生じた場合には、潮流調整の効果及び発電計画提出者間の公平性を考慮の上、出力の増加又は抑制の対象となる発電機	（作業停止計画の調整を行つては、発電機の出力の増加又は抑制によつて流通設備（但し、連系線は除く。）に流れる潮流調整を行つては、発電機の出力の増加又は抑制が必要が生じた場合には、潮流調整の効果及び発電計画提出者間の公平性を考慮の上、出力の増加又は抑制の対象となる発電機

		変更前(変更点に下線)を選定しなければならない。	
(系統情報の公表)			
第245条 一般送配電事業者及び送電事業者は、系統情報ガイドラインに基づき、電力系統の利用にものを除き、電力系統の利用に資する情報を当該一般送配電事業者及び送電事業者のウェブサイトにおいて公表する。		(系統情報の公表) 第245条 一般送配電事業者及び送電事業者は、系統情報ガイドラインに基づき、電力系統の利用に資する情報を公表する。	
二 國や地方公共団体の重要な機能の喪失に繫がるおそれがあるもの 二 特定の電力の供給契約に係る契約条件等に関するもの	一・二 (削除)		
2 前項により公表する情報の項目、公表手段及び公表時期は、別表13-1に定めるところによる。	2 業務規程第168条第2項で規定した本機関の公表内容のうち、一般送配電事業者及び送電事業者が公表すべき内容については、一般送配電事業者及び送電事業者が公表する。		
3 (略)	3 (略)		
(事業者の要請に基づく情報の提示)			
第246条 一般送配電事業者及び送電事業者は、系統連系希望者から当該検討に必要な情報の提示の要請があつた場合は、前条第1項各号に該当する情報を除き、別表13-2に定める情報を提示する。	第246条 削除		
2 前項により提示する情報の項目、提示手段及び提示時期は、別表13-2に定めるところによる。			
3 一般送配電事業者及び送電事業者は、第1項の情報の提示に際し、次の各号に掲げる措置を講じることができる。 一 閲覧者の事前登録 二 閲覧目的の明確化 三 秘密保持契約の締結			
四 その他提示する情報の保護のために必要な措置			
別表13-1 一般送配電事業者及び送電事業者が公表する情報及び公表の手段、時期	(削除)		
	情報項目	公表の手段	公表時期
(a) 一般送配電事業者及び送電事業者の系統ルール ・情報公表ルール ・設備形成ルール ・系統アクセスルール ・系統運用ルール ・流通設備建設計画(※1)		一般送配電事業者及び送電事業者のウェブサイト	都度
(b) 流通設備計画 ・流通設備建設計画(※1)		同上	同上
(c) 系統の空容量 ・系統の空容量に関する、簡易的に地図上に記載した送電系統図(特別高圧以上)(※2)		一般送配電事業者のウェブサイト	同上
(d) 需給関連情報(需給予想) ・供給区域の需要電力 翌日:翌日の最大時需要電力と予想時刻 当日:当日の最大時需要電力と予想時刻 ・供給区域の最大需要電力に対する供給電力 翌日:翌日の供給電力 当日:当日の供給電力		翌日:前日18時頃 同上 同上 同上 同上 同上	前日18時頃 当日:9時頃

変更前 (変更点に下線)				変更後 (変更点に下線)			
(e) 需給関連情報 (電力使用状況)		都度		(f) 需給関連情報 (需給実績)		四半期毎	
・供給区域の需要電力の現在値		同上		・供給区域の当日及び前日 (※3) の需要実績カーブ			
・供給区域の最大電力実績と発生時刻				・供給区域の供給実績 (1 時間値)			
・供給区域の供給実績 (電源種別、1 時間値)		同上		・供給区域の供給実績 (1 時間値)			
(g) 再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報 (※4)		同上		・出力抑制が行われた日、時間帯		出力抑制が行 われた日の属 する月の翌月	
・その時間帯ごとの給電指令が行われた出力の合計		同上		・その時間帯ごとの給電指令が行われた出力の合計			
・理由 (「下げ調整力不足」などの要因)							
(※1) 最新の供給計画において記載されているものとする。							
(※2) 統情報ガイドラインによる。							
(※3) 過日分の参考日を対象として表示する場合もある。							
(※4) 公表する事項は、FIT 法施行規則 (平成 24 年 6 月 18 日経済産業省令第 46 号) に準							
(注) 送電事業者は、(a) 及び (b) のみを公表するものとする。但し、(a) については系統運用ル							
ールを除く。							
別表 13-2 一般送配電事業者及び送電事業者が個々の要請に応じて提示する情報及び提示の手段、							
時期	情報項目	提示手段	提示時期				
(a) 流通設備の故障状況 (設備名、発生時刻、原因、復旧状況等)		一般送配電事業者 の送電サービス等 への店頭、電話 等での問合せに 応じ、個別に示 し、説明	都度				
(b) 系統アクセス情報 (特別高压)		一般送配電事業者 の送電サービス等 への店頭での問 合せに応じ、個別に示 し、説明	同上				
・地内系統 (連系線を除く一般送配電事業者が運用する送電系統をいう。以下、本表において同じ。) の送電系統図 (送電線、変圧器等の容量を含む。) (但し、別表 13-1 (b) (c) により公表する情報を除く。)		一般送配電事業者 の送電サービス等 への店頭での問 合せに応じ、個別に示 し、説明	同上				
・地内系統の作業停止計画 (計画及び実績)							
・地内系統の設備定数 (送電線、変圧器等の電圧、インピーダンス等)、短絡容量、系統保護リレーの設置状況その他送電系統への技術検討に係わる情報							
・地内系統の送変電設備計画 (但し、別表 13-1 (b) により公表する情報を除く。)							
・地内系統の停電実績 (但し、停電発生時に一般送配電事業者のウェブサイト等で公表する情報を除く。)							

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)	
(c) 系統アクセス情報(高圧) <ul style="list-style-type: none"> ・配電系統図(配電線及び変圧器の容量を含む。) ・希望配電線(系統連系希望者が連系を希望する配電線をい、以下、本表において同じ。)の潮流(予想及び実績) ・希望配電線の設備定数(配電線、変圧器等の電圧、インピーダンス等)、気絶容量、系統保護リレーの設置状況その他の配電設備への連系の技術検討に係わる情報 ・希望配電線の配電設備計画 ・希望配電線の停電実績(既し、停電発生時に一般送配電事業者のウェブサイト等で公表する情報を除く。) 	同上	(c) 系統アクセス情報(高圧) <ul style="list-style-type: none"> ・配電系統図(配電線及び変圧器の容量を含む。) ・希望配電線(系統連系希望者が連系を希望する配電線をい、以下、本表において同じ。)の潮流(予想及び実績) ・希望配電線の設備定数(配電線、変圧器等の電圧、インピーダンス等)、気絶容量、系統保護リレーの設置状況その他の配電設備への連系の技術検討に係わる情報 ・希望配電線の配電設備計画 ・希望配電線の停電実績(既し、停電発生時に一般送配電事業者のウェブサイト等で公表する情報を除く。) 	同上
<p>※1 具体的には、一般送配電事業者及び送電事業者の情報公表ルールで定める。</p> <p>※2 系統連系希望者の希望連系点付近の送電系統または配電系統図を提示する。</p>		<p>(スイッチング支援システム)</p> <p>第247条 スイッチング支援システムを通じて行うことのできる業務は、低圧需要者及び高压需要者、並びに低压FIT電源(FIT電源のうち低压の送電系統に連系するものをいう。以下同じ。)を保有する発電設備設置者及び低压FIT卒業電源(FIT電源契約の実績がある電源で、FIT電源契約を終了した発電設備のうち、低压の送電系統に連系するものをいう。以下同じ。)を保有する発電設備設置者に関する次の各号に掲げる業務(以下「スイッチング支援対象業務」という。)とする。但し、第3号の使用量情報照会については、契約電力500キロワット以上の高压需要者及び特別高压需要者に関するものも含む。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 使用量情報照会(低压FIT電源及び低压FIT卒業電源に係るもの)を除く。)</p> <p>四 託送等異動業務(高压需要者の再点、高压需要者のアンペア変更、低压FIT電源のアンペア変更、低压FIT卒業電源のアンペア変更及び需要抑制量調整供給契約に係るもの)を除く。)</p> <p>五～七 (略)</p> <p>2 本章においては、特に記載のない限り、次の各号に掲げるとおり需要者を区分する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 特別高压需要者 標準電圧が2万ボルト以上で受電する需要者をい、</p> <p>3 本章の規定は、小売電気事業者、一般送配電事業者及び需要抑制契約者がスイッチング支援対象業務を行う場合について適用する。</p> <p>(供給地點設備情報照会)</p> <p>第251条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする場合には、供給地點特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。但し、低压FIT電源に関する情報は住所情報及び検針日情報のみとする。</p> <p>2 需要抑制契約者は、特定単供給契約を締結しようとする上での必要がある場合には、供給地點特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。但し、低压FIT電源及び低压FIT卒業電源に関する情報は住所情報及び検針日情報のみとする。</p>	<p>(スイッチング支援システム)</p> <p>第247条 スイッチング支援システムを通じて行うことのできる業務は、低圧需要者、高压需要者、並びに低压FIT電源(FIT電源のうち低压の送電系統に連系するものをいう。以下同じ。)を保有する発電設備設置者及び低压FIT卒業電源(FIT電源契約の実績がある電源で、FIT電源契約を終了した発電設備のうち、低压の送電系統に連系するものをいう。以下同じ。)を保有する発電設備設置者に関する次の各号に掲げる業務(以下「スイッチング支援対象業務」という。)とする。但し、第3号の使用量情報照会については、契約電力500キロワット以上の高压需要者にに関するものも含む。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 使用量情報照会(低压FIT電源及び低压FIT卒業電源に係るもの)を除く。)</p> <p>四 託送等異動業務(高压需要者の再点、高压需要者のアンペア変更、低压FIT電源のアンペア変更、低压FIT卒業電源のアンペア変更及び需要抑制量調整供給契約に係るもの)を除く。)</p> <p>五～七 (略)</p> <p>2 本章においては、特に記載のない限り、次の各号に掲げるとおり需要者を区分する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 特別高压需要者 標準電圧が2万ボルト以上で受電する需要者をい、</p> <p>3 本章の規定は、小売電気事業者、一般送配電事業者及び需要抑制契約者がスイッチング支援対象業務を行う場合について適用する。</p> <p>(供給地點設備情報照会)</p> <p>第251条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする場合には、供給地點特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。但し、低压FIT電源に関する情報は住所情報及び検針日情報のみとする。</p> <p>2 需要抑制契約者は、特定単供給契約を締結しようとする上での必要がある場合には、供給地點特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。但し、低压FIT電源及び低压FIT卒業電源に関する情報は住所情報及び検針日情報のみとする。</p>

変更前(変更点に下線)		変更後(変更点に下線)	
第252条 (略) 2 (略) 3 小売電気事業者及び需要抑制契約者は、使用量情報照会の委任を受けた場合には、公的証明書等に基づき、当該委任を行った者が需要者本人であることを確認しなければならず、使用量情報照会に当たって、当該証明書等の写しを一般送配電事業者に送付するものとする。	第252条 (略) 2 (略) 3 小売電気事業者及び需要抑制契約者は、使用量情報照会の委任を受けた場合には、公的証明書等に基づき、当該委任を行った者が需要者本人であることを確認しなければならず、使用量情報照会に当たって、当該証明書等の写しを一般送配電事業者に送付するものとする。	第252条 (略) 2 (略) 3 小売電気事業者及び需要抑制契約者は、使用量情報照会の委任を受けた場合には、公的証明書等に基づき、当該委任を行った者が需要者本人であることを確認しなければならず、使用量情報照会に当たって、当該証明書等の写しを一般送配電事業者に送付するものとする。	第252条 (略) 2 (略) 3 小売電気事業者及び需要抑制契約者は、使用量情報照会の委任を受けた場合には、公的証明書等に基づき、当該委任を行った者が需要者本人であることを確認しなければならず、使用量情報照会に当たって、当該証明書等の写しを一般送配電事業者に送付するものとする。
4 (略) 5 (略)	4 (略) 5 (略)	4 (略) 5 (略)	4 (略) 5 (略)
(託送等異動業務) 第253条 (略) 一 (略) 二 需要者の移転等に伴う電気の使用の開始(以下「再点」という。)	(託送等異動業務) 第253条 (略) 一 (略) 二 需要者又は発電設備設置者の移転等に伴う電気の使用の開始又は発電の開始(以下「再点」という。)	(託送等異動業務) 第253条 (略) 一 (略) 二 需要者又は発電設備設置者の移転等に伴う電気の使用の開始又は発電の開始(以下「再点」という。)	(託送等異動業務) 第253条 (略) 一 (略) 二 需要者又は発電設備設置者の移転等に伴う電気の使用の開始又は発電の開始(以下「再点」という。)
三～四 (略) 五 需要者及び発電者情報の変更	三～四 (略) 五 需要者及び発電者情報の変更	三～四 (略) 五 需要者及び発電設備設置者情報の変更	三～四 (略) 五 需要者及び発電設備設置者情報の変更
(託送供給契約の切替え) 第254条 (略) 2 (略) 3 一般送配電事業者は、スイッチング開始申込み及びスイッチング停止申込みの双方を受け付けた日(以下「マッチング日」という。)以後の日で、新小売電気事業者と現小売電気事業者がスイッチングを希望する日(以下「スイッチング希望日」という。)において、託送供給契約の切替えを行う。但し、スイッチング希望日は、次の各号に掲げる日以降としなければならない。 一・二 (略)	(託送供給契約の切替え) 第254条 (略) 2 (略) 3 一般送配電事業者は、スイッチング支援システムを通じて、スイッチング開始申込み及びスイッチング停止申込みの双方を受け付けた日(以下「マッチング日」という。)以後の日で、新小売電気事業者と現小売電気事業者がスイッチングを希望する日(以下「スイッチング希望日」という。)において、託送供給契約の切替えを行う。但し、スイッチング希望日は、次の各号に掲げる日以降としなければならない。 一・二 (略)	(託送供給契約の切替え) 第254条 (略) 2 (略) 3 一般送配電事業者は、スイッチング支援システムを通じて、スイッチング開始申込み及びスイッチング停止申込みの双方を受け付けた日(以下「マッチング日」という。)以後の日で、新小売電気事業者と現小売電気事業者がスイッチングを希望する日(以下「スイッチング希望日」という。)において、託送供給契約の切替えを行う。但し、スイッチング希望日は、次の各号に掲げる日以降としなければならない。 一・二 (略)	(託送供給契約の切替え) 第254条 (略) 2 (略) 3 一般送配電事業者は、スイッチング支援システムを通じて、スイッチング開始申込み及びスイッチング停止申込みの双方を受け付けた日(以下「マッチング日」という。)以後の日で、新小売電気事業者と現小売電気事業者がスイッチングを希望する日(以下「スイッチング希望日」という。)において、託送供給契約の切替えを行う。但し、スイッチング希望日は、次の各号に掲げる日以降としなければならない。 一・二 (略)
(再点の申込み) 第255条 (略) 2 小売電気事業者は、需要者が小売供給契約の締結以前から電気の使用を開始している場合は、需要者からの申出に基づき、需要者の電気の使用開始日を再点日とできる。但し、需要者の電気の使用開始日が再点申込日から起算して31日を超えて過る場合は、小売電気事業者は、スイッチング支援システムを利用することはできない。 3 前項但書においては、小売電気事業者は、再点申込みに關し、個別に一般送配電事業者と協議を行うものとする。	(再点の申込み) 第255条 (略) 2 小売電気事業者は、需要者が小売供給契約の締結以前から電気の使用を開始している場合は、需要者からの申出に基づき、需要者の電気の使用開始日を再点日とできる。但し、需要者の電気の使用開始日が再点申込日から起算して31日を超えて過る場合は、小売電気事業者は、スイッチング支援システムを利用することはできない。 3 前項但書においては、小売電気事業者は、再点申込みに關し、個別に一般送配電事業者と協議を行うものとする。	(再点の申込み) 第255条 (略) 2 小売電気事業者は、需要者が小売供給契約の締結以前から電気の使用を開始している場合は、需要者からの申出に基づき、需要者の電気の使用開始日を再点日とできる。但し、需要者の電気の使用開始日が再点申込日から起算して31日を超えて過る場合は、小売電気事業者は、スイッチング支援システムを利用することはできない。 3 前項但書においては、小売電気事業者は、再点申込みに關し、個別に一般送配電事業者と協議を行うものとする。	(再点の申込み) 第255条 (略) 2 小売電気事業者は、需要者が小売供給契約の締結以前から電気の使用を開始している場合は、需要者からの申出に基づき、需要者の電気の使用開始日を再点日とできる。但し、需要者の電気の使用開始日が再点申込日から起算して31日を超えて過る場合は、小売電気事業者は、スイッチング支援システムを利用することはできない。 3 前項但書においては、小売電気事業者は、再点申込みに關し、個別に一般送配電事業者と協議を行うものとする。
(スイッチング廃止取次) 第260条 (略) 2 現小売電気事業者は、スイッチング廃止取次にあたって、現小売電気事業者に對し、次の各号に掲げる本人確認に必要な情報を提供する。	(スイッチング廃止取次) 第260条 (略) 2 現小売電気事業者は、スイッチング廃止取次にあたって、現小売電気事業者に對し、次の各号に掲げる本人確認に必要な情報を提供する。	(スイッチング廃止取次) 第260条 (略) 2 現小売電気事業者は、スイッチング廃止取次にあたって、現小売電気事業者に對し、次の各号に掲げる本人確認に必要な情報を提供する。	(スイッチング廃止取次) 第260条 (略) 2 現小売電気事業者は、スイッチング廃止取次にあたって、現小売電気事業者に對し、次の各号に掲げる本人確認に必要な情報を提供する。
一～三 (略) 3 現小売電気事業者は、平日の営業時間内においては、スイッチング支援システムを利用して、1時間に1回以上、新小売電気事業者からの廃止取次の申込みの有無を確認しなければならない。但し、システムトラブルその他やむを得ない事情のある場合についてはこの限りではない。	一～三 (略) 3 現小売電気事業者は、平日の営業時間内においては、スイッチング支援システムを利用して、1時間に1回以上、新小売電気事業者からの廃止取次の申込みの有無を確認しなければならない。但し、システムトラブルその他やむを得ない事情のある場合についてはこの限りではない。	一～三 (略) 3 現小売電気事業者は、平日の営業時間内においては、スイッチング支援システムを利用して、1時間に1回以上、新小売電気事業者からの廃止取次の申込みの有無を確認しなければならない。但し、システムトラブルその他やむを得ない事情のある場合についてはこの限りではない。	一～三 (略) 3 現小売電気事業者は、平日の営業時間内においては、スイッチング支援システムを利用して、1時間に1回以上、新小売電気事業者からの廃止取次の申込みの有無を確認しなければならない。但し、システムトラブルその他やむを得ない事情のある場合についてはこの限りではない。
4 現小売電気事業者は、新小売電気事業者から提供を受けた第2項各号に掲げる情報の内容と自己の保有する情報の内容が一致する場合には、スイッチング支援システムを通じ、速やかにスイッチング	4 現小売電気事業者は、新小売電気事業者から提供を受けた第2項各号に掲げる情報の内容と自己の保有する情報の内容が一致する場合には、スイッチング支援システムを通じ、速やかにスイッチング	4 現小売電気事業者は、新小売電気事業者から提供を受けた第2項各号に掲げる情報の内容と自己の保有する情報の内容が一致する場合には、スイッチング支援システムを通じ、速やかにスイッチング	4 現小売電気事業者は、新小売電気事業者から提供を受けた第2項各号に掲げる情報の内容と自己の保有する情報の内容が一致する場合には、スイッチング支援システムを通じ、速やかにスイッチング

変更前（変更点に下線）		変更後（変更点に下線）	
廃止取次を可とする旨を回答しなければならない。但し、新小売電気事業者のスイッチング廃止取次の申込みが需要者本人の意思に基づかないと窺われる特別の事情がある場合はこの限りでない。	5 6 (略)	廃止取次を可とする旨を回答しなければならない。ただし、新小売電気事業者のスイッチング廃止取次の申込みが需要者本人の意思に基づかないと窺われる特別の事情がある場合はこの限りでない。	5 6 (略)
(スイッチング廃止取次の委任を受けるときの説明義務)	第261条 (略)	(スイッチング廃止取次の委任を受けるときの説明義務)	第261条 (略)
一 新小売電気事業者が需要者の委任を受けた場合には、需要者に代わって、現小売電気事業者に対しスイッチング廃止取次を行うこと	二 新小売電気事業者の廃止取次に対して、現小売電気事業者が廃止取次を可とした場合、現小売供給契約が解約されること	一 新小売電気事業者が需要者の委任を受けた場合には、需要者に代わって、現小売電気事業者に対しスイッチング廃止取次を行うこと。 二 新小売電気事業者の廃止取次に対して、現小売電気事業者が廃止取次を可とした場合、現小売供給契約が解約されること。	一 新小売電気事業者が需要者の委任を受けた場合には、需要者に代わって、現小売電気事業者に対しスイッチング廃止取次を行うこと。 二 新小売電気事業者の廃止取次に対して、現小売電気事業者が廃止取次を可とした場合、現小売供給契約が解約されること。 三 現小売供給契約を解約した場合、違約金等の不利益が発生する可能性があること。 四 (略)
(低圧FIT電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合)	第266条 低圧FIT電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、 <u>本章の規定は、「供給地点特定番号」を「受電地点特定番号」、「供給地点」を「受電地点」、「需要者」を「発電設備設置者」、「小売供給」を「特定供給」及び「小売供給契約」を「特定契約」と読み替えて適用するものとする。</u> <u>但し、第254条、第255条、第257条及び第259条から第261条までは適用しない。</u> (新設)	(低圧FIT電源及び低圧FIT卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合)	第266条 低圧FIT電源及び低圧FIT卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、 <u>本章の規定は、「供給地点特定番号」を「受電地点特定番号」、「供給地点」を「受電地点」、「需要者」を「発電設備設置者」、「小売供給」を「特定供給」及び「小売供給契約」を「特定契約」と読み替えて適用するものとする。</u> 2 前項にかかわらず、低圧FIT電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、第247条、 第252条から第255条、第257条及び第261条までは適用せず、低圧FIT卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、第247条、第252条、第253条、 第255条第2項及び第3項並びに第257条は適用しない。 3 第1項にかかわらず、一般送配電事業者と電気の特定契約を締結している低圧FIT電源がFIT買取期間満了に伴うスイッチング支援対象業務を行う場合は、第247条及び第252条から第262条までを適用しない。
(緊急時の対応)	第267条 (略)	(緊急時の対応)	第267条 (略)
2 (略)	2 (略)	3 (略)	3 (略)
一 毎年度、本機関に対し、防災業務計画に定める情報を提出すること 二 本機関からの求めに応じ、防災訓練に参加すること 三 (略)	一 毎年度、本機関に対し、防災業務計画に定める情報を提出すること 二 本機関からの求めに応じ、防災訓練に参加すること 三 (略)	一 每年度、本機関に対し、防災業務計画に定める情報を提出すること 二 本機関からの求めに応じ、防災訓練に参加すること 三 (略)	一 每年度、本機関に対し、防災業務計画に定める情報を提出すること 二 本機関からの求めに応じ、防災訓練に参加すること 三 (略)
(電力需給等に関する情報の本機関への提出)	第268条 (略)	(電力需給等に関する情報の本機関への提出)	第268条 (略)
一 周波数に関する実績 自らの供給区域において、標準周波数から以下に示す変動幅に維持された時間の比率の実績(但し、離島における周波数の実績は除く。) ア～エ (略)	一 周波数に関する実績 自らの供給区域において、標準周波数から以下に示す変動幅に維持された時間の比率の実績(但し、離島における周波数の実績は除く。) ア～エ (略)	一 周波数に関する実績 自らの供給区域において、標準周波数から以下に示す変動幅に維持された時間の比率の実績(但し、離島における周波数の実績は除く。) ア～エ (略)	一 周波数に関する実績 自らの供給区域において、標準周波数から以下に示す変動幅に維持された時間の比率の実績(但し、離島における周波数の実績は除く。) ア～エ (略)
二 電圧に関する実績 自らの供給区域において、施行規則第45条に基づき電圧を測定した地点数並びに別表16-1の維持すべき値を逸脱した地点数及びその比率 三 (略)	二 電圧に関する実績 自らの供給区域において、施行規則第45条に基づき電圧を測定した地点数並びに別表16-1の維持すべき値を逸脱した地点数及びその比率 三 (略)	二 電圧に関する実績 自らの供給区域において、施行規則第39条に基づき電圧を測定した地点数並びに別表16-1の維持すべき値を逸脱した地点数及びその比率 三 (略)	二 電圧に関する実績 自らの供給区域において、施行規則第39条に基づき電圧を測定した地点数並びに別表16-1の維持すべき値を逸脱した地点数及びその比率 三 (略)
四 その他本機関が電力需給の改善にあたり状況を継続的に確認することが必要と考へる事項 2 一般送配電事業者は、本機関の要請に応じ、法第26条第3項及び施行規則第45条に基づき記録	四 その他本機関が電力需給の改善にあたり状況を継続的に確認することが必要と考へる事項 2 一般送配電事業者は、本機関の要請に応じ、法第26条第3項及び施行規則第39条に基づき記録	四 その他本機関が電力需給の改善にあたり状況を継続的に確認することが必要と考へる事項 2 一般送配電事業者は、本機関の要請に応じ、法第26条第3項及び施行規則第39条に基づき記録	四 その他本機関が電力需給の改善にあたり状況を継続的に確認することが必要と考へる事項 2 一般送配電事業者は、本機関の要請に応じ、法第26条第3項及び施行規則第39条に基づき記録

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
し保存している周波数及び電圧の測定結果並びに電気関係報告規則第3条に基づき国へ報告した供給支障事故の情報その他の本機関が前項の評価・分析にあたって必要となる情報を提供しなければならないものとする。	し保存している周波数及び電圧の測定結果並びに電気関係報告規則第3条に基づき国へ報告した供給支障事故の情報その他の本機関が前項の評価・分析にあたって必要となる情報を提供しなければならないものとする。
(事業者コード等の申請)	(事業者コード等の申請)
第269条 託送供給契約者、発電契約者、需要抑制契約者その他電気供給事業者は、 <u>本機関</u> に対し、 <u>需要調達計画等、発電販売計画等、需要抑制計画等及び供給計画を広域機関システムを通じて提出するため、次の各号に掲げる当該システムで使用する番号（コード）の発行を本機関に申請しなければならない。</u>	第269条 託送供給契約者、発電契約者、需要抑制契約者その他電気供給事業者は、 <u>需要調達計画等、発電販売計画等、需要抑制計画等及び供給計画等及び供給計画を広域機関システムを通じて本機関に提出するため、次の各号に掲げる当該システムで使用する番号（コード）の発行を本機関に申請しなければならない。（略）</u>
2 本機関は、前項により申請を受け付けた場合は、申請のあつた事業者に対しコードを発行するとともに、その内容を一般送配電事業者に通知する。	2 本機関は、前項によりコードの発行を受けた市場参加資格事業者は <u>除く。</u> （略）
附則 (マージンの利用の暫定措置)	附則 第4条 削除
第4条 業務規程第82条に掲げるシステム構築が完了するまでの間のマージン利用計画の扱いは、次の各号に定めるところによる。 一 マージンの一部の利用を可能とする連系線 マージンの一部の利用を可能とする連系線は、業務規程別表9-1に掲げる東京中部間連系設備及び北海道本州間連系設備に限る。 二 マージン利用計画の値 ア マージン利用計画の値は、星間帯及び夜間帯ごとに一定値とする。 イ 運間計画におけるマージン利用計画の値は、月間計画における値と同一とする。 三 マージン利用計画の変更 ア 業務規程第69条に定める週間計画の更新以降、受給日の2営業日前の12時までは、マージン利用計画は変更することができない。但し、業務規程別表9-5に定める不可避的な変更又は発電トラブルによる変更の場合はこの限りでない。 イ 受給日の1営業日前の12時から前日の12時までの間にマージン利用計画の変更を希望する場合には、業務規程別表9-5に定める不可避的な変更として、その変更計画を提出する。	第4条 削除
附則 (平成29年9月6日)	附則 (平成29年9月6日)
(施行期日) 第1条 (略)	(施行期日) 第1条 (略)
2 前項にかかわらず、第33条、第138条から第139条の2まで、第197条から第228条まで、第233条、第238条、第244条及び第269条並びに附則第2条から第5条までの規定は、本機関の理事会の議決により定めた平成30年4月1日から1年以内の日（但し、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。	2 前項にかかわらず、第33条、第138条から第139条の2まで、第197条から第228条まで、第233条、第238条、第244条及び第269条並びに附則第2条から第5条までの規定は、本機関の理事会の議決により定めた平成30年4月1日から1年以内の日（ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。
3 (略)	3 (略)

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
附則(平成30年6月29日) (施行期日) 第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。但し、附則第2条から第4条までの規定は、平成30年10月1日から施行する。	附則(平成30年6月29日) (施行期日) 第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。 <u>ただし</u> 、附則第2条から第4条までの規定は、平成30年10月1日から施行する。
(発電制約が伴う広域連系系統の作業停止計画の情報共有) 第4条 一般送配電事業者は、第3年度の広域連系系統の作業停止計画において、発電制約が伴うことが想定される場合は、作業停止期間が概ね30日を超える作業停止件名を、第2・3・6条第3項に定める提出時期までに、発電計画提出者と共有する。ただし、次の各号に掲げる作業停止件名は、可能な限り第4年度以降を含めるものとする。 一・二 (略) 2 (略)	(発電制約が伴う広域連系系統の作業停止計画の情報共有) 第4条 一般送配電事業者は、第3年度の広域連系系統の作業停止計画において、発電制約が伴うことが想定される場合は、作業停止期間が概ね30日を超える作業停止件名を、第2・3・6条第3項に定める提出時期までに、発電計画提出者と共有する。ただし、次の各号に掲げる作業停止件名は、可能な限り第4年度以降を含めるものとする。 一・二 (略) 2 (略)
(新設) 附則(平成30年6月29日) (施行期日) 第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。 2 前項にかかわらず、第15条の2から第15条の19まで、第17条、第13・9条及び第2・6・9条の規定は、2019年7月1日から2021年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日(ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。)から施行する。	(新設) 附則(平成30年6月29日) (施行期日) 第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。 2 前項にかかわらず、第15条の2から第15条の19まで、第17条、第13・9条及び第2・6・9条の規定は、2019年7月1日から2021年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日(ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。)から施行する。
(新設) 附則(平成30年6月29日) (施行期日) 第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。 2 前項にかかわらず、第15条の2から第15条の19まで、第17条、第13・9条及び第2・6・9条の規定は、2019年7月1日から2021年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日(ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。)から施行する。	(新設) 附則(平成30年6月29日) (施行期日) 第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。 2 前項にかかわらず、第15条の2から第15条の19まで、第17条、第13・9条及び第2・6・9条の規定は、2019年7月1日から2021年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日(ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。)から施行する。

監査報告書

電気事業法（以下、「法」という）第28条の20第3項及び第28条の49第2項の規定に基づき、電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）の2018年度に係る監査を実施した結果を以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査計画・監査方針を定めた上で、理事長、理事、監査室その他職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、会計監査の分野及び業務監査の分野を中心に調査を行い、その結果を監事間で協議しました。

具体的には、2回の総会、43回の理事会その他の会議に出席し、議案、重要な決裁文書、経済産業大臣に提出する文書、会計帳簿、会計書類等を閲覧及び調査し、本機関の理事等から、職務の執行状況等について報告を受け、隨時説明を求めました。また、監査室と適時に情報連絡会を実施し、内部監査結果について、緊密な連携を図りました。

以上の方針により、法令・諸規程等の規定に従い、適正かつ効率的な業務の運営が行われているか等の観点から監査を実施しました。

2. 監査の結果

- (1) 本機関の業務運営は法令・諸規程に従って適正に実施され、理事会決議の内容は相当であると認めます。
- (2) 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (3) 2018年度の「財務諸表等」（財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書）は、法第28条の49第2項の規定に基づく監事の意見書のとおり本機関の財政状態及び経営成績を適正に表示しているものと認めます。

2019年5月8日

電力広域的運営推進機関

監事 高木佳子 印

監事 千葉彰 印

電気事業法第28条の49第2項の規定による 監事の意見書

1. 監査の概要

電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）の2018年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書（以下、「財務諸表等」という。）について、理事会その他の会議に出席し、会計書類及び重要な決裁文書を閲覧及び調査し、本機関の理事等から職務の執行状況等について定期的に報告を受け、隨時説明を求めること、及び監査室と内部監査結果について緊密な連携を図ることにより、監査を実施しました。

2. 意見

2018年度の財務諸表等は、法令及び会計規程等に基づき、本機関の当年度における財政状態及び経営成績を適正に表示しているものと認めます。

2019年5月8日

電力広域的運営推進機関

監事 高木佳子 

監事 千葉彰 

総会会場ご案内図



会場 中央区立日本橋公会堂 4階ホール（東京都中央区日本橋蛎殻町1-3 1-1）

交通 東京メトロ 半蔵門線「水天宮前」駅6番出口から徒歩2分

日比谷線「人形町」駅A2出口から徒歩5分

東西線「茅場町」駅4-a出口から徒歩10分

都営地下鉄 浅草線「人形町」駅A3・A5番出口から徒歩7分

中央区コミュニティバス（江戸バス） 北循環25「日本橋区民センター」下車0分

駐車場の用意はいたしておりませんので、予めご了承ください